

第3章 災害応急計画

第1節 活動組織設置・組織動員	震-3-6
1. 活動体制基準	震-3-6
2. 災害対策本部の設置前の配備体制	震-3-7
3. 災害対策本部の設置及び災害対策本部設置時の配備体制	震-3-7
4. 災害活動班における動員計画	震-3-14
5. 避難所開設及び避難所配備職員配備職員等の動員計画	震-3-17
6. 災害時における職員の服務及び福利厚生	震-3-18
7. 平常業務の機能	震-3-19
8. 情報システムの復旧	震-3-19
第2節 情報の収集・伝達・報告	震-3-20
1. 通信体制	震-3-20
2. 地震情報等の収集・伝達	震-3-24
3. 佐倉市における被害情報等の収集・伝達	震-3-24
4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告	震-3-29
第3節 応援の要請・受入れ	震-3-38
1. 行政機関との相互応援協力	震-3-38
2. 国等に対する応援要請	震-3-40
3. 消防機関の応援	震-3-41
4. 水道事業体等の相互応援	震-3-41
5. 協定等締結民間団体等に対する応援要請	震-3-41
6. 経費の負担等	震-3-41
第4節 自衛隊への災害派遣要請	震-3-44
1. 災害派遣の要請	震-3-44
2. 災害派遣部隊の受入体制	震-3-45
3. 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容	震-3-46
4. 災害派遣部隊の撤収要請	震-3-47
5. 経費負担区分	震-3-48
第5節 災害広報・広聴対策	震-3-49
1. 災害広報	震-3-49
2. 報道機関への情報提供等	震-3-51
3. 住民等の各種相談窓口の設置	震-3-52

第6節 応急避難	震-3-54
1. 避難の指示等の実施機関	震-3-54
2. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施	震-3-55
3. 避難行動	震-3-58
4. 警戒区域の設定	震-3-59
第7節 避難所の設置・管理	震-3-63
1. 指定避難所又は臨時避難所の開設	震-3-63
2. 指定避難所又は臨時避難所の管理及び運営	震-3-66
3. 福祉避難所の開設及び運営	震-3-69
4. 避難所の集約及び閉鎖	震-3-70
第8節 広域避難の要請・受入れ	震-3-72
1. 広域避難の要請又は受入れ	震-3-72
第9節 帰宅困難者等対策	震-3-75
1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ	震-3-75
2. 企業、学校等の関係機関における施設内待機	震-3-75
3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護	震-3-75
4. 帰宅困難者等への情報提供	震-3-75
5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	震-3-76
6. 徒歩帰宅支援	震-3-76
7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	震-3-77
第10節 要配慮者への対応	震-3-78
1. 避難所等の安全な場所までの避難行動支援	震-3-78
2. 要配慮者の避難状況等の把握	震-3-79
3. 避難生活支援	震-3-79
第11節 消火・救助対策	震-3-82
1. 災害発生状況の把握等	震-3-82
2. 消防活動	震-3-82
3. 救助・救急	震-3-84
4. 地域住民との連携	震-3-85
5. 危険物等の対策	震-3-85
6. 水防活動	震-3-87
第12節 医療救護	震-3-88
1. 関係者とその役割	震-3-88

2. 発災時における医療救護活動	震-3-89
3. 医薬品、医療資器材等の調達	震-3-95
第13節 安全確保対策	震-3-98
1. 被災建築物の応急危険度判定の実施	震-3-98
2. 市が管理する施設の応急対策	震-3-99
3. 被災宅地の危険度判定の実施	震-3-100
4. 公共土木施設等の安全確保対策	震-3-101
5. 農業施設等の応急措置	震-3-102
6. 危険物施設等の応急措置	震-3-102
7. 警備活動	震-3-103
第14節 住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行	震-3-104
1. 災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）	震-3-104
2. 被災証明書発行に係る調査	震-3-108
3. 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成	震-3-109
4. 被災証明書の発行	震-3-111
第15節 災害救助法の適用	震-3-113
1. 災害救助法の適用基準等	震-3-113
2. 滅失世帯数の算定基準	震-3-115
3. 救助の実施機関	震-3-115
4. 救助の種類	震-3-116
5. 災害救助法の適用手続等	震-3-116
第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保	震-3-118
1. 陸上輸送	震-3-118
2. 交通規制等	震-3-122
3. 航空輸送	震-3-125
4. 水上輸送	震-3-126
5. 鉄軌道施設の応急復旧	震-3-127
第17節 緊急物資の供給	震-3-130
1. 応急給水	震-3-130
2. 食糧の供給等	震-3-131
3. 生活必需物資等の供給等	震-3-135
第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等	震-3-139
1. 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	震-3-139
2. 被災住宅の応急修理	震-3-140
3. 損壊家屋等の解体撤去	震-3-141

4. 応急仮設住宅の設置及び供与	震-3-142
第19節 行方不明者及び遺体の捜索・収容・処理及び埋葬	震-3-146
1. 安否情報照会・捜索依頼の受付	震-3-146
2. 捜索の実施	震-3-147
3. 遺体の捜索	震-3-147
4. 遺体の処理	震-3-147
5. 埋葬	震-3-150
第20節 環境対策	震-3-151
1. し尿処理	震-3-151
2. 廃棄物の収集と処理	震-3-152
3. 環境保全対策	震-3-154
4. 動物対策	震-3-154
第21節 保健衛生活動	震-3-156
1. 保健活動	震-3-156
2. 防疫活動	震-3-157
3. 食品衛生管理	震-3-158
第22節 ライフラインの応急対策	震-3-159
1. 上水道	震-3-159
2. 公共下水道	震-3-160
3. ガス	震-3-161
4. 電力	震-3-163
5. 通信	震-3-164
6. 放送機関	震-3-166
第23節 応急教育等	震-3-167
1. 学校、幼稚園等の応急対策	震-3-167
2. 学用品の給与	震-3-168
3. 授業料等の減免・育英補助の措置	震-3-169
4. 保育園等の応急対策	震-3-170
5. 保育料等の減免の措置	震-3-172
6. 学校給食等の実施	震-3-172
7. 園児・児童・生徒等の健康管理等	震-3-172
8. 文化財の応急対策	震-3-172
第24節 応急公用負担等	震-3-173
1. 災害対策基本法に基づく応急公用負担	震-3-173
2. 他の法律に規定する応急公用負担	震-3-175

第25節 ボランティア協力対策	震-3-180
1. ボランティアニーズの把握等	震-3-180
2. 災害時におけるボランティアの受入体制の整備等	震-3-180
3. ボランティアの活動分野	震-3-183
4. ボランティアとして協力要請、参加の呼びかけ	震-3-184

第3章 災害応急計画

第1節 活動組織設置・組織動員

《基本方針》

大地震が発生した場合、人命被害にとどまらず、住宅の倒壊や流失、火災、崖崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害等、県内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害対策基本法、佐倉市災害対策本部条例（昭和37年佐倉市条例第23号）及び佐倉市災害対策本部条例施行規則（令和3年佐倉市規則第46号）の定めるところにより、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

1. 活動体制基準

（1）配備体制及び災害対策本部設置の基準

市は、地震が発生した際、次の表に掲げる震度に応じ、自動的に配備体制をとるとともに、災害対策本部を設置する。

【震度別配備基準】

震度1～3	・地震情報の収集を行う
震度4	・第1配備職員は職場又は自宅待機 ・その他の職員は連絡の取れる体制を取る
震度5弱	・第2配備職員は登庁し、被害状況の把握及び災害対応にあたる ・避難所長及び副所長は、避難所の安全確認を行う
震度5強	・災害対策本部の自動設置 ・第3・第4配備職員は登庁し、災害対応にあたる ・避難所長及び副所長は、避難所の安全確認を行う ・本部付き職員は、危機管理部へ参集し、本部事務にあたる
震度6弱以上	・災害対策本部の自動設置 ・非常登庁配備体制（第5配備） ・避難所配備職員は、各避難所又は支部へ参集し、開設 ・本部付き職員は危機管理部へ参集し、本部事務にあたる ・その他の職員は各所属へ登庁し、災害対応にあたる

（2）震度判定及び参集指令

① 震度は、佐倉市役所に設置してある震度計による。

なお、停電等により地震情報が確認できない場合は、職員各自の判断又は参集指令によるものとする。

② 活動体制をとるにあたり、市役所各部局において、参集指令等を行うための緊急連絡システムをあらかじめ定める。

③ 災害対策本部事務局（危機管理部）は、震度情報をたえず収集し、災害が発生するお

そのある場合、危機管理部長を通じ、市長及び副市長に報告する。

市長は、報告に基づき、配備体制等を検討・決定し、あらかじめ定められた緊急連絡系統により、参集指令を行う。

2. 災害対策本部の設置前の配備体制

市長は、次の配備基準に該当する場合、危機管理部長を責任者とする第1配備体制又は第2配備体制をとり、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置前の配備基準及び配備体制

災害対策本部設置前の配備基準及び配備体制については、次のとおりとする。

種 別	配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
第1配備	佐倉市役所に設置してある震度計が震度4を記録した場合 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合 本部長（市長）が必要と認めた場合	担当職員が自宅又は職場待機し、危機管理部は情報収集・連絡活動が円滑に行いうる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。	○所属配備 地震災害発生時の配備一覧のとお
第2配備	佐倉市役所に設置してある震度計が震度5弱を記録した場合 東海地震注意情報が発表された場合 本部長（市長）が必要と認めた場合	第1配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制をとる。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。	○所属配備 地震災害発生時の配備一覧のとお ○各出先機関の施設管理者 ○避難所 避難所長、副所長

(2) 配備を解く基準

市長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。

3. 災害対策本部の設置及び災害対策本部設置時の配備体制

災害対策本部長（市長）は、次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置基準

- ① 佐倉市役所に設置してある震度計が震度5強以上を記録した場合、自動設置とする。
- ② 佐倉市において、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合
- ③ 佐倉市において、大規模な災害が発生する、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、その対策を要すると認められた場合

- ④ 東海地震予知情報が発表されたとき
- ⑤ その他災害対策本部長（市長）が設置の必要を認めたとき

（2）災害対策本部設置時の配備基準

- ① 佐倉市役所に設置してある震度計が震度5強を記録した場合は第3・第4配備体制、震度6弱を記録した場合は第5配備体制（非常登庁配備体制）をとる。
- ② 災害対策本部が設置された場合は、原則として第3・第4・第5配備の範囲とし、災害対策本部会議において、状況に応じて適時、配備体制の決定を行う。

なお、災害対策本部設置時には、震度5弱以下の場合であっても、第3配備を自動配備する。

ただし、緊急を要する場合は、災害対策本部長（市長）が決定する。

（3）災害対策本部設置時の配備体制

災害対策本部設置時の配備体制については、次のとおりとする。

種 別	配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
第3配備	佐倉市役所に設置してある震度計が震度5強を記録した場合 東海地震予知情報が発表された場合 本部長（市長）が必要と認めた場合	第2配備体制を強化して、災害発生を防ぎ、災害の拡大防止等の災害応急対策が円滑に行うことができる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。	○災害対策本部 本部長 副本部長 本部員 本部付き職員 ○所属配備 地震災害発生時の配備一覧のとおり ○避難所 避難所長、副所長
第4配備	佐倉市役所に設置してある震度計が震度5強を記録した場合 災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	第3配備体制を強化して災害応急対策を行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。	○災害対策本部 本部長 副本部長 本部員 本部付き職員 ○所属配備 地震災害発生時の配備一覧のとおり ○避難所 避難所長、副所長
第5配備 (非常登庁体制)	佐倉市役所に設置してある震度計が震度6弱以上を記録した場合 災害対策本部会議又は本部長（市長）が必要と認めた場合	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。	全職員

（4）災害対策本部の組織及び運営

- ① 本部の組織及び災害対策本部会議

災害対策本部の組織、運営については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に示す災害対策本部組織及び事務分掌に基づくものとする。

本部においては、災害対策本部長（市長）、副本部長、本部員及び災害対策本部長（市長）が認めるその他の職員で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、実施の指令を行う。

② 災害対策本部事務局

災害対策本部事務局における所掌事務、職制及び事務局長等の職務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に示すものとする。

③ 本部付き職員

災害対策本部の運営を円滑に行うため、あらかじめ本部付き職員を指名し、災害対策本部事務局各班等に配置する。本部付き職員は、配置された各班班長の指示に基づき所掌事務を遂行するとともに、臨時避難所や市物資集積拠点を開設する必要がある場合、それぞれの開設・運営を担うものとする。

本部付き職員は、佐倉市役所に設置してある震度計が、震度5強以上を記録した場合に直ちに登庁し、災害対策本部事務局長（危機管理課長）及び各班長の指示のもと、災害対策本部の設置・運営やその他の事務分掌に定める事務を行うほか、震度5弱以下であっても、市内に甚大な被害が発生する等、災害対策本部の設置が必要となった場合には、災害対策本部事務局長（危機管理課長）の指示のもと、災害対策本部事務局へ参集する。

この際、交通機関の運行停止等により、災害対策本部事務局への参集が遅延する場合、所属する部を通じ災害対策本部事務局（危機管理課）にその旨を連絡する。

④ 現地対策本部

佐倉市災害対策本部条例第5条に規定する、現地対策本部における所掌事務及び設置場所等については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に示すものとする。

【地震災害発生時の配備一覧表】

部	班	課 名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備	第 5 配備
危機管理部	防災班	危機管理課	○	●	●	●	●
企画政策部	秘書班	秘書課			○	●	●
	物資需給班	企画政策課			○	○	●
	広報班	広報課	○	○	○	●	●
総務部	総務管理班	行政管理課			○	○	●
		人事課			○	○	●
	システム復旧班	情報システム課			○	●	●
	会計班	会計課			○	○	●
財政部	財政班	財政課			○	○	●
	税務班	市民税課			○	○	●
		資産税課			○	○	●
		収税課			○	○	●
	契約班	契約検査課			○	○	●
市民部	市民窓口班	市民課		○	○	○	●
	健康保険班	健康保険課		○	○	○	●
	出張所班	各出張所・派出所・市民サービスセンター 佐倉市パスポートセンター		△	○	○	●
	市民生活班	自治人権推進課		△	○	●	●
		和田ふるさと館		△	○	●	●
		志津コミュニティセンター		△	○	●	●
		市民公益活動サポートセンター		△	○	●	●
		シニアムセンター佐倉		△	○	●	●
		消費生活センター		△	○	●	●
		千代田・染井野ふれあいセンター		△	○	●	●
福祉部	福祉班	社会福祉課		○	○	●	●
		高齢者福祉課		○	○	●	●
		介護保険課		○	○	●	●
		障害福祉課		○	○	●	●

部	班	課 名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備	第 5 配備
こども支援部	児童福祉班	こども政策課		△	○	○	●
		こども保育課		○	○	○	●
		こども家庭課		△	○	○	●
		各保育園		△	○	○	●
健康推進部	医療防疫班	健康推進課		△	○	○	●
		母子保健課		△	○	○	●
		西部保健センター		△	○	○	●
		南部保健センター		△	○	○	●
	体育施設班	生涯スポーツ課		△	○	○	●
産業振興部	農政対策班	農政課		○	○	●	●
		佐倉草ぶえの丘		○	○	●	●
	商工対策班	(仮)商工振興課		○	○	●	●
		(仮)佐倉の魅力推進課		○	○	●	●
環境部	環境対策班	生活環境課			○	●	●
	廃棄物対策班	廃棄物対策課			○	●	●
土木部	土木班	土木管理課	○	○	●	●	●
		治水課	○	○	●	●	●
	道路班	道路維持課	○	○	●	●	●
		道路建設課	○	○	●	●	●
都市部	計画班	都市計画課 指名された職員	○	○	●	●	●
	公園緑地班	公園緑地課	○	○	●	●	●
	住宅班	住宅課	○	○	●	●	●
	建築物危険度判定班	建築指導課 指名された職員	○	○	●	●	●
	宅地危険度判定班	市街地整備課 指名された職員	○	○	●	●	●
資産経営部	管財班	資産経営課	○	○	○	○	●
	市有建築物班	施設保全課	○	○	○	○	●

部	班	課 名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備	第 5 配備
教育 部	教育管理班	教育総務課	○	○	○	●	●
	学校教育班	学務課		△	○	○	●
		指導課		△	○	○	●
		教育センター		△	○	○	●
		各小中学校		△	○	○	●
	社会教育班	社会教育課		△	○	○	●
	文化班	文化課		△	○	○	●
	公民館班	各公民館		△	○	○	●
	幼稚園班	各幼稚園		△	○	○	●
	市民音楽ホール班	市民音楽ホール		△	○	○	●
	美術館班	市立美術館		△	○	○	●
	図書館班	各図書館		△	○	○	●
協力 部	議会事務局協力班	議会事務局			○	○	●
	監査委員事務局協力班	監査委員事務局			○	○	●
	選挙管理委員会事務局協力班	選挙管理委員会事務局			○	○	●
	農業委員会事務局協力班	農業委員会事務局			○	○	●
上下 水道 部	※上下水道部の 定める配備体 制による	経営企画課	○	○	●	●	●
		水道課	○	○	●	●	●
		下水道課	○	○	●	●	●
	支部	各支部		○	○	○	●
	避難所	各指定避難所		○	○	○	●

※○…班に所属する職員のうち指名された職員が登庁

●…班に所属する全職員が登庁

△…出先機関の施設管理者（指定管理者含む）及び当該施設の所管課職員は、避難所や物資集積拠点、遺体安置所等として開設の指示があった場合、登庁

※兼務、併任職員については、原則として本務が属する部及び班の配備とする。

⑦ 災害対策本部組織の事務分掌

災害対策本部組織における避難所等の事務については、次のとおりとする。

また、各災害活動班の事務については、佐倉市災害対策本部条例施行規則に示すものとする。

避難所

班 名	所 掌 事 務
各指定避難所	1. 避難所開設・運営に関すること 2. 地区内の被災状況の把握及び連絡に関すること

水 防 班

(企画政策部・総務部・財政部・市民部・こども支援部・健康推進部・産業振興部・環境部・都市部・教育委員会・協力部共通事項)

班 名	所 掌 事 務
水 防 班	1. 部ごとに指定された場所の水防活動に関すること ※水防班の活動内容は、別途定める「風水害等災害対策編 第3章 第3節 水防活動」に定めるところによる。

各部共通事項

班 名	所 掌 事 務
各 部 共 通	1. 被害状況報告に関すること 2. 職員の動員及び参集人数報告に関すること 3. 業務継続、業務再開及び復旧に関すること 4. 部内他班の応援に関すること 5. 関連専門分野のボランティア・NPOの受入れに関すること

(5) 災害対策本部会議決定事項の通知

災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項は、そのつど危機管理部長が防災関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、佐倉市イントラネット、庁内放送、電話、FAX又は使送等により、速やかに各職員に周知徹底を図る。

(6) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、佐倉市役所敷地内に設置する。

災害対策本部会議は、佐倉市役所社会福祉センター3階会議室に置くものとし、災害対策本部事務局を佐倉市役所社会福祉センター3階危機管理部に置く。

佐倉市役所社会福祉センターに災害対策本部会議及び災害対策本部事務局を置くことができない場合は、佐倉市役所敷地内に存する他の施設のうちから代替施設を選定する。

なお、佐倉市役所敷地内では災害対策本部としての機能を発揮又は維持することが困難な場合は、ミレニアムセンター佐倉に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡し、周知徹底を図る。

都市部建築物危険度判定班、資産経営部市有建築物班及び教育委員会教育管理班は、庁舎の使用可否、佐倉市役所社会福祉センター3階への災害対策本部設置の可否を判断することは、後の災害応急対策の実施に影響を及ぼすことから、他の業務に優先し行う。

災害対策本部を設置する場合、災害対策本部事務局（危機管理部）は、直ちに設置される部屋を点検し、必要な機器等を配置する。

(7) 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、「佐倉市災害対策本部」の標識を掲示する。

(8) 佐倉市八街市酒々井町消防組合への出動及び応援要請

災害対策本部長（市長）は、災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部事務局（危機管理部）を通じて、その旨を速やかに佐倉市八街市酒々井町消防組合に連絡する。

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、災害の状況により独自に災害現場に出動し活動するが、災害の規模により災害対策本部だけでは対処できないと災害対策本部長（市長）が判断したときは、災害対策本部事務局（危機管理部）を通じて佐倉市八街市酒々井町消防組合に対して、出動及び応援の要請を行う。

(9) 職務・権限の代理

① 副本部長

災害対策本部長（市長）不在時、又は災害対策本部長（市長）に事故があるときは、佐倉市災害対策本部条例施行規則の規定により副本部長（副市長）が本部長の職務・権限を代理する。

② 危機管理部長

危機管理部長は、災害時その他緊急の対応を要する事態において、災害対策本部長（市長）又は副本部長（副市長）の命を受け、災害応急対策に関する事務の総合調整を行う。

また、災害時その他緊急の対応を要する事態において、災害対策本部長（市長）又は副本部長（副市長）が不在の場合、危機管理部長は、災害応急対策に関することについて代決することができる。

③ 各部・各班の長の代理

各部長の代理は、各部の班長が務める。

班長が複数いる場合は、あらかじめ各部長が職務・権限を代理する班長を指名する。

また、班長の代理は、副班長とし、あらかじめ各部長が指名する。

(10) 災害対策本部の閉鎖及び災害復旧・復興本部の設置

災害対策本部長（市長）は、佐倉市災害対策本部条例施行規則の規定により、災害対策本部を設置した後において、災害又は災害の発生するおそれが解消したため災害対策本部を設置しておく必要がなくなったと認めたときは、災害対策本部を閉鎖することができるものとする。

ただし、被災者への生活再建支援や災害復興事業を実施する必要がある場合には、災害復旧・復興本部を設置する。

(11) 設置及び閉鎖の通知

本部長（市長）は、災害対策本部を設置又は閉鎖した場合は、各部、知事、関係機関、報道機関、住民等にその旨を通知する。

4. 災害活動班における動員計画

(1) 配備計画

① 災害活動班及び出動職員の編成

原則として、各部長が部内を調整して、あらかじめ必要な災害活動班及び出動職員を編成しておくものとし、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に災害活動班及び出動職員の編成について周知徹底する。

各課長は、配備指令に直ちに应じられるよう、所属の職員について、あらかじめ第2配備から第4配備までの指令ごとの出動職員を把握するとともに、各職員に周知徹底する。

② 連絡体制の整備

防災担当等による情報収集・連絡活動が円滑に行えるようにするほか、上位の配備体制への移行時に速やかに職員の動員が行えるようにすることを目的に、あらかじめ各課等において連絡員等の所要人員を定める。

③ 災害活動班長の役割等

各部の部長は、あらかじめ災害活動班ごとに班長を指名する。

指名された班長は班内の業務の総括を行う他、原則として、本部連絡員を通じての災害対策本部との連絡及び部内の調整等を行う。

④ 本部連絡員の役割等

各部長は、あらかじめ部ごとに本部連絡員を指名する。

指名された本部連絡員は、本部員の指示により、災害対策本部との連絡及び部内の調整等を行う。

また、平常時においては部内の災害対策に関する調整、危機管理部との連絡、調整を行う。

⑤ 副班長の役割等

各部長は、あらかじめ副班長を指名する。

副班長は、班長を補佐し、班長不在の場合は、班長の代理として班内の業務を統括する。

班長が複数いる場合は、あらかじめ、各部長が班長の代理として班内の業務を統括する班長を指名する。

(2) 勤務時間内の動員方法

各部への連絡は、災害対策本部事務局（危機管理部）が佐倉市イントラネット、庁内放送、電話、FAX又は使送等によって行うものとし、佐倉市イントラネット、庁内放送、電話、FAX又は使送等の通知により、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替えるものとする。

(3) 勤務時間外の動員方法

① 自動参集による動員

職員は、自らテレビ・ラジオ等によって地震情報を収集し、動員基準に定める震度の地震を確認した場合は、該当する職員(第5配備の場合は全職員、第2配備から第4配備の場合は指名する者)は、連絡がなくとも直ちに参集する。

② 参集連絡等による動員

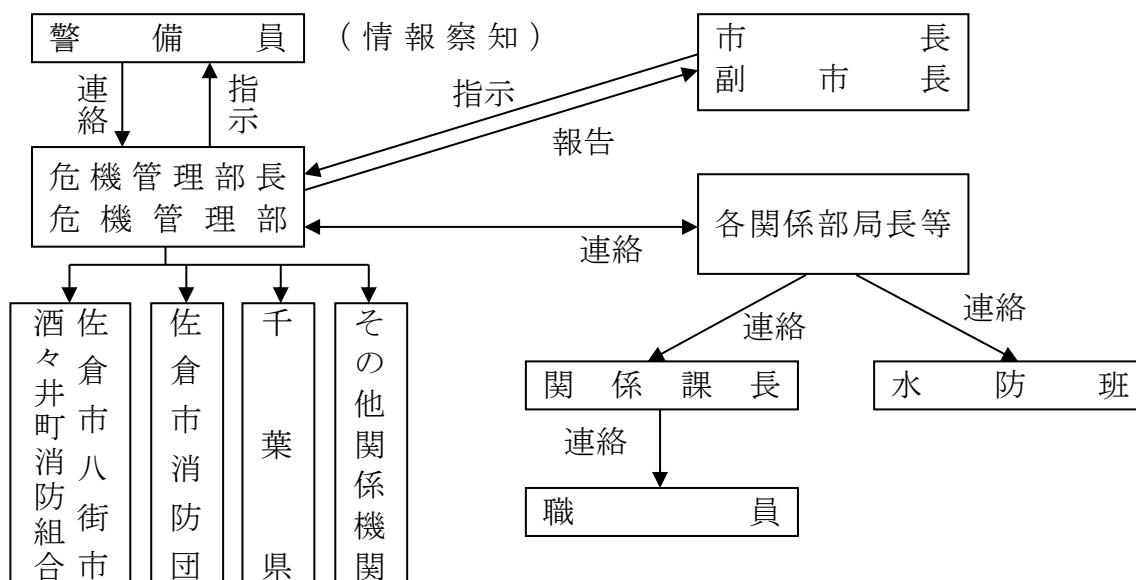
警備員は、災害発生情報を察知した場合は、別途定める「自然災害等に関する緊急情報の伝達マニュアル」等に基づき、直ちに危機管理部長又は危機管理部職員に対し、情報の伝達を行う。

危機管理部長又は危機管理部職員は、関係部局長等に情報の伝達を行うほか、災害

情報の様態や程度等を勘案し、関係部局長等に職員参集の依頼を行うものとし、危機管理部長は、災害情報や配備体制等について、市長及び副市長に報告を行う。

また、関係部局長は、危機管理部長又は危機管理部職員より職員参集依頼があった場合は、あらかじめ定めた災害活動班及び出動職員編成に基づき、職員への参集指示を行う。

【勤務時間外の動員連絡系統】



(4) 各部の本部連絡員による体制確立後の報告

災害対策本部長（市長）の配備体制の指示に基づき各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部連絡員を通じて災害対策本部事務局（危機管理部）に報告し、災害対策本部事務局（危機管理部長）は、災害対策本部長（市長）に報告する。

(5) 人員の確保・調整及び過渡的措置

① 第1配備から第4配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、現状の配備体制で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を災害対策本部事務局（危機管理部）へ報告する。

ただし、状況に応じ、他の部から応援を求めることが適当と判断されるときは、災害対策本部事務局（危機管理部）を通じて、災害対策本部長（市長）（災害対策本部設置前においては危機管理部）に応援要請を行い、必要数の応援を受ける。

② 第5配備の場合等、部内の全職員が配備されている場合

災害時の状況及び応急措置の推移により、災害対策本部長（市長）は、必要に応じて各部の所属する職員を他の部に応援させる。

そのため災害対策本部の設置後、各部長は動員者数を災害対策本部事務局（危機管理部）まで速やかに報告するとともに、応援の必要がある場合は、災害対策本部事務局（危機管理部）を通じて、災害対策本部長（市長）に応援要請を行い、必要数の応援を受ける。

③ 過渡的措置

各部長は、勤務時間外において非常時の配備体制に移行した際に、初動の段階では、参集職員数が少ないことが想定されることから、過渡的措置として職員の参集状況に

応じて、順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

(6) 県及び防災関係機関への動員状況の報告及び連絡

災害対策本部事務局（危機管理部）は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、防災関係機関に連絡する。

5. 避難所開設及び避難所配備職員等の動員計画

避難者への支援及び被害の概要を早期に把握して、災害対策本部における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、災害対策本部長（市長）は、避難所配備職員等を派遣する。

なお、各避難所の設置・管理の方法等については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

(1) 派遣基準

勤務時間内外において、佐倉市役所に設置してある震度計が震度5弱以上を記録した場合、災害対策本部長（市長）は、避難所配備職員等を派遣する。

ただし、震度5弱未満の場合であっても、現に被害が発生する等、避難所開設の必要がある場合には、災害対策本部長（市長）は、開設する避難所を選定のうえ、避難所配備職員等を派遣する。

(2) 動員方法及び動員時における活動

① 震度5弱又は震度5強の場合

ア 避難所長及び副所長は、指定避難所周辺の被害調査及び避難状況調査を行いながら各指定避難所に参集するものとし、避難所を開設する。

イ 避難所長及び副所長は、担当地区の概括的な被害情報の収集を行い、防災行政無線や携帯電話で災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理部）に報告する。

エ 災害対策本部長（市長）は、報告に基づき、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、指定避難所の開設について指示を行う。

オ 避難所長及び副所長は、指定避難所の開設の指示を受けたときは、直ちにその他の避難所配備職員に対し、参集の指示を行う。

カ 地震の揺れが長い等、被害の発生が予想される場合には、避難所長及び副所長からの報告の有無に関わらず、災害対策本部長（市長）は、指定避難所及び支部の開設について指示を行うものとし、全ての避難所配備職員を派遣する。

キ 臨時避難所を開設する必要がある場合、災害対策本部長（市長）は、災害対策本部事務局本部付き職員等（以下「臨時避難所派遣職員」という。）を派遣するものとし、派遣の際に避難所長に相当する職員（以下「避難所長相当職員」という。）を指名する。

② 震度6弱以上の場合（自動参集）

ア 避難所配備職員は、指定避難所周辺の被害調査及び避難状況調査を行いながら各指定避難所に参集し、開設を行う。

イ 避難所配備職員は、概括的な被害情報の収集を行い、防災行政無線や携帯電話で災害対策本部に報告する。

エ 臨時避難所を開設する必要がある場合、災害対策本部長（市長）は、臨時避難所

派遣職員を派遣するものとし、派遣の際に避難所長相当職員を指名する。

(3) 避難所配備職員の参集拠点

避難所配備職員の参集拠点は、あらかじめ指定された指定避難所とする。

6. 災害時における職員の服務及び福利厚生

(1) 災害時における職員の服務等

- ① 職員は、佐倉市地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部組織における班長の指揮に従って災害対応に従事しなければならない。
- ② 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参加することとする。
- ③ 全ての非常参集の免除を受けていない職員は、参集する義務を負うものとする。

(2) 非常参集を免除する者

次に掲げる職員は、非常参集を免除する。

- ① 病気、育児又は介護等のため許可を受けて特別休暇又は休職中の者
- ② 災害により死亡又は重度の負傷を負った者
- ③ その他所属長がやむをえない理由のため参集できないと認めた者

ただし、自宅建物の被災を理由とすることや保護等を要請することができる親類縁者等がいるにも関わらず家族の死亡又は負傷を理由とすること、遠方に居住していることを理由とすることはできないものとする。

(3) 非常参集の準備

大規模な地震が起こった場合は、通信が途絶すること、公共交通機関の麻痺等による交通の途絶のため登庁までに時間を要すること等を考慮し、全ての職員は、日常から参集場所までの所要時間、経路及び代替手段等を十分把握しておき、災害発生時は速やかに参集できるように準備しておくものとする。

(4) 宿泊施設等の確保

災害対応の長期化に備えるほか、他の市町村の職員等の受入れ等を考慮し、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・思考力・判断力持続のため、宿泊施設等の確保を図る。

宿泊及び一時的な仮眠施設については、庁舎内に専用の部屋を確保するほか、必要に応じ、市有施設の利用や民間宿泊施設等の借り上げによって対応する。

市職員の宿泊及び仮眠施設の確保及び全体の管理、調整については、総務部総務管理班と資産経営部管財班との協議のもと実施するものとし、派遣職員等の宿泊施設の手配等については、総務部総務管理班において実施する。

なお、宿泊施設の候補地としては、佐倉草ぶえの丘、佐倉市立青少年センターや市営住宅が考えられる。

ただし、市営住宅については、「第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるとおり、被災者用応急住宅として、提供することとしている。このため、原則として、被災者用応急住宅としての提供を優先する。

また、指定避難所、臨時避難所、施設管理者との協議のもと、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員にて、仮眠場所等を確保する。

(5) 食糧・飲料水・その他生活必需物資の調達及び配給

災害対応の長期化に備えるほか、他の市町村の職員等の受入れ等を考慮し、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・思考力・判断力持続のため、災害対策従事者用の食糧・飲料水・その他生活必需物資の確保を図る。

災害対策従事者への食糧・飲料水・その他生活必需物資の配給については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、協定業者等から調達し、輸送の合理化の観点から、被災者への食糧・飲料水・その他生活必需物資の配送と合わせて、実施する。

なお、避難所においては、災害対策本部への被災者用の食糧・飲料水・その他生活必需物資の要請に合わせ、災害対策従事者用の食糧・飲料水・その他生活必需物資についても要請を行い、必要数の確保に努める。

(6) 職員の安全確保

災害対策本部長（市長）をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する職員の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(7) 職員の健康管理

災害対策本部長（市長）をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する職員の健康管理に十分に配慮しなければならない。

具体的には、所掌業務等を勘案し、職員に休憩時間を与える又は一時帰宅させるといった措置を講じる。

なお、指定避難所、臨時避難所にあつては、職員の健康管理に関する権限は、それぞれ避難所長、避難所長相当職員がそれぞれ有するものとする。

7. 平常業務の機能

災害配備体制下においても、継続しなければならない平常業務については、継続して実施する。

また、地震発生からの時間経過とともに、災害対策本部事務局（危機管理部）と協議のうえ、市民サービス部門等から順次平常業務を再開する。

8. 情報システムの復旧

災害応急対応に関する各業務の効率的な遂行に資するため、総務部システム復旧班は、情報システムの被害状況を調査し、優先業務に係る情報システムから復旧を実施する。

(1) 情報システム復旧の準備

総務部システム復旧班は、主に次のような情報システム復旧作業に必要なものを準備する。

- ① 情報システム復旧に関する技術者の受け入れ態勢の整備
- ② 代替手段の整備
- ③ 情報システム復旧に関する技術者の宿泊場所、食事、車両の手配

(2) 情報システム復旧の実施

総務部システム復旧班は、準備が整い次第、情報システム復旧作業を実施する。

第2節 情報の収集・伝達・報告

《基本方針》

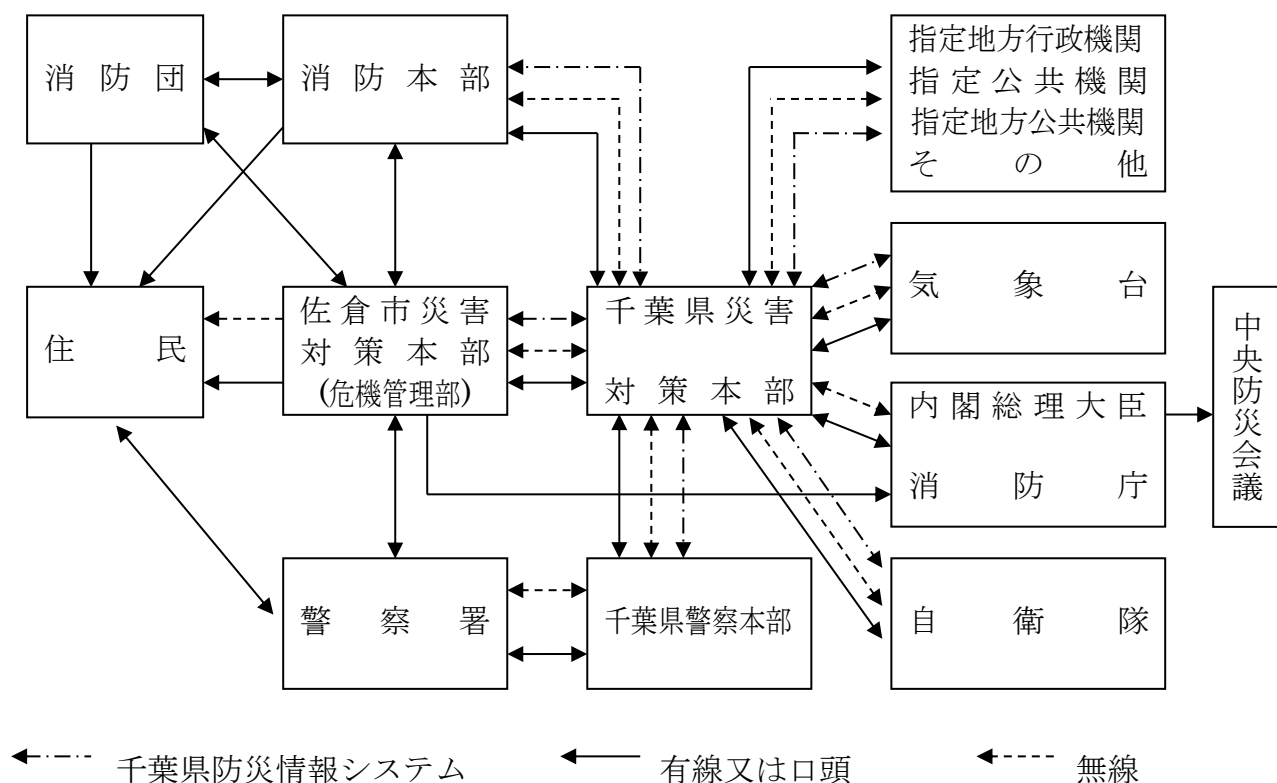
地震発生後、県及び関係機関との連携協力のもとに、直ちに千葉県防災行政無線や千葉県防災情報システム、その他の情報収集伝達手段を活用し、被害状況の把握及び災害応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行う。

1. 通信体制

市、県及び関係機関は、迅速かつ的確に通信できる系統を確保する。

震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。

【通信連絡系統】



(1) 通信連絡体制の確保

市及び防災関係機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達、その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における通信連絡体制を確保する。

① 指定電話及び連絡責任者

ア 市及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。

イ 各機関は、災害時においては指定電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたる。

ウ 防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、すみやかに佐倉市災害対策本部事務局（危機管理部）に報告する。

(2) 通信手段の確保

一般加入電話、携帯電話、FAX又はインターネット等の通信手段が利用できる場合は、基本的に当該通信回線を利用するが、これら手段が利用不能となった場合は、主に次のような通信設備等を利用し、震災時における通信手段を確保する。

なお、危機管理部は、地震発生後、直ちに市に設置されている防災行政無線等の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

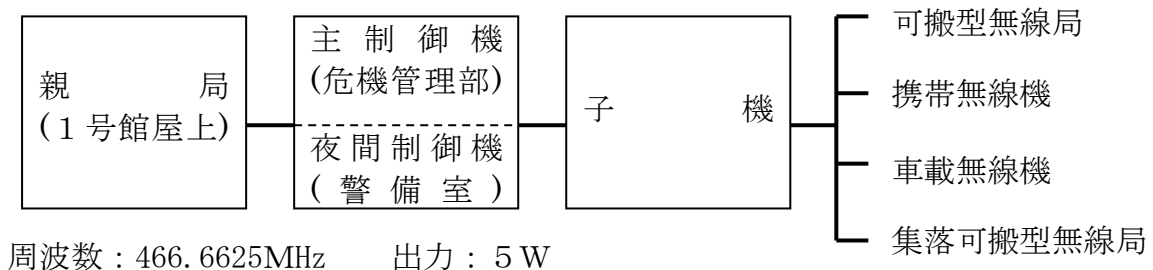
① 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システム

市と県との間における情報の収集、伝達は、基本的に千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムによって行う。

② 市防災行政無線（移動系）

災害の発生、又は発生のおそれがある場合における各部各班等への指示、通知、伝達その他必要な連絡等の通信を行う。

【防災行政無線（移動系）系統図】



③ 市防災行政無線（同報系（固定系））

災害の発生又は発生のおそれのある場合に、住民等に対し適切な情報の伝達等を行うため市内に設置した子局及び防災ラジオ、防災行政無線テレホンサービスによる広報を行う。

なお、市防災行政無線（同報系（固定系））は、現在、各種情報の住民等への伝達手段として整備拡充に努めているところであるが、指定避難所等に対する情報伝達等の手段でもあることから、必要に応じ、指定避難所等に対する指示、通知、情報伝達の手段として利用する。

④ 消防無線

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、消防無線や消防電話等を活用して各消防署、市及び関係機関と情報連絡等の通信を行う。

⑤ 災害時優先電話

施設を有する市をはじめとする関係機関は、災害発生時における通信連絡を確保するため、平常時より各施設に配置されている電話の災害時優先電話指定について、東日本電信電話株式会社に対し要請を行うものとし、指定がなされた後は、当該電話番号を職員に周知するとともに、災害発生時には当該電話回線から発信を行うよう周知を行う。なお、佐倉市役所における災害時優先電話指定については、施設を管理する所属が実施する。

また、危機管理部は、平常時より市所有の携帯電話の災害時優先電話指定について、契約先携帯電話事業者に対し要請を行い、指定がされた携帯電話を指定避難所又は支

部に優先的に配置するよう努める。

災害時優先電話指定がなされている電話が配置されている施設においては、災害時優先電話指定電話を利用した指示、通知、伝達その他必要な連絡等の通信を行う。

なお、災害時優先電話については、発信制限を受けずに通話が可能となるもので、当該電話が受信している状態では、災害時優先電話としての機能を発揮できないことから、次の点について留意する。

- ア 原則として発信専用回線として使用し、受信は災害時優先電話指定を受けていない回線を使用する。
- イ 災害時優先電話指定回線に対しては、発信を行わない。
- ウ 災害時優先電話の電話番号については、公表しない。

⑥ 非常扱い及び緊急扱い電報

危機管理部は、必要に応じて、東日本電信電話株式会社に対し、非常扱い及び緊急扱い電報を申し込み、一般の電報に優先して取り扱うよう要請する。

ア 非常扱い電報

災害の予防・救援、交通・通信・電力供給確保、治安維持のために必要な事項を内容とする電報で、他に優先して伝送及び配達される電報である。

イ 緊急扱い電報

非常扱い電報以外の公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする電報で、伝送及び配達される順位は非常扱い電報に次ぐ扱いとなる。

ウ 利用方法

- 1) 東日本電信電話株式会社に対し発信を依頼する。(局番なしの115へ申し込む)
- 2) 発信人は、「非常扱い電報」又は「緊急扱い電報」である旨を告げる。
- 3) 発信人は、東日本電信電話株式会社から請求があった場合、「非常扱い電報」又は「緊急扱い電報」の適用範囲に該当するものであることを証明しなければならない。

(3) 県、近隣市町村及び関係機関との通信連絡の方法

① 千葉県防災行政無線等が利用可能な場合

市に設置された千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、一般加入電話、携帯電話、FAX又はインターネット等の通信手段が利用できる場合は、基本的に当該通信回線を利用する。

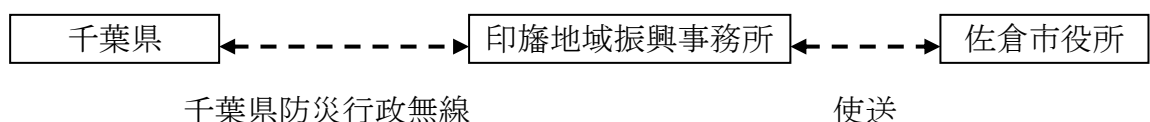
② 千葉県防災行政無線等が利用不能な場合（非常通信）

市は、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、一般加入電話及び携帯電話が利用できない場合は、次のような措置を講じる。

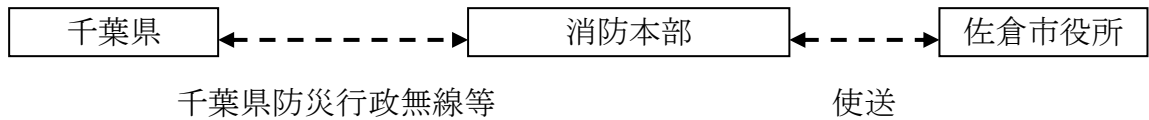
ア 地方通信ルート

千葉県では、市と千葉県との間で直接通信を行うことができない場合に備え、「地方通信ルート」を定めている。危機管理部は、市に設置された千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、一般加入電話及び携帯電話が利用できない場合は、「地方通信ルート」により通信を実施する。

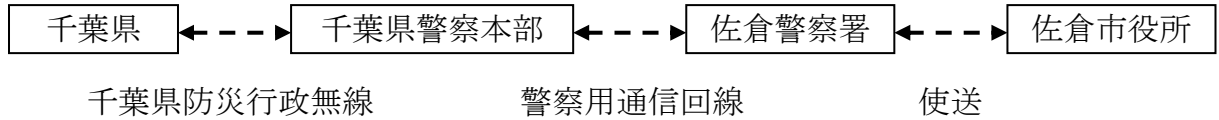
1) 印旛地域振興事務所経由



2) 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部経由



3) 千葉県警察佐倉警察署経由



イ 非常扱い及び緊急扱い電報

危機管理部は、「(2) 通信手段の確保」に定めるところに基づき、非常扱い及び緊急扱い電報の利用を要請する。

ウ その他機関の自営通信回線等の利用

危機管理部は、電波法第52条、災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条に基づき、佐倉市八街市酒々井町消防組合や千葉県警察佐倉警察署等に自営通信回線等の利用を要請することができる。

なお、利用要請の方法については、次のとおりである。

- 1) 非常通信※に該当するか検討する。
- 2) 各機関の通信回線及び伝達先の所在地を確認し、佐倉市と伝達先との間に通信回線を有する機関を選択し、当該機関に依頼を行う。
- 3) 以下の事項を記載した伝達先あての電文を作成する。
 - ・用紙の余白冒頭に朱書で「非常」
 - ・伝達先の住所、氏名（職名）、電話番号
 - ・本文及び本文の末尾に発信者名
 - ・用紙の余白末尾に発信者の住所、氏名（職名）、電話番号
- 4) 依頼先へ電文を持参し依頼を行う。

※ 非常通信の条件（以下の点にすべて合致する場合）

- ・地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ・有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難である場合
- ・人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序維持のために行う必要がある場合

③ 全ての通信連絡施設が途絶した場合

全ての通信連絡施設が途絶した場合、市は、県や近隣市町村、関係機関との通信を行うにあたり、直ちに復旧できる見込みである場合を除き、職員を派遣する。

(4) 職員の派遣等

全ての通信連絡施設が途絶した場合以外であっても、関係機関との連携を図る必要がある場合には、職員を派遣する。この場合、当該派遣職員に携帯電話等を可能な限り携行させる。

また、関係機関との連携を図るため、必要に応じ、関係機関の職員の派遣を要請するとともに、当該派遣職員と所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(5) 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、市防災行政無線（移動系）又は使送（庁用車、バイク、徒歩等）等の適当な手段によって行う。

2. 地震情報等の収集・伝達

(1) 緊急地震速報

気象庁より提供される緊急地震速報を住民に迅速に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用した市防災行政無線（同報系（固定系））及びメール配信サービスによる伝達を行う。

(2) 地震情報

- ① 危機管理部は、佐倉市役所に設置してある震度計（千葉県震度情報ネットワークシステム）にて計測した震度情報を確認するほか、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、民間気象情報サービスシステム等を通じて、気象庁の発表する地震情報を速やかに収集する。
- ② 通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手するよう努める。

(3) 火災情報

- ① 火災発生の通報は、通常の場合、住民からの119番通報等による。
- ② 電話不通時は、住民から各消防署等への使送等による通報及び指定避難所等からの情報による。

(4) 異常現象の発見及び通報

- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、速やかに市、佐倉市八街市酒々井町消防組合又は千葉県警察佐倉警察署に通報する。
- ② 市長は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、異常現象の通報を受けた場合、銚子地方気象台、その災害に関係のある近隣市町村、最寄りの県出先機関（印旛地域振興事務所、印旛土木事務所）及び千葉県警察佐倉警察署等に通報し、状況に応じて警戒区域等の設定を行い、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

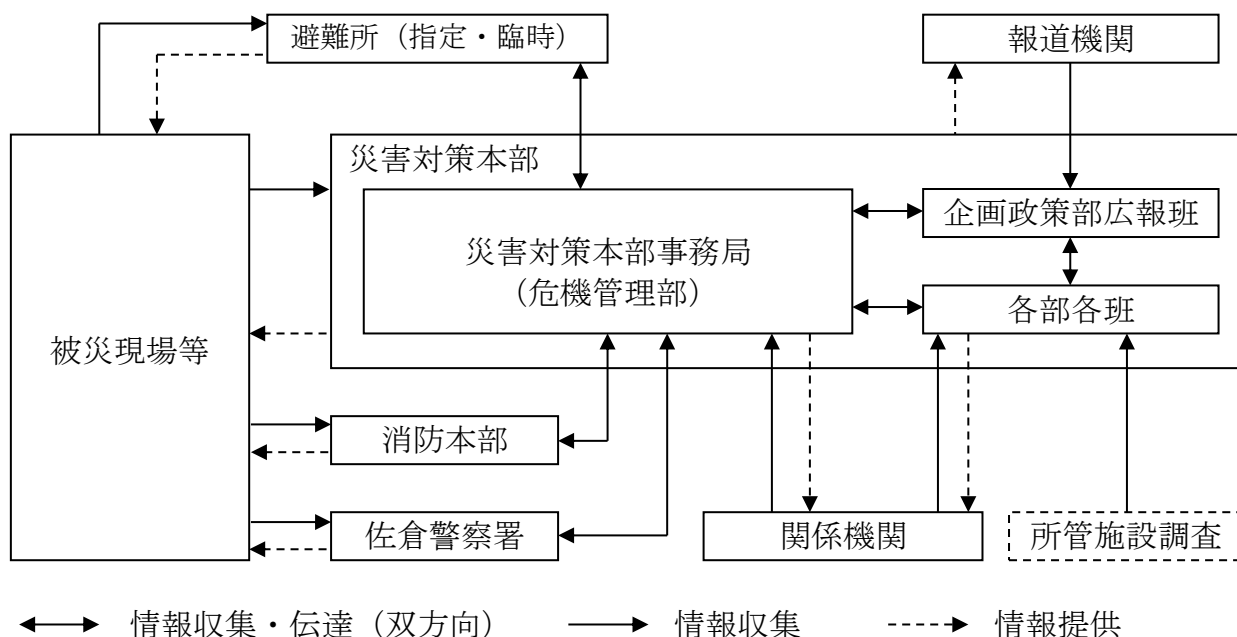
また、市長は、異常現象の通報を受けた場合、職員への参集指示を行うものとし、職員への参集指示及び情報伝達の方法等については、「第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによる。

3. 佐倉市における被害情報等の収集・伝達

(1) 被害情報等の情報収集・伝達系統

震災時における佐倉市の情報収集・伝達系統は、主に次のとおりとする。

なお、情報収集・伝達にあたっては、市防災行政無線、電話、FAX、携帯電話、職員全員に業務用として配付しているパソコンを使用した庁内ネットワークやインターネット等によるほか、庁用車、バイク、自転車、徒歩等により実施する。



（２）被害情報等の把握

応急対策活動、広域応援要請等を実施するうえで必要となる概括的な被害状況について、地震発生直後から把握する。

① 情報等把握責任者の選任

市は、次の基準により、被害情報等の把握に係る責任者を定める。

ア 総括責任者

市における被害情報等を総括する責任者は、危機管理部長とする。

イ 取扱責任者

市における被害情報等の把握事務を取り扱う責任者として、原則として各部長を取扱責任者とする。

また、指定避難所においては、避難所長を取扱責任者とする。

なお、災害対策本部長（市長）は、臨時避難所を開設する場合、臨時避難所派遣職員を派遣し、派遣の際に避難所長相当職員を指名するものとしていることから、臨時避難所においては、避難所長相当職員を取扱責任者とする。

② 概括的被害情報等の収集・報告

取扱責任者は、住民等からの通報により収集した情報を災害対策本部事務局（危機管理部）に報告する。なお、各部取扱責任者は、自己の部に属さない被害情報であっても、緊急の通報等を受けた場合は、速やかに担当部に連絡するとともに、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告する。

また、企画政策部広報班は、テレビ・ラジオ、新聞等の報道による情報を収集し、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告する。

③ 概括的被害情報等調査の実施

取扱責任者は、事務分掌に基づき概括的な被害情報等調査を実施するとともに、関係機関より情報収集を実施する。なお、概括的被害情報等調査は、人命に関わること又は二次被害の防止上重要なことを調査するものとし、主に次の情報を収集・調査する。

なお、専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、部内他班と協力し、概括的な被害情報等調査を実施する。

また、指定避難所、臨時避難所においては、概括的被害情報等調査として、各指定避難所、臨時避難所における避難者情報等を収集する。

- ア 死亡者、行方不明者、傷病者等の情報（住民等の安否情報）
- イ 庁舎等防災対策施設の被害情報（災害対策実施能力の現況を含む）
- ウ 道路・橋梁等の被害情報
- エ 河川・調整池等の被害情報
- オ 土砂災害危険箇所等災害危険箇所の被害情報（人的被害に関わる範囲）
- カ ライフライン施設の被害情報
- キ 建物の被害情報（建築物応急危険度判定の実施）
- ク 宅地等の被害情報（宅地危険度判定の実施）
- ケ 医療機関等救助救護施設の被害情報（対策実施能力の現況を含む）
- コ 産業施設等の被害情報
- サ その他災害の発生拡大防止措置上必要な情報

④ 概括的被害情報等の整理・報告

災害対策本部事務局（危機管理部）は、各取扱責任者より報告のあった概括的被害情報等を整理し、災害対策本部に報告する。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）は、整理した情報を千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課）へ報告する。報告の手続き等については、「4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告」に定めるところによる。

⑤ 詳細被害情報等調査の実施

災害発生後の早い段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の調査・把握を行う。

なお、調査事項によっては、概括的被害情報等調査と重複する事項もあるため、他の概括的被害情報等調査と合わせて実施する。

把握する内容		担当部等
人的被害	死者、行方不明者の状況	危機管理部 福祉部福祉班 健康推進部医療防疫班
	負傷者の状況	危機管理部 健康推進部医療防疫班

※ 人的被害については、本人又は遺族からの情報提供、千葉県警察佐倉警察署又は佐倉市八街市酒々井町消防組合との情報共有や医療機関等からの情報提供により把握を行う。

また、市民部市民窓口班は、災害を原因とする死亡届が提出された場合、災害弔慰金等の支給がある旨を伝えるとともに、危機管理部に情報提供をするよう案内を行う。

把握する内容		担当部等
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	危機管理部
	被災建築物応急危険度判定	都市部建築物危険度判定班
	被災宅地危険度判定	都市部宅地危険度判定班
非住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	危機管理部
	被災建築物応急危険度判定	都市部建築物危険度判定班
	被災宅地危険度判定	都市部宅地危険度判定班
公共建築物被害	公共建物（庁舎、保育園等）	資産経営部市有建築物班 所管施設を有する各部
その他被害	田畑、農業用施設の被害状況	産業振興部農政対策班
	文教施設の被害状況	教育委員会各班
	医療機関の被害状況	健康推進部医療防疫班
	道路、橋梁の被害状況	土木部道路班
	水路、調整池等の被害状況	土木部土木班
	公共下水道施設の被害状況	上下水道部
	上水道施設の被害状況	上下水道部
	ごみ処理施設等の被害状況	環境部廃棄物対策班
	電気、ガス、鉄道等の被害状況	危機管理部 関係機関
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	危機管理部
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育委員会各班
	農業用施設の被害金額	産業振興部農政対策班
	その他公共施設の被害金額	資産経営部管財班 各部
	農林・商工の被害金額	産業振興部各班
火災発生	火災発生件数	佐倉市八街市酒々井町消防組合
避難状況、応急対策の状況	指定緊急避難場所、指定避難所等の状況	危機管理部 各支部・各避難所
	要配慮者の避難状況	福祉部福祉班 健康推進部各班 こども支援部各班、企画政策部広報班
	応急給水	上下水道部
	炊き出しその他による食品給与状況	危機管理部 各支部・各避難所
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	健康推進部医療防疫班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	危機管理部

⑥ 詳細被害情報等の整理・報告

災害対策本部事務局（危機管理部）は、各取扱責任者より報告のあった詳細被害情報等を整理し、災害対策本部に報告する。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）は、整理した情報を千葉県本部事務局（防

災危機管理部危機管理課）へ報告する。報告の手続き等については、「4. 国、県及び防災関係機関との被害情報等の収集・報告」に定めるところによる。

このほか、災害対策本部事務局（危機管理部）は、必要に応じて「災害関連情報、配備指令等の状況報告書」、「被害分布状況報告書」等を作成し、災害対策本部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

⑦ 応援の要請

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、災害対策本部事務局（危機管理部）は、県に対して応援要請を行う。

なお、応援要請の方法等については、「第3節 応援の要請・受入れ」に定めるところによる。

⑧ 収集報告にあたって留意すべき事項

ア 情報収集にあたっては、効果的な被害状況等の収集活動に努めるほか、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報等の被害規模を推定するための概括的な情報の収集に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施するうえで重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

オ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合することにより、正確を期する。

(3) 被害情報等の提供

市は、関係機関と協力のうえ、住民等に対し、被害情報や避難状況、応急対策の状況について提供を行う。

なお、被害情報等提供の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、千葉県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

② 報告の種別等

千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、別表1「報告一覧」のとおりとする。

③ 報告すべき事項

市が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況（被害の程度等は別表2「被害の認定基準」に基づき判定する。）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - 1) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - 2) 主な応急措置の実施状況
 - 3) その他必要事項
- カ 災害による住民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要事項

(3) 市が実施する情報収集報告

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、電話、FAX等により千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

(4) 防災関係機関が実施する情報収集報告

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、市及び防災関係機関に報告又は通報を行う。また、各種情報の収集にあたっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(5) 千葉県危機管理情報共有要綱

佐倉市地域防災計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、千葉県が定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(6) 報告責任者の選任

市及び防災関係機関は、次のとおり、被害情報等の報告に係る責任者を定める。

① 総括責任者

市及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する責任者として、市及び防災関係機関において1名選任する。

なお、市における総括責任者は、危機管理部長とする。

② 取扱責任者

市及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う責任者として、市及び防災関係機関において所掌事務等を勘案して選任する。

なお、市における取扱責任者は、原則として各部長とする。

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

勤務時間内において、国（総務省消防庁）又は県（千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課））へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

① 総務省消防庁

ア 消防防災無線（千葉県防災行政無線を使用）

電 話	120-90-49013（地上系）	（消防庁応急対策室）
	048-500-90-49013（衛星系）	（ " ）
F A X	120-90-49033（地上系）	（ " ）
	048-500-90-49033（衛星系）	（ " ）

イ 一般加入電話

電 話	03-5253-7527（消防庁応急対策室）
F A X	03-5253-7537（ " ）

② 千葉県

ア 千葉県防災行政無線

電話	500-7320（地上系）	（防災危機管理部危機管理課）
	012-500-7320（衛星系）	（ " ）
F A X	500-7298（地上系）	（ " ）
	012-500-7298（衛星系）	（ " ）

イ 一般加入電話

電 話	043-223-2175（防災危機管理部危機管理課）
F A X	043-222-1127（ " ）

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課））へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

① 総務省消防庁

ア 消防防災無線（千葉県防災行政無線を使用）

電 話	120-90-49102（地上系）	（消防庁宿直室）
	048-500-90-49102（衛星系）	（ " ）
F A X	120-90-49036（地上系）	（ " ）
	048-500-90-49036（衛星系）	（ " ）

イ 一般加入電話

電 話 03-5253-7777 (消防庁宿直室)

F A X 03-5253-7553 (")

② 千葉県

ア 千葉県防災行政無線

電 話 500-7225 (地上系) (危機管理課内 千葉県防災行政無線統制室)

012-500-7225 (衛星系) (")

F A X 500-7110 (地上系) (")

012-500-7110 (衛星系) (")

イ 一般加入電話

電 話 043-223-2178 (危機管理課内 千葉県防災行政無線統制室)

F A X 043-222-5219 (")

別表1 報告一覧

報告の種類		報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		市 消防本部	①庁舎等の状況 ②災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 ③応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 ④措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、F A X]
災害緊急報告		防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、F A X]
災害総括報告	定時報告	市	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 ①被害情報 市域の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況(件数) ②措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、F A X及び端末入力]

報告の種類		報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害総括報告	確定時報告	市	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告 本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること ①被害情報 市内の全般的な被害状況(件数) ②措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 ③被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年報		4月1日現在で明らかになった前年の1月1日から12月31日現在までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
災害詳細報告		市	災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
		防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	①・②同上 [電話、FAX]

※防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

別表2 被害の認定基準

区 分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

区 分		認 定 基 準
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満とする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊割合がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

住家被害	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。

区 分		認 定 基 準
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

区 分		認 定 基 準
その他被害	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害金額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第3節 応援の要請・受入れ

《基本方針》

大規模地震時には、被害が拡大し、市及び各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、市及び各防災関係機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議のうえ、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な災害応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国及び県の指導のもと体制整備に努める。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、総務部総務管理班、各部
佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団
千葉県、関係機関

1. 行政機関との相互応援協力

（1）市町村間の相互応援

① 他市町村への応援要請

各部は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、法律や県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」等その他の協定に基づき、他市町村に応援要請を行う。

なお、県や他市町村への応援要請及び他市町村との相互応援・協力は、原則として、災害対策本部事務局（危機管理部）が窓口となる。

ただし、各部が所管する協定等により、県や他市町村への応援要請を行う場合や災害対策本部事務局（危機管理部）を窓口とすることで応援要請の迅速性、確実性が損なわれる可能性がある場合は、各部において直接、応援要請を実施するものとし、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

他市町村に応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。また、複数の市町村に同時に応援を要請しようとする場合には、同様に次に掲げる事項を明らかにして電話等により県に対し、応援要請の依頼を行う。

- ア 被害の状況
- イ 応援の種類
- ウ 応援の具体的な内容及び必要量
- エ 応援を希望する期間
- オ 応援場所及び応援場所への経路
- カ その他必要な事項

市は、応援を受けた場合、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出する。

② 応援の調整

県は、市町村間の相互応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、県内市町村に対し被災市町村を応援するよう指示することができる。

この場合において県は、応援を指示した市町村に対し、次のことを示すものとする。

- ア 応援をすべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

③ 応援の受入れ

県や他市町村からの応援の受入れは、原則として、災害対策本部事務局（危機管理部）が応援を要する各部と連絡・調整のうえ、実施する。

ただし、各部が所管する協定等により、県や他市町村からの応援を受け入れる場合や災害対策本部事務局（危機管理部）を窓口とすることで応援受入れの迅速性、確実性が損なわれる可能性がある場合は、各部において直接、応援受入れを実施するものとし、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

なお、応援職員を受け入れる場合は、総務部総務管理班が災害対策本部事務局（危機管理部）及び応援職員を受け入れる各部と連絡・調整のうえ、実施する。

④ 応援の実施

市は、他市町村から応援を求められた場合や県より応援の指示を受けた場合、特別な事情がない限り、直ちに応援を実施する。

応援を実施する場合、応援の内容を電話等により要請した被災市町村に連絡し、その後直ちに応援を実施する。なお、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

県から応援の指示を受けた場合、市は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合はその内容を県に対し、電話等により連絡する。

他市町村への応援は、原則として、災害対策本部事務局（危機管理部）が応援を実施する各部と連絡・調整のうえ、実施する。

ただし、各部が所管する協定等により、他市町村への応援を実施する場合や災害対策本部事務局（危機管理部）を窓口とすることで応援実施の迅速性、確実性が損なわれる可能性がある場合は、各部において直接、応援を実施するものとし、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

なお、他市町村へ応援職員を派遣する場合は、総務部総務管理班が災害対策本部事務局（危機管理部）及び応援職員を派遣する各部と連絡・調整のうえ、実施する。

⑤ 自主応援

市は、被災市町村からの応援要請又は県からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

他市町村への応援は、原則として、災害対策本部事務局（危機管理部）が応援を実施する各部と連絡・調整のうえ、実施する。

ただし、各部が所管する協定等により、他市町村への応援を実施する場合や災害対策本部事務局（危機管理部）を窓口とすることで応援実施の迅速性、確実性が損なわ

れる可能性がある場合は、各部において直接、応援を実施するものとし、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

なお、他市町村へ応援職員を派遣する場合は、総務部総務管理班が災害対策本部事務局（危機管理部）及び応援職員を派遣する各部と連絡・調整のうえ、実施する。

(2) 県への応援要請

市は、災害応急対策の実施のため必要がある場合は、県に対し、情報連絡員（リアゾン）、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援又は応援のあっ旋について、要請する。

なお、県は、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計のうえ、必要最低限の水、食糧、その他生活必需物資を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

【千葉県庁連絡先】

① 勤務時間内

ア 千葉県防災行政無線

電話	500-7320（地上系）	（防災危機管理部危機管理課）
	012-500-7320（衛星系）	（〃）
F A X	500-7298（地上系）	（〃）
	012-500-7298（衛星系）	（〃）

イ 一般加入電話

電 話 043-223-2175 (防災危機管理部危機管理課)
F A X 043-222-1127 (")

② 勤務時間外

ア 千葉県防災行政無線

電 話	500-7225 (地上系)	(危機管理課内 千葉県防災行政無線統制室)
	012-500-7225 (衛星系)	(〃〃)
F A X	500-7110 (地上系)	(〃〃)
	012-500-7110 (衛星系)	(〃〃)

イ 一般加入電話

電 話 043-223-2178 (危機管理課内 千葉県防災行政無線統制室)
F A X 043-222-5219 (")

【印旛地域振興事務所連絡先】

ア 千葉県防災行政無線

電話 503-721・723（地域振興課）
FAX 503-722（ ）

イ 一般加入電話

電 話 043-483-1110 (地域振興課)
FAX 043-483-2450 (")

2. 国等に対する応援要請

(1) 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。また、大規模災害発生時には、全国の地方自治体の人

的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして定められている、総務省の「応急対策職員派遣制度」を活用する。

なお、指定地方行政機関への応援要請及び県へのあつ旋要請は、原則として、災害対策本部事務局（危機管理部）が窓口となる。ただし、各部が所管する協定等により、指定地方行政機関への応援要請及び県へのあつ旋要請を行う場合や災害対策本部事務局（危機管理部）を窓口とすることで応援要請等の迅速性、確実性が損なわれる可能性がある場合は、各部において直接、応援要請等を実施するものとし、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

- (2) 県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。また、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、内閣総理大臣に対しては、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

千葉県公安委員会は、警察災害派遣隊の派遣要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

3. 消防機関の応援

消防機関の応援については、「第 11 節 消火・救助対策」に定めるところによる。

4. 水道事業体等の相互応援

市（上下水道部）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

また、市（上下水道部）は、公共下水道について、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部と県が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない被害が発生した場合には、東京都等の 1 都 7 県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

5. 協定等締結民間団体等に対する応援要請

各部は、大規模災害時における迅速な災害応急対策の実施や復旧体制の整備を図るため、必要と認めるときは、協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

なお、各部において協定等を締結している各民間団体等に対し協力要請を行った場合、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

6. 経費の負担等

- (1) 他の都県又は市町村等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担

市は、災害対策基本法第 67 条第 1 項、第 68 条又は第 74 条第 1 項の規定により他の都県又は市町村等の応援を受けた場合、当該応援に要した費用を負担する。

ただし、市が当該費用を支弁するいとまがないときは、市は、当該応援をする他の都県又は市町村等に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。（災害対策基本法第 92 条）

なお、災害救助法が適用された場合において、応援を受けた業務が災害救助法第4条に規定された救助の範囲に含まれる場合には、災害救助法に基づき費用負担がなされることとなる。

(2) 国又は他都県、他市町村から職員派遣を受けた場合の給与等の負担

国から派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法、及び他都県、他市町村から派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

なお、国又は他都県、他市町村から職員派遣を受けた場合の給与等の負担に係る事務については、総務部総務管理班が実施する。

(3) 指定公共機関等から協力を受けた場合の経費負担

指定公共機関等から協力を受けた場合の経費負担については、各計画や協定等に定めるもののほか、事前に相互に協議して定めた方法又はその都度相互に協議して定めた方法による。

(4) 派遣職員等の宿泊施設等の確保

派遣職員等の宿泊施設等について、状況を勘案しながら適宜確保するものとし、市有施設の利用や民間宿泊施設等の借り上げによって対応する。

派遣職員等の宿泊施設の手配等については、総務部総務管理班において実施する。

なお、宿泊施設の候補地としては、佐倉草ぶえの丘、佐倉市立青少年センターや市営住宅が考えられる。

佐倉草ぶえの丘及び青少年センター(岩名運動公園内)については、「第2章 災害予防計画 第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備」に定めるとおり、臨時避難所の候補地でもあるが、当該施設の活用については、原則として、派遣職員等の宿泊施設としての活用を優先する。

また、市営住宅については、「第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるとおり、被災者用応急住宅として、提供することとしており、原則として、被災者用応急住宅としての提供を優先する。

※ 災害応急対策

災害応急対策とは、災害対策基本法第50条に規定する以下の事項をいう。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- ② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ③ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ④ 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ⑧ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑨ 前各事項に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

※ 応急措置

応急措置とは、災害応急対策のうち、災害対策基本法第62条第1項に規定する消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置のことであり、当該措置を講じなければ住民等の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得るような緊急性の高いものをいう。

具体的には、消防、水防、救助のほか、避難所設置初期段階における飲料水や食糧の確保（避難所が安定運営されるようになった後の対策は除く。）、疫病発生防止措置としての消毒やし尿処理等の防疫活動等が該当する。

第4節 自衛隊への災害派遣要請

《基本方針》

市は、大規模な地震等の災害が発生し、住民等の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、自衛隊に対しその旨を通知する。

なお、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求することができない場合には、自衛隊に対し通知する。

また、派遣を要請した場合、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、千葉県、自衛隊

1. 災害派遣の要請

（1）災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

① 県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求

災害対策本部長（市長）は、市域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、自衛隊の災害派遣要請を行うよう求める。

なお、この場合、災害対策本部長（市長）は、県に対して自衛隊の災害派遣要請の要求を行った旨及び市域における災害の状況を自衛隊に通知するものとし、自衛隊に通知を行った旨を県に通知する。

② 県に自衛隊の災害派遣要請を要求するいとまがない場合等

災害に際し、通信の途絶等により、県との連絡が不能で、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求することができない場合には、直接自衛隊の関係部隊等に対し市域における災害の状況を通知するものとし、県との連絡が可能となった後、速やかに自衛隊に通知を行った旨を県に通知する。

市域における災害の状況についての通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、災害派遣を実施できる。

③ 自衛隊における自主的な災害派遣

災害に際し、次のような場合には、自衛隊は自主的に災害派遣を実施できる。

ア 通信の途絶等により、県との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

イ 関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

エ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設、又はこれらの近傍に災害が発生した場合

(2) 災害派遣要請の手続等

災害対策本部長（市長）は、県に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合においては、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求することができない場合には、直接自衛隊の関係部隊等に対し市域における災害の状況を通知した後に、所定の手続きを速やかに行う。

県に対する自衛隊の災害派遣要請要求又は自衛隊の関係部隊等に対する市域における災害の状況の通知については、災害対策本部事務局（危機管理部）が実施する。

① 提出（連絡）先

防災危機管理部危機管理課

② 提出部数

1 部

③ 記載事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域、活動内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

2. 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

災害対策本部長（市長）は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

災害対策本部長（市長）は、自衛隊に対する救援活動の要請にあたっては、どのような分野（搜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。

また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動期間を含め住民等との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

災害対策本部長（市長）は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通知する。

【活動拠点候補地】

- 1) 岩名運動公園
- 2) 七井戸公園
- 3) 山王公園
- 4) ユーカリが丘南公園
- 5) 寺崎北公園
- 6) 佐倉城址公園

【ヘリコプター臨時離発着場候補地】

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1) 市立佐倉小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 2) 市立内郷小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 3) 市立志津小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 4) 市立上志津小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 5) 市立臼井小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 6) 市立印南小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 7) 市立根郷小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 8) 市立和田小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 9) 市立弥富小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 10) 市立千代田小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 11) 市立井野小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 12) 市立佐倉中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 13) 市立志津中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 14) 市立南部中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 15) 佐倉城址公園自由広場 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：自由広場 |
| 16) 岩名陸上競技場 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：陸上競技場 |
| 17) 山王公園 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：公園 |

【陸上自衛隊航空機の能力基準】

機 種	乗員、燃料以外の 有効搭載重量 (搭乗可能人員)	離着陸所要地積 (長さm×幅m) ※周囲に障害物がない場合
OH-6J 観測ヘリコプター	300kg (3名)	30×30
UH-1J 多用途ヘリコプター	1,000kg (7名)	36×36
UH-60JA 多用途ヘリコプター	(11名)	50×50
CH-47J 輸送ヘリコプター	8,000kg (35名)	100×100

【宿泊施設等候補地（市有施設）】

- 1) 佐倉草ぶえの丘
- 2) 佐倉市立青少年センター
- 3) 市営住宅

※ 市営住宅については、「第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるとおり、被災者用応急住宅として、提供することとしており、原則として、被災者用応急住宅としての提供を優先する。

3. 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

(1) 被害状況の把握

車両・航空機等、状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握

握する。

(2) 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。

なお、消火薬剤等は、通常、県又は市、佐倉市八街市酒々井町消防組合等が提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(12) その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4. 災害派遣部隊の撤収要請

災害対策本部長（市長）は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、県及び派遣部隊の長と協議を行う。

5. 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

市が負担する救援活動に要した経費は次のとおりとする。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ④ 天幕等の管理換に伴う修理費
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第5節 災害広報・広聴対策

《基本方針》

県、市、防災関係機関は、相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

1. 災害広報

避難情報、災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の応急対策活動に関する情報について、広報活動を実施する。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、企画政策部広報班、千葉県

（1）広報内容

災害発生直後、又は災害が発生するおそれが生じている場合における速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

① 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の避難に関する情報

② 交通規制等に関する情報

③ 被害に関する情報

- ア 人及び家屋関係
- イ 公益事業関係
- ウ 交通施設関係
- エ 土木港湾施設関係
- オ 農林水産関係
- カ 商工業関係
- キ 教育関係
- ク その他

④ 支援に関する情報

- ア 避難所に関すること
- イ 救護所に関すること
- ウ 救援物資の配布に関すること
- エ 給水・給食に関すること
- オ その他一般住民及び被災者に対する必要な広報事項

⑤ 応急対策活動に関する情報

- ア 水防、警備、救助及び防疫活動
- イ 交通、土木等施設の応急対策活動及び復旧情報
- ウ 上水道、下水道、電気、ガス等のライフライン復旧情報
- エ その他一般住民及び被災者に対する必要な広報事項

⑥ 県外で発生した震災に係る支援に関する情報

⑦ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

市及び県は、次のような手段によって、住民等への広報を行う。

なお、要配慮者への広報は、文字放送やインターネット等のメディアを活用するほか、手話、点字、筆記、外国語等による広報を実施するため、ボランティアや地域住民等への協力要請に努める。

① 一般広報活動（佐倉市）

ア 佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））、広報車等を活用した広報

市は、災害が発生した場合や災害の発生のおそれがある場合、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））や広報車等により、住民等への広報を行う。

イ 広報紙、掲示板等を活用した広報

市は、広報紙による広報を実施するほか、指定避難所が開設された場合には、指定避難所施設の入り口付近等の避難者の目につきやすい場所に掲示板等を設置し、広報の実施に努める。

なお、臨時避難所又は福祉避難所が開設された場合にあっては、開設された施設において、同様の対応に努める。

また、駅周辺に所在する公民館等の市有施設において掲示板等を設置することにより、確実な情報伝達の確保に努めるほか、関係機関と連携して、駅周辺施設や一時滞在施設における情報の掲示等についても検討する。

ウ メール等の文字情報による広報

市は、佐倉市防災行政無線（同報系（固定系））の聞き取りにくい地域への対策及び要配慮者対策として、株式会社広域高速ネット二九六（ケーブルネット296）による緊急情報の放送を行うほか、エリアメール、緊急速報メールやメール配信サービス、市ホームページ、SNS等による広報を行う。

エ FM放送による広報

市は、FM放送局と連携し、災害情報を地域住民に伝達する。

オ 災害情報共有システム（Lアラート）を利用した広報

災害情報共有システム（Lアラート）とは、ICTを活用して、災害時における避難情報等の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもので、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営するものである。

市は、避難情報等や避難所情報、災害対策本部設置情報について、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を送信することにより、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて、地域住民に広報を行うよう努める。

② 一般広報活動（千葉県）

ア 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

イ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

ウ インターネット（千葉県ホームページ、メール等）を活用した広報

エ 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

2. 報道機関への情報提供等

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

《実施担当機関》

企画政策部広報班、千葉県

(1) 放送事業者及びインターネット事業者への放送要請

県及び市は、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に放送を要請する。

また、災害対策基本法第57条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討する。

【放送要請協定機関及び窓口】

① 日本放送協会千葉放送局（放送）

千葉県防災行政無線

電 話 500-7393 F A X 500-7394

一般加入電話

電 話 043-203-0597 F A X 043-203-0395

② 千葉テレビ放送(株)報道局報道部

千葉県防災行政無線

電 話 500-9701 F A X 500-9702

一般加入電話

電 話 043-231-3100 F A X 043-231-4999

③ (株)ベイエフエム総務部

千葉県防災行政無線

電 話 500-9711 F A X 500-9712

一般加入電話

電 話 043-351-7841 F A X 043-351-7870

④ (株)ニッポン放送編成局報道部

一般加入電話

電 話 03-3287-7622 F A X 03-3287-7696

(2) 災害情報等の提供

市は、災害情報等を総括し、提供するためのプレスセンターを設置し、企画政策部広報班が報道機関に対し、主に次の項目について、適宜情報の発表を行う。なお、個人情報についてはその保護に十分に配慮する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

① 災害発生 の 場所 及び 発生日時

② 被害状況

- ③応急対策の状況
- ④住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の発表、発令の状況
- ⑤住民に対する協力要請及び注意事項
- ⑥支援施策に関すること

3. 住民等の各種相談窓口の設置

市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡する等の広聴活動を実施する。

《実施担当機関》

企画政策部秘書班、市民部市民生活班、関係機関

(1) 市民相談窓口の開設

住民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談等に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所及び公共施設等に相談窓口を開設する。

また、大規模災害や住民の生活基盤に多大の影響を及ぼす事態が発生した場合は、必要に応じ、行政監視行政相談センターを中心に、国の行政機関、政府系金融機関、県、学識経験者や行政相談委員等が参加した「特別行政相談所」が開設され、特別行政相談活動が実施されることから、「特別行政相談所」が開設された場合は、企画政策部秘書班及び市民部市民生活班を中心に、市職員を派遣する。

なお、企画政策部秘書班及び市民部市民生活班は、「特別行政相談所」が開設される場合は、開設時期、場所、運営方法、処理体制等について、開設前に協議を行う。

市における相談窓口や「特別行政相談所」（以下「相談窓口等」という。）を開設した場合、市は、「1. 災害広報」に定めるところにより、広報を実施する。

(2) 相談内容

相談窓口等への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが想定される。

- ① 上水道・下水道の修理に関すること
- ② 要配慮者対策等、福祉に関すること
- ③ 罹災証明の発行に関すること
- ④ 災害弔慰金等の支給に関すること
- ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること
- ⑥ 租税等の減免、徴収猶予等に関すること
- ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること
- ⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関すること
- ⑨ その他生活再建に関すること

(3) 実施体制等

相談窓口等の実施体制については、原則として、企画政策部秘書班及び市民部市民生活班を中心に実施するが、専門的な相談に対応するため、必要に応じ、各部・各班又は関係機関の応援を求める。

また、相談窓口には、女性を配置するほか、女性専用相談窓口を設ける等、女性への配慮に努める。

(4) 要望の処理

相談窓口等で聴取した住民からの相談、要望、苦情等については、速やかに関係する部・班又は関係機関へ連絡するほか、相談者を関係する部・班又は関係機関へ案内することにより、早期解決を図る。

このため、企画政策部秘書班及び市民部市民生活班は、「第1節 活動組織設置・組織動員」に定める災害対策本部組織の事務分掌や関係機関の所掌事務を把握しておくものとする。

第6節 応急避難

《基本方針》

地震時には、住宅等の倒壊や延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民等の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な措置を可能な限り実施し、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難については特に留意する。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）
佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団
千葉県、千葉県警察佐倉警察署、自衛隊、住民、関係機関

1. 避難の指示等の実施機関

（1）避難の指示

避難の指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施する。

- ① 市長等（災害対策基本法第60条）
- ② 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ③ 水防管理者（市長、印旛利根川水防事務組合管理者）（水防法第29条）
- ④ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ⑤ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。）（自衛隊法第94条）

（2）避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民等に供与するため、指定避難所又は臨時避難所を設置するほか、緊急の入院加療等を必要としないものの、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等の専門性の高いサービスを必要とする要配慮者を対象とした福祉避難所を設置する。

なお、各避難所の設置・管理の方法等については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

- ① 指定避難所、臨時避難所又は福祉避難所の設置は、市長が行う。
ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長に行わせることができる。
- ② 市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

2. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施

(1) 実施機関の措置等

地震の発生に伴う災害による住民等の生命、身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、「1. 避難の指示等の実施機関」に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示を行う。

① 市長の措置

市長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

また、市長は、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階において、高齢者等避難を発表する。

② 警察官等の措置

警察官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、直ちに当該地域の住民等に立退きを指示する。

また、警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域の住民等に立退きを指示する。

③ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民等に避難の指示をする。

④ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は、地震に伴う地すべり等により、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民等に対し立退きを指示する。

(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容等

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発表、発令の内容等は次のとおりとする。なお、具体的な発表・発令基準について、別に定めるものとし、常に情勢に適合した基準となるよう努める。

市長等が避難の指示を行う場合は、状況の許す限り発表内容に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

① 高齢者等避難

	内 容
発表時の状況	・災害が発生するおそれがある状況で、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況。
住民に求める行動	・高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。具体的にとるべき避難行動は、立退き避難を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認した上で自らの判断で屋内安全確保等することも可能である。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせるほか、避難の準備、自主的に避難するタイミングとなる。
発表内容	・避難対象地域（町丁名、施設等） ・避難先（避難場所等の名称） ・避難経路（避難場所等への安全な順路） ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の理由（避難要因となった危険要素の所在地等） ・その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、避難行動要支援者の優先避難・介助の呼びかけ等）
伝達方法	・広報車 ・防災行政無線（同報系（固定系）） ・自主防災組織、自治会・町内会等の協力による口頭伝達 ・メール配信（メール配信サービス） ・市ホームページ ・SNS ・データ放送・テレビ・ラジオ放送（必要に応じ）

② 避難指示

	内 容
発令時の状況	・災害が発生するおそれが高い状況で、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況。
住民に求める行動	・居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。具合的にとるべき避難行動は、立退き避難を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認した上で自らの判断で屋内安全確保等することも可能。
発表内容	※高齢者等避難に準じる。
伝達方法	※高齢者等避難に準じる。 ただし、メール配信については、エリアメール、緊急速報メールも活用する。

※1 立退き避難：指定緊急避難場所だけでなく、親戚・知人宅等のより安全な場所・建物等を含む

※2 屋内安全確保：その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動

③ 緊急安全確保

	内 容
発令時の状況	・災害が発生又は切迫している状況で、居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ避難することがかえって危険であると考えられる状況。
住民に求める行動	・居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。具体的にとるべき避難行動は緊急安全確保であるが、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
発表内容	※高齢者等避難に準じる。
伝達方法	※高齢者等避難に準じる。 ただし、メール配信については、エリアメール、緊急速報メールも活用する。

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

① 住民等への周知

ア 避難の措置を実施したときは、当該実施者は、「(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容等」に掲げる伝達方法により、住民等に対し、その内容を周知する。

- イ 市長は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- ウ 市長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。
- エ 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な安全確保措置を住民がとれるように努める。

② 関係機関の相互連絡

市、県、警察、自衛隊は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

③ 県、関係機関等への報告・連絡

市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合は、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、電話、FAX等により千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課）に報告するとともに、関係機関へ連絡を行う。

(4) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の解除

市長は、避難の必要がなくなった時は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の解除を行い、その旨を住民等に対して周知する。

また、市長は、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、電話、FAX等により千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課）に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の解除を行った旨を報告するとともに、関係機関へ連絡を行う。

3. 避難行動

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発表、発令がなされた場合や現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、生命又は身体の安全を確保するため、関係機関相互の連携のもとに、避難行動要支援者の避難を優先して避難行動を行う。

(1) 避難行動等

① 避難場所等への避難行動

避難場所、避難所への住民等の避難は、自助・共助による避難を基本とする。

なお、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織や自治会・町内会等を中心に、消防団や民生委員・児童委員等の協力を得て、近隣住民の共助により避難行動支援を実施する。

② 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、事業所、その他の多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者（共同防火管理を実施している建築物等においては、統括防火管理者）、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

③ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関等があらかじめ定めた防災業務計画等に基づき、避難誘導を実施する。

(2) 避難にあたっての留意点と方法

① 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 生き埋めや閉じ込めが発生していないか確認を行うとともに、地域住民相互に安否確認を行うこと
- イ 二次被害の防止のため、火の始末やガスの元栓の閉鎖を行うこと
- ウ 通電火災等の二次被害の防止のため、電気のブレーカーを落とすこと
- エ 貴重品や薬、生活必需品等（非常持出品）を持参すること
ただし、避難行動の妨げとならないよう非常持出品は必要最小限とすること
- オ 外出中の家族等に宛てた安否情報等を示しておくこと
ただし、防犯上の問題から、人目に付くところに文字情報を残すことはせず、事前に家族間等において、安否情報を残す場所や方法を定めておくこと

② 避難の方法

避難行動は、災害の規模、状況に応じて異なるが、概ね次のように実施する。

なお、一時避難後において、生命又は身体の安全が確保できていることが確認できた場合や二次被害の発生のおそれもない場合は、必ずしも避難行動を行う必要はない。

また、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきである。

- ア 避難者は、地域内において、あらかじめ決めておいた公園や空地等に一時避難を行い、相互に安否確認を実施する。
- イ 被害の発生等により、自宅等において、生活を営むことが困難であることが判明した場合や二次被害が発生するおそれがある場合は、事前に選定した安全な経路を通じて原則として徒歩で避難行動を行う。
なお、避難路の選択においては、二次災害防止のため、土砂災害等の発生のおそれのない、安全な避難路を早急に確認し、選定する。
- ウ 避難行動にあたっては、できるだけ自主防災組織や自治会・町内会等において集団避難に心がける。
- エ 避難行動要支援者の避難を優先するとともに、自主防災組織や自治会・町内会等を中心に、消防団や民生委員・児童委員等の協力を得て、近隣住民により避難行動支援を実施する。
- オ 避難場所、避難所が火災等により危険と判断された場合は、他の避難場所等へ移動する。

4. 警戒区域の設定

住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限・禁止、又は当該区域からの退去を命じる。

(1) 災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合、警戒区域を設定

する。

なお、警戒区域を設定した場合は、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、電話、FAX等により千葉県本部事務局（防災危機管理部危機管理課）に警戒区域を設定した旨を報告するとともに、関係機関へ連絡を行う。

① 市長による警戒区域の設定

市長は、その職権によって警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りの制限や禁止、又は当該区域からの退去を命じることができる。

ただし、危険が切迫し市長自らが、発令するいとまがない場合は、危機管理部長又はその他の関係部長が実施する。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

② 警察官による警戒区域の設定

警察官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行なう市職員が現場にいない場合やこれらの者から要求があった場合は、市長の職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

③ 自衛官による警戒区域の設定

自衛官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行なう市職員、警察官が現場にいない場合やこれらの者から要求があった場合は、市長の職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

④ 警戒区域の明示等

市長は、警戒区域を設定する場合は、その目的上必要な区域を定めた後に、ロープ等によりその区域を明示する。

⑤ 関係機関との連携

警戒区域の設定に必要な措置は、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、千葉県警察佐倉警察署、その他の関係機関が連携し実施する。

特に、警戒区域設定の職権に基づく、当該区域への立ち入りの制限や禁止、又は当該区域からの退去命令については、その違反に対し、災害対策基本法第116条第2号に基づき罰則が科せられることになっていることから、千葉県警察佐倉警察署との連携を密にする。

⑥ 避難所の設置

市長は、警戒区域の設定に伴い、避難の必要が生じた住民等に供与するため、指定避難所又は臨時避難所を設置するほか、必要に応じ、福祉避難所を設置する。

なお、各避難所の設置・管理の方法等については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

(2) 消防法第23条の2又は消防法第28条に基づく警戒区域の設定

① 消防法第23条の2に基づく火災警戒区域の設定

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用の禁止、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去又はその区域への出入の禁止や制限

を行うことができる。

なお、警察署長は、消防長・消防署長又はこれらの者から委任を受けて消防長・消防署長の職権を行なう消防職員若しくは消防団員が現場にいない場合や消防長・消防署長から要求があった場合、消防長・消防署長の職権を行なうことができる。

この場合、事後直ちにその旨を消防長・消防署長に通知しなければならない。

② 消防法第28条に基づく消防警戒区域の設定

消防職員又は消防団員は、火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

なお、警察官は、消防職員又は消防団員が火災の現場にいない場合や消防職員又は消防団員の要求があった場合、消防職員又は消防団員の職権を行うことができる。

③ 関係機関との連携

火災警戒区域又は消防警戒区域の設定に必要な措置は、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団、千葉県警察佐倉警察署、その他の関係機関が連携し実施する。

特に、火災警戒区域又は消防警戒区域設定の職権に基づく、当該区域への立ち入りの制限や禁止、又は当該区域からの退去命令については、その違反に対し、消防法第44条第19号又は第21号に基づき罰則が科せられることになっていることから、千葉県警察佐倉警察署との連携を密にする。

④ 避難所の設置

市長は、警戒区域の設定に伴い、避難の必要が生じた住民等に供与するため、指定避難所又は臨時避難所を設置するほか、必要に応じ、福祉避難所を設置する。

なお、各避難所の設置・管理の方法等については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

(3) 水防法第21条に基づく警戒区域の設定

① 水防法第21条に基づく警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

なお、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいない場合や水防団長、水防団員又は消防機関に属する者からの要求があった場合、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

② 関係機関との連携

水防法第21条に基づく警戒区域の設定に必要な措置は、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団、千葉県警察佐倉警察署、その他の関係機関が連携し実施する。

特に、水防法第21条に基づく警戒区域設定の職権に基づく、当該区域への立ち入りの制限や禁止、又は当該区域からの退去命令については、その違反に対し、水防法第53条に基づき罰則が科せられることになっていることから、千葉県警察佐倉警察署との連携を密にする。

③ 避難所の設置

市長は、警戒区域の設定に伴い、避難の必要が生じた住民等に供与するため、指定

避難所又は臨時避難所を設置するほか、必要に応じ、福祉避難所を設置する。

なお、各避難所の設置・管理の方法等については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

第7節 避難所の設置・管理

《基本方針》

市は、災害による住宅の損壊、滅失によって避難を必要とする又は被害を受けるおそれのある住民等に供与するため、指定避難所、臨時避難所又は福祉避難所を設置する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

また、災害救助法が適用された場合において、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手するものとし、市は、救助に着手したときは、その状況を直ちに県に報告する。

なお、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは市に行わせることができる。

市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、福祉部福祉班、環境部環境対策班
健康推進部医療防疫班、こども支援部児童福祉班、教育委員会学校教育班
避難所配備職員等、施設管理者、避難者、千葉県、関係機関

1. 指定避難所又は臨時避難所の開設

（1）避難所供与の対象者

- ① 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- ② 高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保の発令がなされた場合や警戒区域が設定されたこと等により緊急避難の必要がある者
- ③ 交通網の不通により、帰宅が困難になった者（帰宅困難者）
- ④ その他、避難所の供与が必要と認められる者

（2）指定避難所の開設基準

① 震度5弱又は震度5強の場合

災害対策本部長（市長）は、佐倉市に設置してある震度計が震度5弱又は震度5強を記録した場合、指定避難所周辺の被害状況や避難状況の報告から、指定避難所の開設の必要性があると認めるときは、指定避難所を開設する。

ただし、災害対策本部長（市長）は、地震の揺れが長い等、被害の発生が予想される場合には、被害状況や避難状況の報告の有無に関わらず、指定避難所を開設する。

② 震度6弱以上の場合（自動開設）

佐倉市に設置してある震度計が震度6弱以上を記録した場合は、指定避難所の全てを開設する。

③ 高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合

高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民等に供与するため、指定避難所を設置する。

④ 警戒区域を設定した場合

警戒区域の設定に伴い、避難を行う必要が生じた住民等を受入れるため、指定避難

所又は臨時避難所を設置する。

⑤ その他、現に被害が発生した場合

災害により現に被害を受けた住民等がいる場合、指定避難所を設置する。

(3) 指定避難所の開設方法等

指定避難所の開設は、避難所配備職員が施設職員の協力を得て行う。

このため、施設職員も同時に参集し、施設の状況把握や施設の解錠（機械警備の解除を含む）、指定避難所又は臨時避難所の開設の協力を行う。

なお、避難所配備職員の参集については、「第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによるほか、避難所の開設方法等の詳細については、別に定める「避難所運営マニュアル」による。

① 震度5弱又は震度5強の場合

施設管理者、避難所長及び副所長は、施設を点検のうえ開設の準備を行う。

また、避難所長及び副所長は、指定避難所周辺の被害状況（避難状況を含む）を確認し、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告を行う。

災害対策本部長（市長）は、避難所長等からの報告に基づき、指定避難所の開設の必要性があると判断した場合、開設の指示を行う。

なお、災害対策本部長（市長）は、地震の揺れが長い等、被害の発生が予想される場合には、被害状況や避難状況の報告の有無に関わらず、開設の指示を行う。

避難所長及び副所長は、災害対策本部長（市長）からの指示があった場合、避難所配備職員に参集の指示を行うとともに、速やかに開設する。

災害対策本部長（市長）は、指定避難所の開設を行う場合、施設管理者に対し、指定避難所の開設の協力要請を行う。

② 震度6弱以上の場合（自動開設）

施設管理者及び避難所配備職員は、速やかに施設を点検のうえ開設する。

③ 高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合

高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、災害対策本部長（市長）は、開設の必要性がある指定避難所を選定するとともに、避難所長及び副所長に対し、開設の指示を行う。

避難所長及び副所長は、災害対策本部長（市長）からの指示があった場合、避難所配備職員に参集の指示を行うとともに、速やかに開設する。

なお、この場合、災害対策本部長（市長）は、施設管理者に対し、指定避難所の開設の協力要請を行う。

④ 警戒区域を設定した場合

災害対策本部長（市長）は、警戒区域が設定された場合、開設の必要性がある指定避難所を選定するとともに、避難所長及び副所長に対し、開設の指示を行う。

避難所長及び副所長は、災害対策本部長（市長）からの指示があった場合、避難所配備職員に参集の指示を行うとともに、速やかに開設する。

なお、この場合、災害対策本部長（市長）は、施設管理者に対し、指定避難所の開設の協力要請を行う。

⑤ その他、現に被害が発生した場合

災害により現に被害を受け、避難を要する住民等がいる場合、災害対策本部長（市

長)は、開設の必要性がある指定避難所を選定するとともに、避難所長及び副所長に対し、開設の指示を行う。

避難所長及び副所長は、災害対策本部長(市長)からの指示があった場合、避難所配備職員に参集の指示を行うとともに、速やかに開設する。

なお、この場合、災害対策本部長(市長)は、施設管理者に対し、指定避難所の開設の協力要請を行う。

(4) 臨時避難所の開設

臨時避難所の開設は、主に次のような場合に行うものとし、開設後は、指定避難所と同等に扱う。

① 指定避難所だけでは不足する場合

災害対策本部長(市長)は、事前に指定されている避難所だけでは不足する場合、市の施設等を臨時避難所として開設する。

臨時避難所として開設する施設が市の施設以外の場合は、開設前に施設管理者との十分な協議に努める。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する配慮として、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を臨時避難所として借り上げる等、多様な臨時避難所の確保に努める。

なお、臨時避難所として開設する施設については、開設前に耐震性が確保されていることを確認するとともに、対象地域の被災住民が避難できる規模であることを確認するよう努める。

災害対策本部長(市長)は、臨時避難所を開設する場合、臨時避難所派遣職員を派遣し、施設管理者の協力を得て臨時避難所の開設を行う。

② 指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合

災害対策本部事務局(危機管理部)は、指定避難所以外の施設に避難者が集結した旨の連絡を施設管理者より得た場合、施設管理者に対し、避難者に指定避難所に移動するよう案内を行うことを要請する。

特に、耐震性が確保できていないことが明らかな施設については、施設管理者は、確実に指定避難所に移動するよう案内を行う。

ただし、指定避難所にスペースがない又は避難者が移動の案内に従わない等の場合は、施設管理者の同意を得たうえで、臨時避難所として開設する。

災害対策本部長(市長)は、臨時避難所として開設する場合、臨時避難所派遣職員を派遣し、施設管理者の協力を得て臨時避難所の開設を行う。

③ 災害の規模等を鑑みたうえで臨時避難所の開設が適当であると判断される場合

洪水被害や土砂災害等の局地的な災害の場合、対象となる避難者が限定されることが想定される。このような場合、対象避難者にとって指定避難所が遠方にある、指定避難所の施設規模に比して避難者数が少数である等の理由により避難先としては好ましくないと判断される場合もあることから、災害の規模や災害発生箇所、対象避難者数、対象避難者にとってのコミュニティの維持等を鑑みたうえで、臨時避難所を開設することが適当と判断される場合、災害対策本部長(市長)は、指定避難所より優先して、市の施設等を臨時避難所として開設することができるものとする。

このため、災害対策本部長(市長)は、特に、高齢者等避難の発表、避難指示、緊

急安全確保の発令を行った場合や警戒区域が設定された場合、開設の必要性がある市の施設等を選定するとともに、臨時避難所として開設する。

臨時避難所として開設する施設が市の施設以外の場合は、開設前に施設管理者との十分な協議に努める。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮し、必要に応じて、旅館やホテル等を臨時避難所として借り上げる方法等について、検討を行う。

なお、臨時避難所として開設する施設については、開設前に耐震性が確保されていることを確認するとともに、対象地域の被災住民が避難できる規模であることを確認するよう努める。

災害対策本部長（市長）は、臨時避難所を開設する場合、臨時避難所派遣職員を派遣し、施設管理者の協力を得て臨時避難所の開設を行う。

（5）臨時避難所の開設方法等

臨時避難所の開設は、臨時避難所派遣職員が施設職員の協力を得て行う。

このため、施設職員も同時に参集し、施設の状況把握や施設の解錠（機械警備の解除を含む）、臨時避難所の開設の協力を行う。

なお、臨時避難所派遣職員の派遣については、「第1節 活動組織設置・組織動員」に定めるところによるものとし、避難所の開設方法等の詳細については、別に定める「避難所運営マニュアル」によるものとする。

（6）関係機関等への報告及び住民等への周知

災害対策本部事務局（危機管理部）は、指定避難所又は臨時避難所を開設後、直ちに避難所開設の状況を県（千葉県本部事務局）に報告する。

また、関係機関と協力の上、住民等に対する避難所開設の状況の広報活動を実施する。

なお、避難所開設の状況に関する県（千葉県本部事務局）への報告方法等については、「第2節 情報の収集・伝達・報告」に定めるところによるほか、住民等に対する避難所開設の状況の広報活動方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

2. 指定避難所又は臨時避難所の管理及び運営

市は、自主防災組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織や避難者の協力を得て、「避難所運営マニュアル」を参考に、指定避難所又は臨時避難所の管理、運営を行う。

なお、市及び避難所運営組織は、避難者のプライバシー及び安全の確保、衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物等対策についても適切に対応するよう努める。

（1）避難所運営マニュアル等の活用

避難所配備職員及び臨時避難所派遣職員は、施設管理者の監督のもとで、自主防災組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織や避難者と協力して効率的な避難所の管理運営がなされるよう、「避難所運営マニュアル」を参考とし、避難所運営を行う。

なお、学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」を参考に、避難所管理を行う。

（2）避難所運営組織の設立

大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、自主防災

組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織や避難者自らが運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法である。

ただし、この方法であっても、当然、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員、施設管理者、ボランティアの支援は必要であるため、避難所運営組織の設立にあたっては、自主防災組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織や避難者、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員、施設管理者、ボランティアが参画するよう努める。

(3) 女性への配慮

指定避難所又は臨時避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、避難所運営組織には、男性ばかりでなく、必ず女性も参画する。

また、指定避難所又は臨時避難所における女性への配慮として、ニーズ等の把握を行うとともに、更衣室やトイレ等の施設の利用上の配慮、防災備蓄倉庫内に備蓄してある多目的ブースを活用した更衣室や授乳室の設置、女性専用の洗濯物干し場の設置、相談窓口への女性の配置や女性専用の物資配付等を行うよう努める。

(4) 要配慮者への配慮

指定避難所又は臨時避難所を開設した場合、自主防災組織、自治会・町内会等やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、性的少数者（LGBT等）、外国人等の要配慮者を把握するとともに、これらの者に対して健康状態や特性、ニーズ等の把握を行う。

把握した要配慮者の状況をもとに、優先的に避難スペースを確保するとともに、要配慮者に配慮した運営に努める。

なお、指定避難所又は臨時避難所における要配慮者に対する支援として、具体的には、以下の点が重要となる。

- ① 避難所内での要配慮者用スペース及び物資の確保・提供
- ② 避難所における要配慮者用相談窓口の設置（要望の優先的把握）
- ③ 避難所から災害対策本部への迅速・具体的な支援要請
- ④ 避難所における要配慮者支援への理解促進
- ⑤ 避難所における障害者に対する「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」

また、情報提供にあっては、聞き逃し等を防止するため、文字情報を原則として、内容が把握しやすい平易な言葉や字を使う等の配慮に努める。ただし、視覚障害者への対応として、音声による情報提供にも努める。

⑥ 外国人に対する対応

情報提供にあっては、文字情報を原則として、日本語の理解が十分ではない外国人でも、内容が把握しやすい平易な言葉や字を使う等の配慮に努める。

(5) 家庭動物等対策

家庭動物等との同行避難に備えて、家庭動物等の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。なお、避難所における家庭動物等の飼育のルール作成にあたっては、環境部環境対策班が必要な支援を実施する。

家庭動物等の飼育場所は、臭気や衛生、騒音の問題や、アレルギーを持っている人が避難してくる可能性があることから、家庭動物等は原則として屋外とし、やむを得ない場合でも居住空間や屋内の共有空間内には入れないように努める。

また、家庭動物等の給餌・排泄物の清掃等の飼育・管理は、飼育者が全責任を負うも

のとし、家庭動物等の餌や移動用のケージやキャリーバッグ等の用意は、飼い主が行う。

(6) 避難所居住環境等の整備

避難所生活が長期化するような場合に備え、避難者のプライバシーの確保や基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や速やかに調達できる体制の整備に努める。

具体的には、指定避難所又は臨時避難所が設置された学校等の給食室や家庭科教室、調理室等を利用して炊き出しを行えるよう調理器具、燃料、調理用水を確保するほか、洗濯機、畳、パーティション、仮設風呂・シャワー等の調達及び配置に努める。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策等、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

(7) 避難者情報の管理等

指定避難所、臨時避難所は、情報の収集・発信拠点でもあることから、指定避難所又は臨時避難所において、避難者のニーズ等を含めた避難者情報の収集に努め、適切に管理するとともに、災害対策本部事務局（危機管理部）と情報連絡を密にし、適宜、避難者の情報について、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告を行う。

なお、安否情報の提供等については、原則として、災害対策本部事務局（危機管理部）において一元的に処理するが、指定避難所又は臨時避難所において、問い合わせへの対応や名簿の掲示等を行う場合には、あらかじめ避難者から情報の外部提供についての同意を確認し、情報の外部提供に同意をしていない人の情報は一切掲示しない等、個人情報取り扱いについて、適切に対応するよう努める。

(8) 避難所における感染症対策

市は、新型コロナ等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。また、実施にあたっては、市が令和2年5月に策定した「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針」により、下記の基本的な考え方により対策を徹底するものとする。

- ① 避難所の過密状態防止
- ② 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- ③ 避難スペース及び新たな避難所の確保
- ④ 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- ⑤ 感染が疑われる避難者への適切な対応

(9) 避難者の健康管理等

市は、避難者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。また、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。なお、車中泊の被災者を中心に発生する傾向のある深部静脈血栓症/肺血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、避難所に滞在している避難者、車中泊避難者、テント泊避難者を問わず、健康相談や保健指導を実施する。

(10) 避難者に対する広報の実施

指定避難所、臨時避難所は、情報の収集・発信拠点でもあることから、指定避難所又は臨時避難所において、避難所施設の入り口付近等の避難者の目につきやすい場所に掲

示板等を設置することにより広報を実施する。

(11) 在宅避難者等に対する配慮

市は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者（以下「在宅避難者等」という。）に対しても、避難所における避難者と同様に、必要な物資の配布や情報の提供等必要な支援の実施に努める。

(12) 指定避難所、臨時避難所における職員の健康管理

避難所長、避難所長相当職員及び施設管理者は、指定避難所、臨時避難所の設置・管理に従事する職員の健康管理に十分に配慮しなければならないものとする。

具体的には、所掌業務等を勘案し、職員に休憩時間を与える又は一時帰宅させるといった措置を講じる。

(13) 避難所設置費の限度額

災害救助法による避難所設置に要する費用の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、1人1日あたり330円以内と定められている。

(14) 避難所設置の期間

災害救助法による避難所設置の期間は、原則として災害発生の日から7日以内とされている。

3. 福祉避難所の開設及び運営

福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班又はこども支援部児童福祉班は、一般の避難所では避難生活を送ることが困難な要配慮者がいる場合、福祉避難所を開設する。

なお、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している福祉施設等を福祉避難所として開設する場合、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している福祉施設等に対し、要配慮者の受入れ及び福祉避難所の開設及び運営を要請する。

福祉避難所の運営にあっては、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を参考に、行う。

(1) 要配慮者健康状態や特性等の把握

指定避難所又は臨時避難所を開設した場合、自主防災組織、自治会・町内会等やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握するとともに、これらの者に対して健康状態や特性等の把握を行う。

把握した要配慮者の状況をもとに、福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班又はこども支援部児童福祉班に報告を行うとともに、必要に応じて、福祉施設や病院等への緊急入所や一時入所、入院又は福祉避難所の開設について、要請を行う。

(2) 福祉避難所の開設

福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班又はこども支援部児童福祉班は、把握した要配慮者の状況をもとに、必要に応じて、福祉施設や病院等への緊急入所や一時入所、入院について、要請を行うほか、緊急入所や一時入所、入院ができない又はそれに至らない程度の要配慮者の避難所として、福祉避難所を開設する。

なお、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している福祉施設等を福祉避難所として開設する場合、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している福祉施設等に対し、要配慮者の受入れ及び福祉避難所の開設及び運営を要請する。

(3) 関係機関等への報告

福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班又はこども支援部児童福祉班は、福祉避難所開

設後、直ちに福祉避難所開設の状況を災害対策本部事務局（危機管理部）に報告し、災害対策本部事務局（危機管理部）は、県（千葉県本部事務局）に報告する。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）、福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班又はこども支援部児童福祉班は、福祉避難所開設後、関係機関及び各指定避難所又は臨時避難所に福祉避難所を開設した旨を周知する。

（４）指定避難所又は臨時避難所から福祉避難所への移送

福祉避難所を開設した場合、対象となる要配慮者は、指定避難所又は臨時避難所から福祉避難所まで移動することになるが、要配慮者自ら（家族等含む）で移動することが困難な場合、福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班又はこども支援部児童福祉班は、指定避難所又は臨時避難所から福祉避難所までの移送について、災害時における避難輸送協力に関する協定を締結している旅客自動車運送事業者等に対し、通行可能な道路を示したうえで、要請を行う。

なお、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している福祉施設等を福祉避難所として開設する場合、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している福祉施設等に対し、福祉避難所への移送について、要請を行うほか、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している福祉施設等では移送することが困難な場合には、災害時における避難輸送協力に関する協定を締結している旅客自動車運送事業者等に対し、通行可能な道路を示したうえで、要請を行う。

また、指定避難所又は臨時避難所を通じ、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、地域住民等に対し、要配慮者の福祉避難所までの移動支援や移送支援について働きかける。

（５）その他

「２．指定避難所又は臨時避難所の管理及び運営」に定める女性への配慮、家庭動物等対策、避難者情報の管理等、避難者に対する広報の実施、避難所設置費の限度額等については、福祉避難所の管理及び運営においても、準じるものとする。

４．避難所の集約及び閉鎖

全ての避難所はいうまでもなく一過性のものである。

このため、避難者及び地域社会が自立に向けて次の一步へ踏み出せるよう援助し、少しでも早く避難所が不要となり、避難生活が解消できるよう努めることが必要となる。

なお、ここでは、指定避難所及び臨時避難所の集約及び閉鎖について、記載を行っているが、福祉避難所における集約及び閉鎖についても、本定めに準じて実施する。

（１）避難所の縮小

避難所の集約以前の対応として、施設機能の回復（学校の再開等）のため、避難所を徐々に縮小していく必要がある。

このため、避難所運営組織は、避難所フロアマップ等を活用し、避難所の縮小の方法等について協議を行う。

また、施設機能の回復（学校の再開等）が実施された後も避難者がおり、施設利用者が共存せざるを得ない状況に備え、ルールや体制づくりも検討する。

（２）避難所の集約

基本的には、避難者がいなくなったときに避難所を閉鎖することになるが、早期の施

設機能の回復（学校の再開等）も求められることから、避難者数がわずかとなった場合は、他の近隣の避難所との統廃合も検討する必要がある。

この場合、残っている避難者に統廃合を周知し、希望を確認して他の避難所に移ってもらうよう理解を求める。

（3）避難所の閉鎖

避難者の解消や他の避難所との統廃合により、避難所が閉鎖される際には、避難所運営組織を解散する。

その後、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員は、施設職員とともに、施設の点検を行い、原則として避難所使用前の状態に原状復旧を行ったうえで、避難所の閉鎖を行う。

なお、大規模な清掃が必要となる等、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員や施設職員による対応が困難な場合は、災害対策本部に対し、原状復旧に関する要請を行う。

第8節 広域避難の要請・受入れ

《基本方針》

県及び市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、市民部市民窓口班、市関連部局、千葉県

1. 広域避難の要請又は受入れ

（1）広域避難の調整手続等

① 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

1) 他の市町村に対する広域避難受入れ要請

災害対策本部事務局（危機管理部）は、市域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとする。

なお、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介等の調整を行うほか、運送事業者の協力を得て被災者の移送を行う等、被災市町村を支援する。

2) 他の市町村からの被災者の受入れ

当市が広域避難を要する被災者の受入れ協議を受けた場合には、同時被災等の受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

受入れ施設の選定にあたっては、原則として「第2章 災害予防計画 第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備」に定める施設から、受入れ可能施設を選定するものとする。

② 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

1) 他の市町村に対する広域避難受入れ要請

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、災害対策本部事務局（危機管理部）は、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、県に対し要請を行うものとする。

県は、被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請する等の協議を行うほか、運送事業者の協力を得て被災者の移送を行う等、被災市町村を支援するものとする。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は、国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

2) 他の市町村からの被災者の受入れ

他の被災都道府県から千葉県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県は、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

当市が受入れ先に決定された場合には、市は、同時被災等、受入れを行うことが

困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

受入れ施設の選定にあたっては、原則として「第2章 災害予防計画 第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備」に定める施設から、受入れ可能施設を選定するものとする。

(2) 広域避難者への支援

県及び市は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、広域避難者への支援を行うものとする。

① 避難者情報の収集・提供等

広域避難が行われた場合、住所地（避難前住所他）の市町村や都道府県では、避難した住民の所在地等の情報把握が重要となる。

ア 他の市町村に対し広域避難受入れ要請を行う場合

県は、避難者から避難先等に関する情報の任意による提供を受け、その情報を避難前の市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

災害対策本部事務局（危機管理部）は、本市の住民が広域避難を行った場合には、広域避難者に対し、避難先等に関する情報を提供するよう呼びかけるとともに、受入先の市町村等に対し、広域避難者からの避難先等に関する情報の受付けについて、協力を要請する。

また、市民部市民窓口班は、県から広域避難者の避難先等に関する情報の提供があった場合や広域避難者から任意により提供された情報があった場合には、これを整理するとともに、災害対策本部事務局（危機管理部）に伝達する。

災害対策本部事務局（危機管理部）は、得られた情報を各部各班に伝達し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 他の市町村から被災者を受入れた場合

県は、避難者から避難先等に関する情報の任意による提供を受け、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

市民部市民窓口班は、広域避難者の受入れを行った場合には、避難者から避難先等に関する情報の任意による提供を受け付ける。

② 広域避難支援

ア 他の市町村に対し広域避難受入れ要請を行う場合

市域又は県域を越えて広域的な避難をすることが必要となり、他の市町村に対し、本市住民の広域避難受入れ要請を行う場合、広域避難者自らで避難を行うことを基本とするが、自ら避難することが困難な場合、災害対策本部事務局（危機管理部）は、広域避難支援について、災害時における避難輸送協力に関する協定を締結している旅客自動車運送事業者等に対し、通行可能な道路を示したうえで、要請を行う。

この場合、災害対策本部事務局（危機管理部）は、広域避難支援を希望する広域避難者に対し、広域避難の出発地を示したうえで、広域避難支援の実施について周知を図る。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）及び広域避難者支援を実施する各部各班は、避難後、所在が確認できる広域避難者に対しては、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮するほか、広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

イ 他の市町村から被災者を受入れた場合

広域避難者の受入を行った場合、公共施設等で受入れを行うこととなるが、これを補完するため、県及び市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第9節 帰宅困難者等対策

《基本方針》

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、市関連部局、避難所配備職員等
千葉県、関係機関

1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県及び市は、住民、企業、学校等、関係機関に対し、国、周辺都県、市町村と連携して、テレビやラジオ放送等を通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNS等の媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2. 企業、学校等の関係機関における施設内待機

企業及び学校等の関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認したうえで、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認したうえで利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4. 帰宅困難者等への情報提供

県及び市は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ、メール配信サービス、SNS等を活用した情報提供、指定避難所や臨時避難所、駅周辺に所在する公民館等の市有施設、一時滞在施設等における情報の掲示等による情報提供を行う。

また、県及び市は、エリアメールや緊急速報メール、駅周辺のデジタルサイネージ等を活用した情報提供、関係機関と連携した駅周辺施設等における情報の掲示等についても検討・実施していく。

5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

県及び市は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。市においては、指定された避難所についても、一時滞在施設として活用するものとし、その開設にあたっては、「第7節 避難所の設置・管理」に準ずるほか、千葉県が定める「災害時における帰宅困難者等対策としての一時滞在施設運営マニュアル」を参考とする。

また、市は、必要に応じ、市域の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

なお、避難誘導の実施にあたっては、避難行動要支援者の状態や特性に応じた適切な避難誘導に努める。

また、外国人旅行者は、土地勘がない、情報が理解できない、日本で発生する災害の基本的知識や避難行動に関する日本人が通常有する知識を有していない等の特性を有することから、安全かつ円滑な移動に資するため、適切な情報提供の実施等に努める。

(3) 一時滞在施設の運営

一時滞在施設の施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営にあたっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求める。

その際、県及び市は、関係機関と連携し、一時滞在施設の施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を提供する。

なお、市においては、指定された避難所についても、一時滞在施設として活用することから、その運営にあたっては、「第7節 避難所の設置・管理」に準ずるほか、千葉県が定める「災害時における帰宅困難者等対策としての一時滞在施設運営マニュアル」を参考とする。

6. 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

県及び市は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、県及び市は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報等をテレビ・ラジオ放送やホームページ、メール配信サービス、SNS等を活用した情報提供、指定避難所や臨時避難所、駅周辺に所在する公民館等の市有施設、一時滞

在施設等における情報の掲示等による情報提供を行う。

また、県及び市は、エリアメールや緊急速報メール、駅周辺のデジタルサイネージ等を活用した情報提供、関係機関と連携した駅周辺施設等における情報の掲示等についても検討・実施していく。

7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れ等、自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシー等による搬送が必要となるため、県は、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第10節 要配慮者への対応

《基本方針》

地震時には、住宅の倒壊や延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民等の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

過去の災害において、その犠牲者の多くが高齢者である等、近年、避難に支援を要する者の被災が目立っていることから、被害を軽減させるため、あらかじめ情報の伝達体制を整えるほか、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）に対する避難支援体制を整えておくことが重要となる。

また、避難生活を送る際にも、要配慮者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要になることから、日頃から要配慮者の状況を把握し、理解するように努め、災害発生時には、適切かつ速やかにニーズに沿った対策を実施する必要がある。

このほか、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、企画政策部広報班、福祉部福祉班
健康推進部医療防疫班、こども支援部児童福祉班、都市部住宅班
資産経営部市有建築物班、教育委員会学校教育班
千葉県、住民、関係機関

1. 避難所等の安全な場所までの避難行動支援

阪神・淡路大震災において、倒壊住宅等から救助・救出された者の9割以上が、自助や共助によるものであったことから、避難所等の安全な場所までの避難行動時における公助は、ほとんど期待ができないと推定される。

さらに、日頃の近隣住民の支え合いの延長線上に、要配慮者への避難誘導や避難支援等があることから、自助（家族を含む）・共助を支援の基本とする。

このため、特に避難行動要支援者に対しては、日頃より、地域の協力のもと、避難行動要支援者と支援者間において避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等の作成に努め、災害時には、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等に基づき、支援者等による避難誘導、支援を行う。

避難支援の主な内容については、次のとおりである。

- ① 安否確認
- ② 救助・救出
- ③ 避難誘導等

避難誘導等の実施にあたっては、次の事項に留意して行う。

ア 避難経路は、できる限り危険な場所、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。

- イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
この場合、輸送途中の安全を期する。
- エ 避難誘導は、避難先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会・町内会等の単位で行う。
- オ 避難誘導実施者は、避難行動要支援者に対し、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、避難状況について、自主防災組織、自治会・町内会等やその他団体経由又は直接、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員やその他の市職員に報告を行う。
なお、避難行動要支援者の避難状況についての報告を受けた場合、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員やその他の市職員は、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告を行う。

2. 要配慮者の避難状況等の把握

（1）要配慮者の安否確認及び避難状況等の把握

災害対策本部事務局（危機管理部）は、報告を受けた避難行動要支援者の避難状況や指定避難所、臨時避難所において把握を行った要配慮者について、福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班、こども支援部児童福祉班又は企画政策部広報班に報告する。

また、福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班及びこども支援部児童福祉班は、災害対策本部事務局（危機管理部）からの情報のほか、民生委員・児童委員、住民、佐倉市社会福祉協議会、ボランティア等の協力による安否確認情報の収集や介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、障害者団体等の福祉関係者からの利用者等の安否確認情報提供等により、速やかな要配慮者の安否確認に努めるとともに、被災状況の把握に努める。

このほか、こども支援部児童福祉班は、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

（2）ニーズの把握

福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班及びこども支援部児童福祉班は、災害対策本部事務局（危機管理部）からの情報のほか、民生委員・児童委員、住民、佐倉市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者への的確な支援を実施するため、相互に協力し、迅速な要配慮者のニーズの把握に努める。

なお、避難所における要配慮者のニーズの把握については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

3. 避難生活支援

過去の災害が示すとおり、避難生活によって、被災者に大きな負担がかかることが想定される。

特に、要配慮者は、生活環境の悪化に対する適応力が十分でないことから、過ごしやすい環境（福祉避難所、福祉避難室等）を提供する、物資の支給を優先的に行う等の配慮が必要となる。

また、自宅が損壊していない等、避難所等に避難する必要がなく、自宅にて生活を送るケースにおいても、ライフラインの途絶等により、飲料水や食糧等の支給が必要となるほ

か、要配慮者の健康状態等によっては、緊急入所等の対応も必要となる。

このようなケースに対応するため、要配慮者の避難状況やニーズを的確に把握したうえで、自助・共助・公助が相互に連携し、要配慮者への避難生活支援の実施に努める。

なお、市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(1) 指定避難所、臨時避難所における要配慮者への配慮

指定避難所、臨時避難所における要配慮者への配慮については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

(2) 福祉避難所の開設及び運営

福祉避難所の開設及び運営については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

(3) 指定避難所、臨時避難所から福祉避難所への移送

指定避難所や臨時避難所から福祉避難所への移送については、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところによる。

(4) 緊急入所等

福祉部福祉班及び健康推進部医療防疫班は、相互に連携し、避難所からの情報や民生委員・児童委員、住民、佐倉市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得るほか、避難所及び地域への巡回活動の実施により、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や避難所での避難生活が困難な要配慮者や身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等の把握に努め、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

(5) 被災した要配慮者の生活の確保

① 応急仮設住宅への優先入所及び応急仮設住宅のバリアフリー化

都市部住宅班は、応急仮設住宅への入居については、高齢者、障害者等の要配慮者を優先して行うよう努める。

また、資産経営部市有建築物班は、応急仮設住宅の設置にあたっては、手すりやスロープ等を設置する、浴槽を利用する際の段差への配慮を行う、応急仮設住宅周辺に簡易舗装を実施する等の高齢者、障害者への配慮に努める。

② 要配慮者を対象とした相談等の実施

福祉部福祉班、健康推進部医療防疫班、こども支援部児童福祉班及び教育委員会学校教育班は、県と協力し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所等において保健師、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

ア 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

イ 被災児童及びその保護者への心のケア対策等の相談事業の実施

③ 在宅福祉サービスの継続的提供

福祉部福祉班は、被災した要配慮者に対し、居宅、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等の福祉サービスの継続的な提供や柔軟なサービス提供ができるよう事業者等に対し、要請を行う。

また、デイサービスセンター等の社会福祉施設の事業者等は、早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

④ 情報提供

福祉部福祉班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び指定避難所、臨時避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

(6) 外国人に対する対応

企画政策部広報班は、避難所等からの要請に基づき、公益財団法人佐倉国際交流基金やボランティア等に対する語学ボランティアの派遣要請及び避難所等への語学ボランティアの派遣を行う。

また、千葉県では、被災直後から、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローと連携して日本語の理解が十分でない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行うとともに、被災地における語学ボランティアの需要状況を基に、派遣先や必要な派遣人員等を被災市町村等と調整のうえ、援助を必要としている避難所等へ同財団に登録されている語学ボランティアを派遣することとしていることから、企画政策部広報班は、避難所等からの要請に基づき、県に対する語学ボランティアの派遣要請及び派遣された語学ボランティアの避難所等への派遣を行う。

なお、語学ボランティアの派遣対応を行った場合は、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

このほか、避難所等においては、情報提供について、文字情報を原則として、日本語の理解が十分ではない外国人でも、内容が把握しやすい平易な言葉や字を使う等の配慮に努める。

(7) 被災による要保護児童対策

こども支援部児童福祉班は、避難所等において、避難者や自主防災組織、自治会・町内会等の協力を得て、被災による孤児、遺児等の要保護児童の把握調査を行う。

保護を必要とする児童を発見した場合には、児童相談所に通報し、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護措置を講じる。

第11節 消火・救助対策

《基本方針》

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、市関連部局
佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団
千葉県、千葉県警察佐倉警察署、自衛隊、住民、関係機関

1. 災害発生状況の把握等

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、災害対策本部事務局（危機管理部）との連携を図り、有線、無線通信設備等を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

また、住民等からの通報等により、情報把握に努める。

なお、同時多発の火災等により佐倉市八街市酒々井町消防組合等（ちば消防共同指令センター含む。）へ通報が殺到したときは、災害対策本部事務局（危機管理部）と連携し、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

活用すべき通信手段や被害情報等の収集・伝達系統については、「第2節 情報の収集・伝達・報告」に定めるところによる。

2. 消防活動

（1）活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を佐倉市八街市酒々井町消防組合（常備消防）、佐倉市消防団（非常備消防）の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

大地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、佐倉市消防団（非常備消防）を含む消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括する。

なお、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する消防職員、団員等の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

（2）活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、佐倉市消防団（非常備消防）を含め消防機関においては、消防活動の実施にあたり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

（3）活動の基本

① 佐倉市八街市酒々井町消防組合（常備消防）

ア 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

エ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して他の消防活動にあたる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

② 佐倉市消防団（非常備消防）

ア 参集基準等

佐倉市役所に設置してある震度計が震度5強以上を記録した場合、全ての消防団員は、あらかじめ定められた消防団機庫に参集する。

イ 出火防止等

参集後、地震の発生により、火災等の災害発生が予測されることから、あらかじめ定められた担当区域に従い、警戒活動を行うとともに、住民等に対し出火防止を広報する。

また、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

ウ 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、消防団単独又は常備消防と協力して行う。

エ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

オ 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民等に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させる。

（4）県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、消防長は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施する。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努める。

(5) 国に対する応援要請

地震による同時火災等が発生し、県内の現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合、知事は、消防庁長官に緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県の消防機関の派遣を要請し、その応援を得て、消防の任務を遂行する。

応援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、緊急消防援助隊受援計画により消防応援活動調整本部を設置し、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

3. 救助・救急

(1) 活動体制

佐倉市八街市酒々井町消防組合及び千葉県警察は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日本赤十字社千葉県支部、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

なお、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長をはじめ、災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する消防職員等の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(2) 佐倉市八街市酒々井町消防組合における救助・救急活動

① 救助・救急活動

ア 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

イ 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- 1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- 2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- 3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- 4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

② 救急搬送

傷病者等の救急搬送は、「第12節 医療救護」に定めるところによる。

③ 傷病者多数発生時の活動

ア 佐倉市八街市酒々井町消防組合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

なお、設置した現場救護所の管理運営については、佐倉市八街市酒々井町消防組合が、救助隊、医療チームと連携して行うものとし、傷病者等の応急処置を実施した後、さらに医療機関での提供を受ける必要がある者がいる場合には、健康推進部医療防疫

班や印旛市郡医師会等の関係医療機関と連携し、市内の診療需要情報を把握したうえで、市が設置する救護所又は医療機関に傷病者等を搬送する。

イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に市が設置する救護所又は医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(3) 千葉県警察佐倉警察署における救助・救急活動

- ① 救出・救護活動は、倒壊住宅等の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。
- ② 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に受入する。

(4) 救助・救急資機材の調達

- ① 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- ② 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

(5) 災害救助法による救出の経費の限度額及び期間

- ① 救出の経費の限度額
当該地域における通常の実費
- ② 救出の期間
救出の期間は、原則として災害発生の日から3日以内とされている。

4. 地域住民との連携

自主防災組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織や住民等は、消防隊が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び佐倉市消防団は、必要に応じて自主防災組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織や住民等に、災害現場における消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業への協力を求める。

5. 危険物等の対策

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

県、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び関係機関は、ガス事業所に対して、高圧ガス等の保管施設の実態に応じて、必要な措置を講じるよう指導する。

また、ガス事業所は、高圧ガス等の保管施設の実態に応じて、必要な措置を講じる。

① 千葉県

ア 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。

イ 関係機関と連絡のうえ、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。

ウ 連絡通報体制の早期確立を図る。

② 佐倉市八街市酒々井町消防組合

ア 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。

イ 関係機関との情報連絡を行う。

③ ガス事業者

ア ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。

イ 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。

ウ ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び佐倉市八街市酒々井町消防組合は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ① 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ② 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ③ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- ④ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災関係機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

県は、延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、次に掲げる緊急時における管理上の措置命令を発する。

- ① 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。
- ② 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

県は、次の各項の実施について指導する。

- ① 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置
- ② 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置
- ③ 発災時における印旛保健所（健康福祉センター）、千葉県警察佐倉警察署又は佐倉市八街市酒々井町消防組合に対しての連絡通報

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

佐倉市八街市酒々井町消防組合、千葉県警察佐倉警察署及び関係機関は、次に掲げる必要な措置を行う。

① 佐倉市八街市酒々井町消防組合

ア 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

イ 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

ウ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

② 千葉県警察佐倉警察署

輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

③ 日本貨物鉄道株式会社

危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を起こした場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、ＪＲ貨物における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、佐倉市八街市酒々井町消防組合、千葉県警察佐倉

警察署等の関係機関へ通報する。

6. 水防活動

地震水害等の発生に対する水防活動については、「千葉県水防計画」に基づくほか、「風水害等災害対策編 第3章 災害応急計画 第3節 水防活動」に準じて実施する。

第12節 医療救護

《基本方針》

災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県、市及び関係機関は、相互に緊密に連携をとりながら、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

なお、災害時における医療は、災害により医療機関が喪失、機能停止、又は当該医療機関の診療可能患者数をはるかに超える患者が発生し、現に医療を必要とし、医療を受けられない者がいる場合に実施されるものであることから、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、実施することになる。また、実施する医療は、医療救護班による応急的な医療と必要な医療が行える医療機関への搬送に限定されることから、予防的又は防疫上の措置については、「第21節 保健衛生活動」に定めるところによる。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、健康推進部医療防疫班
佐倉市八街市酒々井町消防組合、千葉県、関係機関

1. 関係者とその役割

（1）住民

- ① 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- ② 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を的確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- ③ 発災時においては、自らの安全を確保したうえで、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

（2）市

- ① 発災時から地域医療の復旧に至るまで、救護所の設置等、住民等に対する医療救護活動に努める。
- ② 県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに、医療救護活動を実施する。また、関係機関等との連携のため必要がある場合は、救護本部を設置する。
- ③ 県が合同救護本部を設置した場合は、合同救護本部業務に協力するとともに、近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

（3）県

- ① 市町村による医療救護活動だけでは、対応が困難な場合、又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。
- ② 適切な医療救護活動の実施のため、県内外の医療機関等との必要な調整を行う。
- ③ 発災時においては、県庁に災害医療本部を設置し、各健康福祉センター（保健所）が設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と

の緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

- ④ 各健康福祉センター（保健所）は、必要に応じ、合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等との緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- ⑤ 災害医療本部に、県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを配置するほか、合同救護本部に、地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを配置する。

（4）医療機関等

- ① 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルの作成に努めるとともに、発災時には、マニュアルに基づき、適切な対応を行う。
- ② 事業継続計画の作成に努めるとともに、作成した場合、発災時には、事業継続計画に基づき、可能な限り医療救護活動を実施する。
- ③ 災害により、通常実施できる医療を行うことができなくなった場合、診療機能の回復に努める。
- ④ 市及び県が実施する医療救護活動に協力するほか、関係機関等と連携した医療救護活動に努める。

2. 発災時における医療救護活動

（1）指揮及び調整

県は、県庁に災害医療本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行うほか、各健康福祉センター（保健所）は、必要に応じて、合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。

なお、医療救護活動の統括にあたっては、災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て行うほか、合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て行う。

また、健康推進部医療防疫班は、必要に応じ、救護本部を設置し、医療救護活動の調整を行う。

なお、健康推進部医療防疫班は、医療救護活動の調整にあたり、必要がある場合には、合同救護本部に支援又は調整を求める。

（2）医療救護の対象者

医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は、次のとおりとする。

なお、災害時における医療は、災害により医療の途が閉ざされた者に対し行われるものであり、例え経済的に余裕のある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることには変わりはないことから、経済的要件は問われない。

- ① 災害に起因する負傷者
- ② 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
- ③ 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けることができなくなった者
- ④ 災害により在宅で医療の提供を受けることが困難となった者

（3）情報の収集・提供

災害対策本部事務局（危機管理部）及び市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、県

や佐倉市八街市酒々井町消防組合、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、佐倉市薬剤師会、医療機関等と連携し、情報収集を行う。

また、県は、市町村、消防機関、県医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- ① 傷病者等の発生状況
- ② 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ③ 避難所及び救護所の設置状況
- ④ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- ⑤ 医療施設、救護所等への交通状況
- ⑥ その他医療救護活動に資する事項

(4) 市及び県による医療救護活動

傷病者等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、市及び県は、緊密な連携のもと、協力して、救護所の設置や医療チームの派遣等により医療救護活動を行う。

また、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のために助産を受けられなくなった者に対して、助産師、産院、医療機関等により助産を行う。

① 市長による医療救護活動

市長による医療救護活動は、次のとおりとする。

ア 傷病者等の発生状況、医療施設の被害状況及び診療機能の確保状況を踏まえ、救護所を設置し、医療救護活動を実施するほか、避難所における巡回診療を実施する。

なお、在宅避難者等に対しても、避難所と同様に、巡回診療の実施に努める。

イ 救護所における医療救護活動及び避難所における巡回診療については、次の医療救護班等の派遣を要請し、実施する。なお、市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、医療救護班等に協力し、その業務を補助する。

- 1) 印旛市郡医師会の長と締結した協定に基づき、印旛市郡医師会が組織する医療救護班
- 2) 印旛郡市歯科医師会の長と締結した協定に基づき、印旛郡市歯科医師会が組織する歯科医療班

ウ 印旛市郡医師会が組織する医療救護班及び印旛郡市歯科医師会が組織する歯科医療班だけでは、対応が困難な場合は、県、他市町村、その他関係機関の応援を得て医療救護活動を実施する。なお、市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、県、他市町村、その他関係機関から医療救護班等が派遣された場合、当該医療救護班等に協力し、その業務を補助する。

② 知事による医療救護活動

知事は、医療救護に関する計画に基づき、次の事項を実施する。

また、市町村より応援要請があった場合には、当該市町村の傷病者等に対する医療救護活動を実施するほか、市町村より応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は、医療救護活動を実施する。

- ア 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること
- イ 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること
- ウ 医療チームの編成、派遣に関すること

- エ 患者の搬送及び受入れの調整に関すること
- オ 医療機関、医療チームへの支援に関すること
- カ 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること
- キ その他の傷病者等に対する医療救護に関すること

(5) 応援の要請

① 印旛市郡医師会、印旛市郡歯科医師会及び千葉県助産師会に対する応援の要請

佐倉市においては、市立病院がないのみならず、職員としての医師の採用も行っていないことから、市としての医療救護活動は、印旛市郡医師会が組織する医療救護班、印旛市郡歯科医師会が組織する歯科医療班に頼らざるを得ない。

このため、市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、医療救護活動を実施する場合においては、協定に基づき、印旛市郡医師会及び印旛市郡歯科医師会に医療救護班等の出動を要請するものとし、派遣要請を受けた印旛市郡医師会及び印旛市郡歯科医師会は、事前に定めた計画に従い、医療救護班等を編成し、派遣する。

また、市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、災害のために助産を受けられなくなった者に対する助産を実施する場合においては、協定に基づき、千葉県助産師会に対し、助産師の派遣及び支援活動に必要となる機材等について協力要請を行うものとし、協力要請を受けた千葉県助産師会は、千葉県助産師会及び千葉県助産師会に加盟している助産師の業務に支障のない範囲内において、助産師を派遣する。

② 県等に対する応援の要請

印旛市郡医師会が組織する医療救護班及び印旛市郡歯科医師会が組織する歯科医療班だけでは、対応が困難な場合は、県及び他市町村等に対し、医療救護班の派遣等の応援を要請する。

このほか、必要に応じ、県を通じて、DMATの派遣要請を行う。

③ DMATの派遣要請

県は、必要に応じて、DMATの派遣要請を行う。DMATの派遣要請を行った場合は、県庁内にDMAT調整本部を設置し、県内で活動する全てのDMATの指揮及び調整を行う。

また、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。

このほか、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。

④ 近隣都県市への応援要請

県は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき、近隣都県市に対し、医療救護班の派遣や被災地からの搬送患者の受入等を要請する。

⑤ 広域にわたる応援要請

県は、上記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条に基づき、他の道府県等に対し、応援を求める。

(6) 応援の受入れと活動の調整

県は、他の都道府県からの医療救護班や医療ボランティア（以下「救援者」という。）を受け付け、全県的な活動の調整を行う。

県は、受け入れた救援者に対し、活動の指揮と調整を行う部署を示すとともに、当該部署の責任の下で活動を行うよう要請する。なお、佐倉市内における活動の指揮と調整を行う部署は、合同救護本部となる。

市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、印旛市郡医師会が組織する医療救護班、印旛郡市歯科医師会が組織する歯科医療班が派遣された場合、受け付けを行うとともに、派遣された医療救護班等と協議のうえ、医療救護活動の調整を行う。なお、市救護本部を設置した場合にあっては、市救護本部で調整を実施する。

また、市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、市内の医療救護活動の展開にあたっては、県及び他市町村等から派遣された医療救護班や救援者、DMAT等の来援の医療チームがある場合には、これら医療チームの動向を把握し、一体的な活動を実施するよう努める。

（7）傷病者等受入先の確保

各医療機関は、重症度と緊急性、医療機関の機能に応じて、傷病者等の速やかな受入に努める。

なお、傷病者等を受け入れた後、当該傷病者等の急な症状の悪化やより専門的な処置を必要とする等により、転院搬送の必要が生じた場合には、他の医療機関に転院を要請する。

転院搬送の医療機関での調整が困難な場合には、市救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市の救護本部又は県の合同救護本部は搬送先の確保に努める。

市救護本部又は合同救護本部では、搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請する。

（8）後方医療施設の確保

市及び各医療機関は、救護所や市内医療機関等での医療救護を行うが、応急処置等の後、入院治療を要する傷病者等の受入施設を確保するため、市長は、知事に対し、後方医療施設の確保を要請する。

知事は、医療救護班等による応急手当の後、入院治療を要する傷病者等の受入施設を必要に応じて広域的に確保する。

① 災害拠点病院

災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、DMATの受入れ及び派遣を行う等、災害医療に関して中心的な役割を果たすものとする。

なお、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

② 県立病院

災害拠点病院となっていない県立病院においても、災害拠点病院に準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。

また、全ての県立病院は、後方受け入れとともに被災地への医療救護班の応援派遣を行う等、災害時医療の中核として活動する。

③ 災害医療協力病院等

県は、災害拠点病院及び県立病院のほか県医師会の協力を得て、傷病者や難病患者等、人工透析患者の治療、受入にあたる災害医療協力病院等の確保を図る。

(9) 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、次のとおり実施する。

① 被災現場からの傷病者等の搬送

医療チーム等は、被災現場における応急処置を実施したうえで、さらに医療機関での提供を受ける必要がある者で、かつ自ら移動することが困難な者がいる場合、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合に対し、搬送を要請する。

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、医療チーム等から搬送要請があった場合や被災現場で傷病者等の応急処置を実施したうえで、さらに医療機関での提供を受ける必要がある者がいる場合には、市救護本部（健康推進部医療防疫班）や印旛市郡医師会等の関係医療機関と連携し、搬送先の状況等を把握したうえで、救護所又は医療機関に傷病者等を搬送する。

多数の傷病者等が短時間に集中して発生する等により、傷病者等の搬送に困難が生じる場合、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、緊急車両等による搬送について、重傷者を優先する。この場合、災害対策本部事務局（危機管理部）又は市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、重傷者以外の傷病者等で、自ら移動することが困難な者の搬送について、災害時における避難輸送協力に関する協定を締結している旅客自動車運送事業者等に対し、通行可能な道路を示したうえで、要請を行う。

なお、自ら救護所又は医療機関に移動が可能な者は、住民等の協力により、自ら移動する。

② 救護所からの傷病者等の搬送

救護所から医療機関への自ら移動することが困難な者の搬送は、市、佐倉市八街市酒々井町消防組合及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

搬送先医療機関については、市内の医療機関を原則とするが、救護所における医療チーム等の指示による場合や医療施設の被害状況及び診療機能の確保状況を踏まえ、市内の医療機関では受入れが困難な場合は、市救護本部（健康推進部医療防疫班）、佐倉市八街市酒々井町消防組合又は合同救護本部において、搬送先を確保する。なお、市救護本部（健康推進部医療防疫班）、佐倉市八街市酒々井町消防組合又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請する。

搬送を行う場合、傷病者等の傷病状況に応じて、可能な限り医師を同乗のうえ搬送するほか、受入先の医療機関に対して、傷病者等の情報提供を行う。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）又は市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、災害時における避難輸送協力に関する協定を締結している旅客自動車運送事業者等に対し、旅客自動車運送事業者等において搬送が可能な傷病者等の搬送について、通行可能な道路を示したうえで、要請を行う。

③ 広域医療搬送

市内の医療機関では、入院治療を要する傷病者等を受入することが困難である等、後方医療施設への搬送が必要な場合は、緊急車両による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。

この場合、市救護本部（健康推進部医療防疫班）、佐倉市八街市酒々井町消防組合又は合同救護本部は、災害医療本部にヘリコプターの出動を要請する。

このほか、災害対策本部事務局（危機管理部）又は市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、災害時における避難輸送協力に関する協定を締結している旅客自動車運送事業者等に対し、旅客自動車運送事業者等において搬送が可能な傷病者等の広域医療搬送について、通行可能な道路を示したうえで、要請を行う。

また、県は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、県内からの患者の受け入れ等を要請する。

※ 広域医療搬送

広域医療搬送とは、重傷者のうち、被災地内での治療が困難で、被災地外の医療機関において緊急に治療することが必要な者であり、かつ、搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を被災地区外の医療施設まで迅速に搬送し、治療することである。

④ 住民等の搬送協力

住民等は、自らの安全を確保したうえで、傷病者等から救護所又は医療機関までの移動について協力を要請された場合や救護所又は医療機関への搬送が必要と判断される傷病者等がいる場合には、可能な範囲で、搬送手段を確保し、又は搬送可能な者を探す等により、搬送に協力する。

(10) 災害救助法による医療救護等の経費の限度額及び期間

災害救助法による医療救護等の経費の限度額及び期間は、次のとおりである。

① 医療救護

ア 医療救護の経費の限度額

災害救助法による医療救護に要する費用の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、次のとおり定められている。

1) 救護班

使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費

2) 病院又は診療所

国民健康保険の診療報酬の額以内

3) 施術者

協定料金の額以内

イ 医療救護等の期間

災害救助法による医療救護の期間は、原則として災害発生の日から14日以内とされている。

② 助産

ア 助産の経費の限度額

災害救助法による助産に要する費用の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、次のとおり定められている。

1) 救護班

使用した衛生材料等の実費

2) 助産師

慣行料金の100分の80以内

イ 助産の期間

災害救助法による助産の期間は、原則として分娩した日から7日以内とされている。

3. 医薬品、医療資器材等の調達

(1) 医薬品、医療資器材等の確保

市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、市内医療機関、佐倉市薬剤師会等の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材等の調達・確保を行う。

(2) 医薬品、医療資器材等の供給の要請

市救護本部（健康推進部医療防疫班）は、医薬品、医療資器材等が不足した場合、合同救護本部を通じ、災害医療本部に対し、提供を要請する。

県は、市町村等から医薬品等の提供について、要請を受けたときは、備蓄しているものを提供するほか、

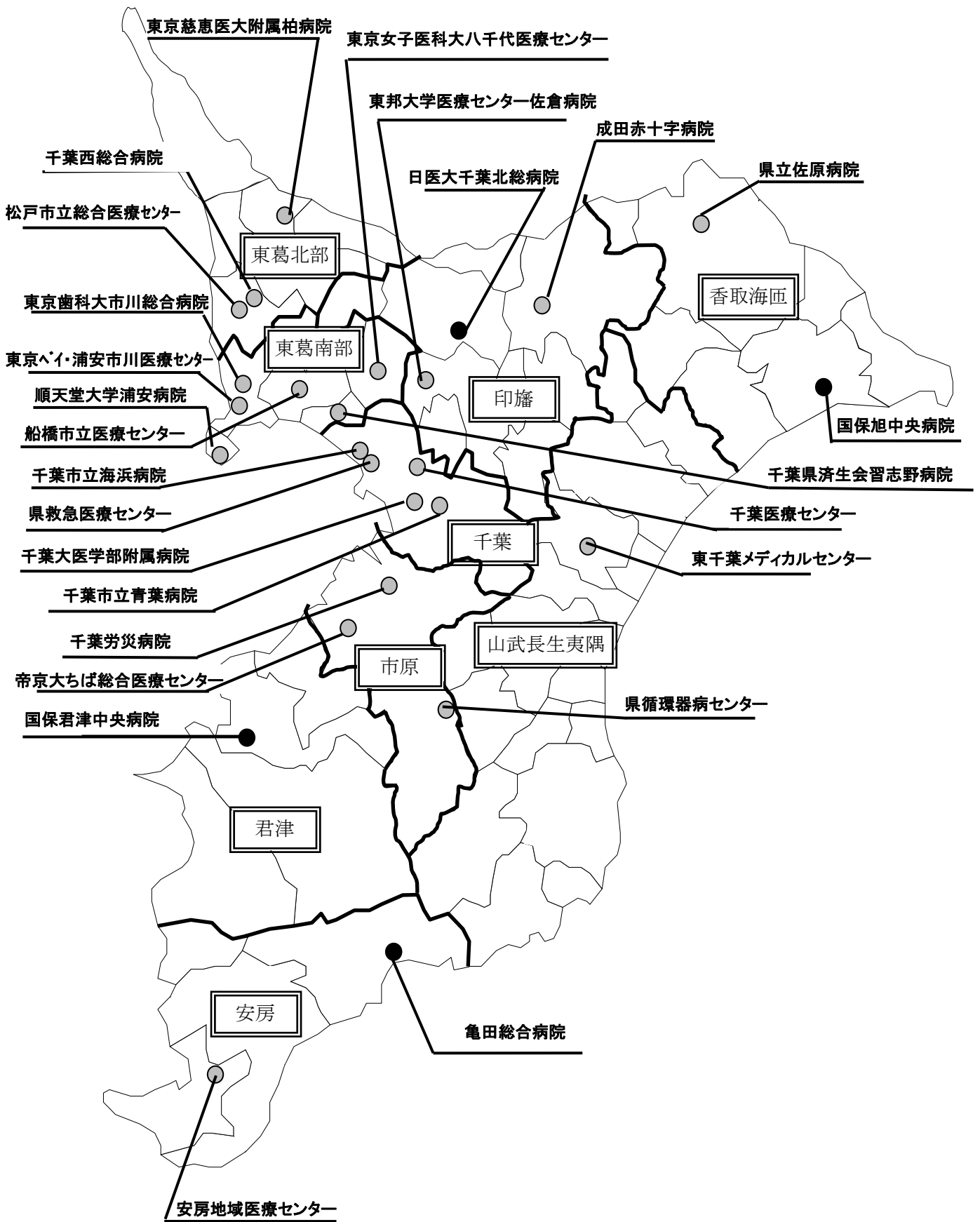
医薬品、医療資器材等が不足した場合は、卸売業者への供給の要請や国、他都道府県に協力要請等を行う。

(3) 血液製剤の確保

① 血液製剤が不足した医療機関は、日本赤十字社血液センターに供給を要請する。

② 県内での供給が不足する場合、日本赤十字社血液センターは、日本赤十字社に支援を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社に支援を要請する。

【災害拠点病院】



	医療機関名
基幹災害拠点病院 (4箇所)	日本医科大学千葉北総病院 旭中央病院 亀田総合病院 君津中央病院
地域災害拠点病院 (22箇所)	千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 千葉市立青葉病院 千葉医療センター 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 社会福祉法人恩賜財団済生会千葉県済生会習志野病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 千葉西総合病院 成田赤十字病院 東邦大学医療センター佐倉病院 県立佐原病院 東千葉メディカルセンター 帝京大学ちば総合医療センター 安房地域医療センター 千葉県循環器病センター 千葉労災病院

第13節 安全確保対策

《基本方針》

被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

また、被災建築物の応急危険度判定結果等を踏まえ、市管理施設のうち、特に防災関連業務に必要な施設から優先的に応急措置を講じる。

このほか、余震、崖崩れ等による被害の発生防止又は拡大防止のため、適切な安全確保対策を実施するほか、被災地域における社会秩序の維持に努める。

1. 被災建築物の応急危険度判定の実施

大規模な地震により被災した建築物については、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

応急危険度判定の実施は、災害対策本部の決定により設置される応急危険度判定実施本部において実施する。

実施本部は、「千葉県被災建築物応急危険度判定要綱」（平成14年11月1日施行）を準拠し、別途定める「佐倉市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル」に則り、その業務を行うこととする。

なお、特に民間建築物の応急危険度判定の実施にあたっては、災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）とは、制度の趣旨が異なり、応急危険度判定結果と災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）結果とは、一致するものではないことについて、十分な啓発に努める。

また、被災建築物の応急危険度判定結果に基づき、当該被災建築物の所有者等は、自己の責任において、その危険の除去等の対策を行うよう指導に努める。

《実施担当機関》

都市部建築物危険度判定班、資産経営部市有建築物班

（1）応急危険度判定実施本部の業務

応急危険度判定実施本部の主な業務は、以下のとおりである。

- ① 判定実施計画の策定
- ② 判定資機材の準備
- ③ 判定士等の受付、名簿作成
- ④ 判定コーディネーターの配置
- ⑤ 判定士等の輸送、宿泊所の手配
- ⑥ 判定の実施
- ⑦ 判定結果の報告
- ⑧ 県等への支援要請
- ⑨ 住民等への広報
- ⑩ 判定結果に対する相談等

(2) 被災建築物の応急危険度判定の実施及び応援要請

① 被災建築物の応急危険度判定の実施

民間建築物の被災建築物応急危険度判定については、都市部建築物危険度判定班が主に担当し、市有建築物等の被災建築物応急危険度判定については、資産経営部市有建築物班が主に担当するものとし、必要に応じ、相互に協力する。

特に、庁舎の使用可否、佐倉市役所社会福祉センター3階への災害対策本部設置の可否を判断することは、災害応急対策の実施に影響を及ぼすことから、発災後、最優先に行う。

なお、庁舎の被災建築物応急危険度判定については、佐倉市役所本庁舎消防計画等に基づき、実施する。

② 応援要請

市単独で被災建築物の応急危険度判定を実施することが困難な場合は、都市部建築物危険度判定班及び資産経営部市有建築物班は、県に応援を要請するほか、「災害時における建築物被害状況調査の協力に関する協定」(平成24年6月1日締結)に基づき、一般社団法人千葉県建築士会佐倉支部及び公益社団法人千葉県建築士事務所協会に必要な人員の派遣及び器材等の確保について協力を要請する。

なお、被災建築物の応急危険度判定の実施に係る応援要請を行った場合は、事後速やかに災害対策本部事務局(危機管理部)にその旨を報告する。

(3) 県における被災建築物の応急危険度判定支援体制

県は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、県内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図り、10都県被災建築物応急危険度判定協議会(「震災時等の相互応援に関する協定」平成8年6月締結)の規約に基づき、広域的な相互支援体制の整備に努める。

震災時においては、10都県被災建築物応急危険度判定協議会の協力のもと迅速かつ的確な災害対応を図る。

また、県は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱(平成7年10月制定)に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため講習会を開催し、応急危険度判定士の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理を行う。

2. 市が管理する施設の応急対策

《実施担当機関》

資産経営部管財班、市有建築物班、教育委員会教育管理班、社会教育班

資産経営部管財班及び市有建築物班は、市管理施設のうち、特に防災関連業務に必要な施設の被災建築物応急危険度判定等による点検、調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

また、学校教育施設については、教育委員会教育管理班が、社会教育施設については、教育委員会社会教育班が実施する。

(1) 応急措置が可能なもの

① 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。

- ② 機能確保のため、必要な復旧措置を講じる。
- ③ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡を取り、実施する。

(2) 応急措置の不可能なもの

- ① 被害の防止措置を重点的に講じる。
- ② 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

3. 被災宅地の危険度判定の実施

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、体制づくり及びその実施に努める。

《実施担当機関》

都市部宅地危険度判定班

(1) 体制の整備

都市部宅地危険度判定班は、「佐倉市被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定地域連絡協議会の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」や千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」等と整合を図り、災害発生時における被災宅地危険度判定体制の整備を行うほか、支援体制の整備も図る。

(2) 都市部宅地危険度判定班の主な業務は、以下のとおりとする。

- ① 判定実施計画の策定
- ② 判定資機材の準備
- ③ 判定士等の受付、名簿作成
- ④ 判定コーディネーターの配置
- ⑤ 判定士等の輸送、宿泊所の手配
- ⑥ 判定の実施
- ⑦ 判定結果の報告
- ⑧ 県への支援要請
- ⑨ 住民への広報
- ⑩ 判定結果に対する相談等

(3) 応援要請

市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難な場合は、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、その受け入れ体制の整備を図る。

(4) 県における被災宅地危険度判定支援体制

県は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める「被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

震災時においては、被災宅地危険度判定連絡協議会及び千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力体制のもと、迅速かつ的確な災害対応を図る。

また、県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を取得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理を行う。

このほか、県は、震災時において、判定を実施する市町村の要請に基づき、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等の派遣措置を行う。

4. 公共土木施設等の安全確保対策

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、土木部土木班、道路班、上下水道部
千葉県、関係機関

（1）道路、橋梁

道路、橋梁に関する安全確保対策については、「第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保」に定めるところによる。

（2）河川、排水路、調整池等

① 被害状況の把握

土木部土木班は、河川、排水路、調整池等の被害状況、河川、排水路、調整池等における橋脚、設備、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物等の障害物の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

② 河川管理者等への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該管理者（千葉県印旛土木事務所、印旛沼土地改良区）に通報し、応急措置の実施を要請する。

③ 応急復旧

土木部土木班は、障害物の除去及び被害を受けた河川、排水路、調整池等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での応急復旧が困難な場合は、「第3節 応援の要請・受入れ」に定めるところにより、県に対し応援を要請する。

（3）公共下水道施設等

① 被害状況の把握

市（上下水道部）は、公共下水道施設等の被害状況、公共下水道施設等における設備、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物等の障害物の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

② 応急復旧

市（上下水道部）は、障害物の除去及び被害を受けた公共下水道施設等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市（上下水道部）単独での応急復旧が困難な場合は、「第3節 応援の要請・受入れ」に定めるところにより、県等に応援を要請する。

(4) 危険区域等

土木部土木班は、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の指定地において、通報等により被害を確認した場合は、必要に応じて応急措置を講じるほか、当該管理者に通報し、対策の実施を要請する。

また、土木部土木班は、当該被害状況を災害対策本部事務局（危機管理部）に報告するものとし、災害対策本部事務局（危機管理部）は、当該被害により生命、身体に対する被害を発生させるおそれがあると判断される場合は、避難指示を実施する。

なお、避難指示の実施については、「第6節 応急避難」に定めるところによる。

(5) 公園施設等

都市部公園緑地班は、地震により公園施設、緑地等の管理施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

5. 農業施設等の応急措置

《実施担当機関》

産業振興部農政対策班、関係機関

(1) 公共施設の応急対策

産業振興部農政対策班及び関係機関は、農道、堤防、用排水路、揚排水機、林道、治山施設等が被災した場合、被害の調査を早急を実施する。

また、これらの施設に被害が発生し、又は被害の発生のおそれがある場合は、その箇所の補強工事を至急実施するよう指導する。

(2) 共同利用施設の応急対策

産業振興部農政対策班及び関係機関は、作業場、倉庫、集荷場が被災した場合は、被害の調査を早急を実施し、必要な補強工事等を至急実施するよう指導する。

6. 危険物施設等の応急措置

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の二次災害を防止するため佐倉市八街市酒々井町消防組合及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設、放射性物質を利用・保管する施設の各管理者に対し、施設の点検を実施するとともに、必要な応急措置を講じるよう要請する。

《実施担当機関》

佐倉市八街市酒々井町消防組合、関係機関

(1) 立入検査等

佐倉市八街市酒々井町消防組合及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行う等、適切な処置を講じる。

(2) 応急対策

佐倉市八街市酒々井町消防組合及び関係機関は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合には、速やかに危険物施設等の管理者に対し、適切な措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて、被災施設やその周辺区域等からの退去又はその区域への出入の

禁止や制限を行う。

なお、立入制限等の実施については、「第6節 応急避難」に定めるところによる。

7. 警備活動

千葉県警察佐倉警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

《実施担当機関》

千葉県警察佐倉警察署、関係機関

(1) 警備体制

千葉県警察佐倉警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ、指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(2) 災害警備活動要領

千葉県警察災害警備計画における災害警備活動要領は、次のとおりである。

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の搜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

第14節 住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行

《基本方針》

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、具体的な適用基準は、住家の滅失世帯数に基づくことから、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施する。

このほか、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書等の発行を行う。

1. 災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）

住家の被害認定は、災害救助法の適用の根拠となるほか、罹災証明書の発行や各種の被災者支援制度の基礎となるため、迅速かつ的確に実施する。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部 本部付き職員）、財政部税務班
都市部建築物危険度判定班、資産経営部市有建築物班、関係機関

（1）住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）方針等の決定

災害対策本部事務局（危機管理部）は、住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）の方針等を定める。

なお、市単独で住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）を実施することが困難な場合は、「災害時における建築物被害状況調査の協力に関する協定」（平成24年6月1日締結）に基づき、一般社団法人千葉県建築士会佐倉支部及び公益社団法人千葉県建築士事務所協会に必要な人員の派遣及び器材等の確保について協力を要請する。

（2）現地調査の実施

住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）は、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」又は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当））」に基づき、被害認定調査を実施することが可能な建築物（住家、非住家は問わない。）の被害を対象とし、財政部税務班が実施する。

また、住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）を実施する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）を実施するにあたり、技術的に困難である場合や第2次調査・第3次調査を実施する場合は、必要に応じ、都市部建築物危険度判定班、資産経営部市有建築物班、一般社団法人千葉県建築士会佐倉支部又は公益社団法人千葉県建築士事務所協会の協力を求める。

① 第1次調査

市内全域を対象として、外観の損傷状況の目視による把握、住家等の傾斜計測及び住家等の主要な構成要素（外観からの目視で調査可能な部位に限る。）の損傷程度の把握を行う。

② 第2次調査

第1次調査の結果に不服のあった住家等及び第1次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査（第2次調査）を実施する。

第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家等の傾斜計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

③ 第3次調査

第2次調査の実施後、被災者から判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査（第3次調査）を行う。

なお、再調査（第3次調査）に基づく、住家等の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

(3) 調査方法等

① 調査対象

調査の実施は、原則として、被災者等本人からの申し出（災害による罹災証明願）に基づき実施する。

ただし、被災建築物の応急危険度判定と災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）とは、制度の趣旨が異なり、応急危険度判定結果と災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）結果とは、一致するものではないことから、都市部建築物危険度判定班から応急危険度判定結果の提供を受け、応急危険度判定済の物件については、被災者等本人からの申し出（災害による罹災証明願）がなくとも、調査を実施する。

また、都市部宅地危険度判定班から被災宅地危険度判定結果の提供を受け、宅地危険度判定済の物件についても、被災者等本人からの申し出（災害による罹災証明願）がなくとも、調査を実施する。

なお、被災建築物の応急危険度判定又は被災宅地危険度判定と災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）の実施時期が重複する場合、調査実施者の負担の軽減及び被災者の混乱防止等のため、同時に実施するよう努める。

このほか、甚大な被害が集中して発生している地域においては、調査範囲を定め、被災者等本人からの申し出（災害による罹災証明願）がなくとも、調査を実施する。

② 調査実施前における留意事項

災害救助法の適用は、災害により住家が滅失した世帯の数を基準としている。

住家とは、現実に居住のため使用している建築物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わないとされている。

なお、現実に居住のために使用している建築物か否かについては、被災者生活再建支援制度において、詳しく定められているところであり、住民票の有無が生活の本拠を見分けるうえで有力な判断材料であるとされている。もちろん、住民票を有していなくても、居住していることが確認できれば、被災者生活再建支援制度における被災世帯に該当することになる（「被災者生活再建支援法Q&A」参照）とされているところであるが、調査実施前においては、居住していることを確認することは困難であることから、住民票の有無をもって、まずは住家と非住家を判別する。

また、被災者生活再建支援金、災害義援金や佐倉市災害見舞金等の支給対象は、原則として発災当時の世帯主となっていることから、被災者生活再建支援金、災害義援金や佐倉市災害見舞金等の支給対象であるか否かを判断するうえでも、調査実施前に住民基本台帳により住民票の有無及び世帯主名の確認を行う必要がある。

③ 第1次調査実施時における留意事項

第1次調査の実施にあたっては、あらかじめ被災者に対し、敷地内への立入り調査の実施について説明を行う。

なお、被災者本人からの申し出（災害による罹災証明願）がない状況で調査を行う場合には、あらかじめ対象者に対し、調査を行う地区や日程等について、広報等で周知し、敷地内への立入り調査の実施について理解を得るように努める。

④ 第2次調査及び第3次調査実施時における留意事項

第2次調査及び第3次調査については、再調査の申し出に基づき実施するものであり、内部の立入り調査が必要であることから、居住者又は所有者等の申請者の立会いを求める。

（4）住家等の被害認定調査結果の記録

住家等の被害認定調査の実施後は、災害対策基本法第90条の3に基づき作成する「被災者台帳」への登録を行うとともに、住家等被害認定調査票をファイリングする。

（5）被害程度の認定基準

全壊、大規模半壊及び半壊の認定基準は、次のとおりである。

【災害の被害認定基準について】

区 分		認 定 基 準
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満とする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊割合がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

住家被害	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。

※ 被害認定基準（令和3年6月24日付府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）による。

2. 被災証明書発行に係る調査

《実施担当機関》

財政部税務班、災害対策本部事務局（危機管理部 本部付き職員）

（1）現地調査等の実施

住家等の被害認定調査を実施することが可能な建築物（住家、非住家は問わない。）以外の被害については、被災証明の対象となる。

被災証明書の発行を行う場合においては、写真等で一見して、判断可能な場合を除き、現地確認等の調査を行い、災害との因果関係及び被害発生的事実を確認する。

（2）調査方法等

被災証明の発行に係る調査については、被災者等本人からの申し出（災害による被災証明願）に基づき実施する。

3. 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成

《実施担当機関》

財政部税務班、佐倉市八街市酒々井町消防組合

(1) 罹災証明書の目的及び位置づけ

罹災証明書は、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、被災者生活再建支援法等による各種被災者支援や市税等の減免、その他の被災者支援策を実施することを目的に、住家等の被害について、市長、消防長又は消防署長が罹災の状況等を証明するものである。

(2) 罹災証明を行う者

罹災証明は、市内に所在する住家等を対象とし、次の者が行う。

- ① 火災による被害
消防長又は消防署長
- ② 上記又は落雷による被害以外の災害による被害
市長

(3) 罹災証明の対象

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた住家等について、次の事項の証明を行う。

- ① 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部及び消防署が発行するもの
火災による焼損、水損及び煙損
- ② 市が発行するもの

住家等の被害認定調査を実施することが可能な建築物（住家、非住家は問わない。）のみを対象とし、次のとおり、被害認定結果を証明する。

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
このほか、軽微な被害であり、「一部損壊」としても被害認定ができないものについては、申請者からの求めに応じ、「軽微な被害（一部損壊に至らない）」として、罹災証明書を発行できる。

また、落雷は、他の自然災害と違い外観からは損害の状況が判断できにくいことや市では落雷の発生日時や発生場所等を特定し、その事実を把握することが困難であることから、落雷による被害は除く。

なお、発生した火災の規模によっては、被災者生活再建支援法に基づく支援を実施するため、市が火災に関する罹災証明書を発行する必要がある。

(4) 申請場所

災害により被害を受けた住宅等の世帯主、世帯員、所有者又は使用者が、次の場所において申請を行う。

- ① 火災による被害
佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部又は各消防署において申請手続きを行う。
- ② 上記又は落雷による被害以外の災害による被害
危機管理部において申請手続きを行う。
ただし、大規模被害が発生し、危機管理部が災害対策本部事務局となった場合にお

いては、財政部税務班から罹災証明担当職員を指名し、専用の窓口を開設する。

(5) 発行手続き等

① 市長が発行する罹災証明書

ア 罹災証明書等申請・発行窓口に関する周知

大規模災害が発生した場合において、罹災証明書等の申請・発行窓口を開設した場合には、住民等に対し、罹災証明書等の申請・発行窓口を開設した旨をホームページや広報誌等により周知を行う。

なお、その他の災害に対する罹災証明書等の発行は、危機管理部にて、恒常的に実施していることから、適宜、その旨をホームページや広報誌等により周知する。

イ 申請者資格の確認

申請者が世帯主又は世帯員である場合は、「1. 災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）」に記載したとおり、住民票の有無及び世帯主名の確認を行う必要があることから、住民票により、申請者としての資格を確認する。

また、所有者からの申請の場合は、申請時に対象となる建築物を所有していることが分かる書類を添付させることで、申請者としての資格があるか確認する。

ウ 被災者台帳の作成

被災者等からの申請（災害による罹災証明願）を受理したときは、別に定める「被災者台帳」様式に必要事項を記入し、速やかに「1. 災害に係る住家等の被害認定調査（住家等罹災証明判定調査）」に定めるところにより、被害調査を実施した後、災害対策基本法第90条の3に規定する「被災者台帳」として、被害認定結果等の登録を行う。

なお、災害対策基本法第90条の3に規定する「被災者台帳」に記載又は記録する事項は、次のとおりである。

- 1) 氏名
- 2) 生年月日
- 3) 性別
- 4) 住所又は居所
- 5) 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 6) 援護の実施の状況
- 7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 8) 電話番号その他の連絡先
- 9) 世帯の構成
- 10) 罹災証明書の交付の状況
- 11) 市町村長が被災者台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- 12) 提供先に被災者台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

エ 罹災証明書の発行

「被災者台帳」への登録後は、佐倉市文書管理規程（平成6年3月31日訓令第5号）等に基づき、速やかに罹災証明書を発行する。

なお、被災者等からの申請（災害による罹災証明願）がなくとも、調査を実施する場合があることから、申請受理時点において、被害調査済であるか否かを「被災

者台帳」にて確認し、被害調査済である場合は、速やかに罹災証明書を交付する。
 オ 被災者台帳情報の利用及び提供

災害対策基本法第90条の3に基づき作成した「被災者台帳」に記載し、又は記録された情報については、次に該当する場合、利用又は外部提供することができる。

- 1) 被災者台帳記載者本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 2) 被災者に対する援護の実施に必要な限度で被災者台帳情報を内部で利用するとき
- 3) 他の地方公共団体に被災者台帳情報を提供する場合において、被災者台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

なお、他の地方公共団体に被災者台帳情報を提供する場合においては、次の事項を記載した申請書の提出を求めなければならない。

- 1) 申請の地方公共団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 2) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - 3) 提供を受けようとする被災者台帳情報の範囲
 - 4) 提供を受けようとする被災者台帳情報の使用目的
- ② 消防長又は消防署長が発行する罹災証明書

火災による住宅等の焼損及び消火活動に伴う水損については、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部又は消防署において被害調査及び罹災証明の発行を行う。

③ その他

地震被害又は風水害等被害と火災被害が複合した場合においては、被害調査に関し、市及び佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部は、相互に協力する。

(6) 証明手数料

手数料は、徴収しない。

4. 被災証明書の発行

《実施担当機関》

財政部税務班

(1) 被災証明を行う者

被災証明は、市内に所在する住家又は非住家（建築物）以外を対象とし、火災又は落雷による被害を除いた災害について、市長が行う。

(2) 被災証明の対象

住家又は非住家（建築物）以外のものについては、災害の被害認定基準がないことから、市は、被害の事実のみの証明を行うものとし、被災証明書の発行を行う。

被災証明の具体的な対象としては、人的被害、家財や商品等の動産被害、ブロック塀や鉄軌道、地中埋設管等の建築物以外の構造物被害といった物的な被害とする。

このため、物的な被害を伴わない停電等の事象については、対象外とする。

また、落雷は、他の自然災害と違い外観からは損害の状況が判断できにくいことや市では落雷の発生日時や発生場所等を特定し、その事実を把握することが困難であることから、罹災証明と同様に、落雷による被害は除く。

なお、住家又は非住家（建築物）であっても、災害の被害認定を要しない旨の被災者

等からの申し出があった場合は、罹災証明書の発行を行わず、被災証明書の発行を行うことができるものとする。

(3) 申請場所

災害により被害を受けた住宅等の世帯主、世帯員、所有者又は使用者は、危機管理部において申請手続きを行う。

ただし、大規模被害が発生し、危機管理部が災害対策本部事務局となった場合においては、財政部税務班から被災証明担当職員を指名し、専用の窓口を開設する。

(4) 発行手続き等

ア 被災証明書等申請・発行窓口に関する周知

「3. 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成 (5) 発行手続き等 ①市長が発行する罹災証明書」に定めるところによる。

イ 申請者資格の確認

罹災証明と異なり、被災証明については、被災者生活再建支援法等による各種被災者支援に用いられることは、基本的にないことから、住民票の有無及び世帯主名の確認は、原則として必要としない。

ただし、証明対象物について、所有していることが分かる書類等を添付させることで、申請者としての資格があるかを確認する。

ウ 被災証明発行記録簿の作成

被災証明は、罹災証明と異なり、被災者生活再建支援法等による各種被災者支援に用いられることは、基本的にないことから、災害対策基本法第90条の3に基づく「被災者台帳」の作成は要しない。

ただし、「被災証明発行記録簿」を作成するものとし、被災者等からの申請（災害による被災証明願）を受理したときは、「被災証明発行記録簿」に必要事項を記入し、速やかに「2. 被災証明書発行に係る調査」に定めるところにより、被害調査を実施し、その後、「被災証明発行記録簿」への調査結果等の登録を行う。

エ 被災証明書の発行

「被災証明発行記録簿」への登録後は、佐倉市文書管理規程（平成6年3月31日訓令第5号）等に基づき、速やかに被災証明書を発行する。

(5) 証明手数料

手数料は、徴収しない。

第15節 災害救助法の適用

《基本方針》

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、各部 千葉県、関係機関

1. 災害救助法の適用基準等

人口が10万人を越え、30万人以下の本市の場合、災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を必要とする場合に適用される。

災害救助法による救助を実施する場合、県は、その区域を速やかに公示することとなっている。

なお、救助の開始日は、公示日ではなく、災害発生日となる。

また、災害救助法による救助は、見舞金制度等とは異なり、被災者の保護を応急的に実施する必要があるときに初めて行われるものであることから、たとえ災害が発生し、被災者の発生があったとしても、周囲の状況から救助を必要としない場合や、事故等の場合でその管理者等が存在し、その者により適切な対応が行われ、十分な救助がなされている場合には、災害救助法による救助は行わないこととなる。

【災害救助法の適用基準】

根拠法令	適用基準
災害救助法施行令第1条第1項第1号	市域の住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という）が、100世帯以上に達した場合
災害救助法施行令第1条第1項第2号	滅失世帯数が県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、市域の滅失世帯数が50世帯以上に達した場合
災害救助法施行令第1条第1項第3号	滅失世帯数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であり、市域において多数の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合 ◆救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることと規定されており（災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年10月1日内閣府令第68号））、次のような場合が例示されている。 例1：被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等により生活必需品等の補給が極めて困難な場合で被災者の救助に被災者の救助に特殊な補給方法を要する場合 例2：有毒ガスの発生等のため被災者の救助が極めて困難であり救出に特殊な技術を要する場合
災害救助法施行令第1条第1項第4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合 ◆多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合とは、次のいずれかに該当することと規定されており（災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令）、それぞれ次のような場合が例示されている。 （1）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること 例1：火山噴火等により多数の住民が避難の指示を受けて、避難生活を余儀なくされる場合 例2：船舶の沈没、交通事故等により多数の者が死傷した場合 （2）被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること 例1：交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば、飢餓状態に陥る場合

2. 滅失世帯数の算定基準

(1) 滅失世帯数の算定

滅失世帯数とは、住家が「全壊（全焼・流出）」した世帯数とし、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、次のとおり、みなし換算を行う。

「住家」とは、現実にはその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実には居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

【滅失世帯数の換算】

- 全壊（全焼・流失）住家1世帯を「滅失住家1世帯」とする。
- 半壊（半焼）住家2世帯をもって「滅失住家1世帯」相当とする。
- 床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家3世帯をもって「滅失住家1世帯」相当とする。

※床下浸水、一部破損は換算しない。

例：被害総数が、全壊1世帯、半壊2世帯、床上浸水3世帯の場合
滅失住家は、計3世帯となる。

$$(1 \div 1 \text{ (全壊)} + 2 \div 2 \text{ (半壊)} + 3 \div 3 \text{ (床上浸水)}) = 3$$

(2) 住家の被害認定基準

滅失、半壊等の被害認定基準については、「第14節 住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行」に定めるところによる。

(3) 世帯

世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位とされており（災害救助法事務取扱要領（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付））、従って、同一住家内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えないとされているほか、マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱うこととされている。

なお、会社又は学生の寮等は、従来は、全体をもって1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実情を勘案し、個々の生活実態に基づき判断できるとされている。

3. 救助の実施機関

災害救助は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、国からの法定受託事務として県が行い、市はこれを補助する。

また、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手するものとし、市は、救助に着手したときは、その状況を直ちに県に報告する。

なお、県は、災害救助法が適用された場合においても、災害対策基本法第13条第1項

の規定に基づき、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市に行わせることができる。

市は、委任を受けた県の権限に属する事務の実施のほか、県が行う救助を補助する。

4. 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

【災害救助法による救助の種類】

救助の種類	実施期間
避難所の設置	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の設置及び供与	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間は2年以内
炊き出し、その他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内に完了
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分べんした日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から1か月以内
学用品の給与	教科書：災害発生の日から1か月以内 文房具：災害発生の日から15日以内
埋葬	災害発生の日から10日以内
遺体の搜索	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内に完了

5. 災害救助法の適用手続等

(1) 適用手続き

市は、災害に対し、市域における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県（千葉県災害対策本部事務局）に報告する。

災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行う。

市は、災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県（千葉県災害対策本部事務局）に報告する。

県は、市町村からの報告又は要請、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

また、県は、災害救助法を適用したときは、速やかに告示するとともに、県ホームページ等により広報を行う。

(2) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日付内閣府告示第228号）に従い、千葉県知事が定めた災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）別表第一による。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保

《基本方針》

災害救助法に基づく救助、その他の被災者の救援・救護活動等を実施するためには、陸上交通をはじめとする緊急輸送体制の確保が必要となる。

このため、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

また、鉄軌道及び道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、土木部道路班、資産経営部管財班
 上下水道部、佐倉市八街市酒々井町消防組合
 千葉県、千葉県公安委員会、千葉県警察佐倉警察署、自衛隊
 東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、山万株式会社、住民

1. 陸上輸送

（1）交通支障箇所の把握

① 交通支障発生危険箇所の事前把握

土木部道路班は、市の管理に属する道路について災害時における危険箇所をあらかじめ調査するとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査するための体制を整備する。

② 交通支障箇所の調査及び報告

土木部道路班は、被害状況調査の結果により支障箇所を発見した場合や通報等により支障箇所を把握した場合は、下記のとおり報告する。

ア 土木部道路班は、市の管理に属する道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無、その他被災の状況等について、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告する。

イ 災害対策本部事務局（危機管理部）は、アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに市の区域を管轄する関係機関に報告する。

ウ 土木部道路班は、市の管理に属さない道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、その他被災の状況等について、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告するものとし、災害対策本部事務局（危機管理部）は、その状況を直ちに、当該道路管理者（国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所酒々井出張所、千葉県印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社）に通報するとともに、応急措置の実施を要請する。

ただし、災害対策本部事務局（危機管理部）を窓口とすることで、被災状況連絡等の迅速性、確実性が損なわれる可能性がある場合は、土木部道路班において直接、当該道路管理者に連絡をするものとし、事後速やかに災害対策本部事務局（危機管理部）にその旨を報告する。

(2) 緊急輸送道路の点検等

① 道路施設の点検

土木部道路班は、緊急輸送道路を確保するため、使用可能な道路を把握するとともに、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

特に、県選定の緊急輸送道路について、優先的に道路施設の被害状況の点検を行い、その点検結果を県に報告する。

なお、県が選定している佐倉市に係る緊急輸送道路については、次のとおりである。

■ 1次路線

ルート 番号	路線名	起点	～	終点	車線 数	管理者
1	東関東自動車道水戸線	大篠塚 上勝田	～	八木 上勝田	4～6	東日本高速道路 株式会社
	主要地方道佐倉印西線	鎗木町	～	小篠塚	2	県
	一般国道 296 号	鎗木町	～	田町	2	県
2	一般国道 51 号	坂戸	～	長熊	2	国
3	一般国道 296 号	井野	～	大蛇町	2	県

■ 2次路線

ルート 番号	路線名	起点	～	終点	車線 数	管理者
1	主要地方道千葉八街横芝線	坂戸	～	岩富町	2	県
2	主要地方道佐倉印西線	田町	～	萩山新田干拓	2	県
3	市道Ⅰ-33号線	石川	～	太田	2	市
	市道Ⅱ-15号線	太田	～	太田	2	市
	市道 4-269号線	太田	～	太田	2	市
	市道 4-268号線	太田	～	太田	2	市
4	主要地方道千葉印西線	吉見	～	王子台六丁目	2	県
	市道Ⅰ-9号線	王子台 六丁目	～	下志津	2	市
	市道Ⅰ-32号線	王子台 六丁目	～	王子台四丁目	2～4	市
	市道Ⅱ-5号線	下志津	～	下志津	2	市

■ 3次路線

ルート 番号	路線名	起点	～	終点	車線 数	管理者
1	主要地方道佐倉印西線	小篠塚	～	神門	2	県
	一般県道神門八街線	神門	～	岩富	2	県
	市道 4-597号線	岩富	～	大作一丁目	2	市
2	市道Ⅱ-8号線	岩名	～	岩名	2	市
	市道 1-433号線	岩名	～	岩名	2	市
	市道 1-432号線	岩名	～	岩名	2	市

② 市の管理に属する道路の緊急輸送道路選定

土木部道路班は、県の選定する緊急輸送道路を補完するほか、ヘリコプター臨時離発着場、市内の防災備蓄倉庫、緊急医療機関や活動拠点候補地等を連絡するため、必要に応じ、使用可能な市の管理に属する道路を緊急輸送道路として選定する。

② 県への協力

災害対策本部事務局（危機管理部）及び土木部道路班は、県選定の緊急輸送道路が使用不能となった場合等において、県が行う緊急輸送道路の迂回路の選定について協力を行う。

（3）緊急輸送道路等の道路啓開及び道路の応急復旧

① 緊急輸送道路等の道路啓開

土木部道路班は、緊急輸送道路等を確保するため、協定業者等の協力を得て、市の管理に属する道路の啓開作業を行う。

また、土木部道路班は、環境部廃棄物対策班と協力のうえ、緊急車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し、適切な処理を行う。

なお、市の管理に属する道路以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による道路啓開を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で道路啓開を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

② 道路の応急復旧

土木部道路班は、市の管理に属する道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路・橋梁等から順次修繕を行う。

土木部道路班は、道路・橋梁等の復旧工事にあたっては、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を協定業者等の協力によって実施する。

なお、市の管理に属する道路以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

（4）緊急輸送道路及び道路の応急復旧の周知

① 関係機関への連絡

災害対策本部事務局（危機管理部）は、県が決定した緊急輸送道路について、各部に連絡する。

また、土木部道路班は、市独自の緊急輸送道路を選定した場合や道路の応急復旧が完了した場合は、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告するとともに、各部に連絡する。

② 住民等への周知

企画政策部広報班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるため、県からの要請があった場合には、住民等への周知に協力する。

また、土木部道路班は、市独自の緊急輸送道路を選定した場合や道路の応急復旧が完了した場合には、必要に応じ、広報を実施する。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

（5）輸送手段の確保

① 輸送車両等の確保及び運用

資産経営部管財班は、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を確保し、集中管理を行う。(ただし、上下水道部の車両を除く。)

また、資産経営部管財班は、車両の運用について、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努めるとともに、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応できるよう努める。

③ 運送業者等への協力要請

災害対策本部事務局(危機管理部)は、緊急用物資や災害復旧資機材等を輸送するための車両が不足する場合には、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、一般社団法人千葉県トラック協会等に輸送協力を要請する。

(6) 緊急通行車両の確認等

① 緊急通行車両の確認(緊急通行車両標章及び証明書の交付)

ア 資産経営部管財班は、当該車両が緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両)であることの確認を、知事又は公安委員会(千葉県警察佐倉警察署経由)に申請する。(ただし、上下水道部の車両を除く。)

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 資産経営部管財班は、交付を受けた標章を当該車両内の見やすい箇所に掲出する。

なお、証明書は必ず携行し(当該車両に備えつける。)、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

② 緊急通行車両の事前届出・確認

公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」という。)を交付することとされている。

このため、資産経営部管財班は、市所有の車両について、緊急通行車両の事前届出を行うとともに、リスト化し、災害発生時には、届出済証の交付を受けた車両について、優先度の高い業務に従事する部に配車する。(ただし、上下水道部の車両を除く。)

なお、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出することで、確認審査を省略して、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

届出済証の交付を受けた車両の使用者は、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書の交付を受けた後、交付を受けた標章を、当該車両内の見やすい箇所に掲出するとともに、証明書は必ず携行し(当該車両に備えつける。)、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(7) 規制除外車両の確認等

① 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外される。

② 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、「(6) 緊急通行車両の確認等 ① 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）」が準用される。

③ 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって、次に該当する車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象となる。

なお、事前届出・確認は、「(6) 緊急通行車両の確認等 ② 緊急通行車両の事前届出・確認」が準用される。

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(8) 燃料の確保

災害対策本部事務局（危機管理部）、資産経営部管財班及び上下水道部は、所有する車両、その他の災害応急対策を実施するための必要な燃料については、あらかじめ業者等と協定を締結し、十分な燃料の確保に努める。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）、資産経営部管財班及び上下水道部は、必要に応じ、燃料の緊急輸送を実施するよう協定業者等に要請を行う。

なお、県では、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。このため、災害対策本部事務局（危機管理部）は、石油元売会社からの直接燃料供給を受けることができる条件に適合する重要な公共施設等において、直接燃料供給を行う必要が生じた場合には、県を通じ、要請を行う。

2. 交通規制等

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急通行車両の通行を確保するため、次により交通規制を実施するほか、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、次により車両の移動等の対策を実施する。

また、交通規制等を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制等にかかる区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

(1) 道路管理者による交通規制等

千葉県警察佐倉警察署との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

① 交通規制の実施

災害時において、道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、道路管理者は、道路

法第46条第1項の規定により、千葉県警察佐倉警察署との協議のうえ、区間を定めて車両の通行を禁止、又は制限する。

② 交通規制の標識等の設置

交通規制を実施するときは、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

③ 車両の移動等

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、その管理する道路について、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。

車両の移動等を命じる道路区間の指定を行う場合、道路管理者は、あらかじめ公安委員会に指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ通知をするいとまがない場合は、事後速やかにこれらの事項を通知する。

なお、運転者がいない場合や対象となる車両のパンクや燃料切れ等により運転者による車両の移動が困難な場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うことができる。

この場合、道路管理者は、当該措置をとるため、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。ただし、車両等を破損した場合には、災害対策基本法第82条に基づき、損失補償を行うことになることから、移動前後の状態を写真等に記録するよう努める。

また、道路管理者は、車両等の移動場所を確保するため、やむを得ない場合には、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。その際、土地の所有者が容易に見つからない等により、使用同意を得ることができない場合には、使用理由を掲示することにより対応するほか、竹木その他の障害物を処分した場合には、災害対策基本法第82条に基づき、損失補償を行うことになることから、処分の状態を写真等に記録するよう努める。

(2) 県公安委員会等による交通規制等

① 公安委員会の交通規制等

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限する等、緊急交通路の確保にあたる。

ウ 公安委員会は、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するため必要があると認める場合、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく、車両の移動等を命じる道路区間の指定、車両の移動等の実施を要請することができる。

② 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

③ 警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。

この場合、警察官の命令に従わないときや、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

（3）自衛官及び消防職員の措置命令・措置等

自衛官及び消防職員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の職務の執行について行うことができる。

自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知しなければならない。

（4）交通規制の指針

- ① 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- ② 交通規制の対象となる道路は、主として、県が選定している緊急輸送道路1次路線の中から選定する。
- ③ 災害対策基本法第76条の規定による緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。
- ④ 緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。
- ⑤ 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

（5）相互連絡

災害対策本部事務局（危機管理部）は、千葉県警察佐倉警察署と被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換する。

また、千葉県警察佐倉警察署は、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行制限の対象、区間、理由等を災害対策本部事務局（危機管理部）に通知する。

(6) 交通情報の収集及び提供

千葉県警察は、交通情報の収集を行うとともに、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て、交通情報の提供を行う。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）及び土木部道路班は、千葉県警察佐倉警察署と連携して、交通情報の提供を行う。

特に、被災地内の交通規制及び緊急通行車両以外の交通規制、車両の移動等を命じる道路区間の指定を行ったときはその状況の周知徹底に努める。

なお、市における周知にあたっては、災害対策本部事務局（危機管理部）及び土木部道路班が広報を実施する。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

(7) 震災発生時における運転者のとるべき措置

災害対策本部事務局（危機管理部）は、千葉県警察佐倉警察署と連携して、震災発生時における運転者のとるべき措置として、次の事項の周知を図る。

なお、市における周知にあたっては、災害対策本部事務局（危機管理部）及び土木部道路班が広報を実施する。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

① 走行中の車両の運転者のとるべき行動

ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること

イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること

ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

② 通行禁止区域等においてとるべき措置

ア 車両を道路外の場所に置くこと

イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

3. 航空輸送

(1) 輸送拠点の確保

災害対策本部事務局（危機管理部）は、航空機による緊急輸送が必要と判断される場合には、ヘリコプター臨時離発着場候補地における障害物の有無等、利用可能状況を確認し、県へ報告する。

なお、ヘリコプター臨時離発着場候補地及び陸上自衛隊航空機の離発着に必要な地積については、次のとおりである。

【ヘリコプター臨時離発着場候補地】

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1) 市立佐倉小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 2) 市立内郷小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 3) 市立志津小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 4) 市立上志津小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 5) 市立臼井小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 6) 市立印南小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 7) 市立根郷小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 8) 市立和田小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 9) 市立弥富小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 10) 市立千代田小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 11) 市立井野小学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 12) 市立佐倉中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 13) 市立志津中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 14) 市立南部中学校 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：運動場 |
| 15) 佐倉城址公園自由広場 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：自由広場 |
| 16) 岩名陸上競技場 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：陸上競技場 |
| 17) 山王公園 | ヘリコプター臨時離発着場の場所：公園 |

【陸上自衛隊航空機の能力基準】

機 種	乗員、燃料以外の 有効搭載重量 (搭乗可能人員)	離着陸所要地積 (長さm×幅m) ※周囲に障害物がない場合
OH-6J 観測ヘリコプター	300kg (3名)	30×30
UH-1J 多用途ヘリコプター	1,000kg (7名)	36×36
UH-60JA 多用途ヘリコプター	(11名)	50×50
CH-47J 輸送ヘリコプター	8,000kg (35名)	100×100

(2) 航空機による緊急輸送活動の実施

災害対策本部事務局（危機管理部）は、航空機による緊急輸送が必要と判断される場合には、県と連携するとともに、佐倉市八街市酒々井町消防組合、警察、自衛隊等の協力を得て、航空機による緊急輸送活動を行う。

4. 水上輸送

(1) 輸送路の確保

災害対策本部事務局（危機管理部）は、印旛沼を利用した水上輸送が実施される場合には、河川管理者を通じて、物資等の積み降ろしが可能な緊急時の船着場の確保を行うとともに、航路の通行可能状況を把握する。

(2) 水上輸送活動の実施

災害対策本部事務局（危機管理部）は、印旛沼を利用した水上輸送が実施される場合には、県と連携するとともに、佐倉市八街市酒々井町消防組合、警察、自衛隊等の協力を得て、水上輸送活動を行う。

5. 鉄軌道施設の応急復旧

(1) 災害時の活動体制

① 災害対策本部等の設置

各交通機関は、震災が発生した場合、全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

② 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 発災時の初動措置

各機関の初動措置は次のとおり。

① 運転規制

ア 東日本旅客鉄道株式会社

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

- 1) 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 S I 値（カイン）による。
- 2) 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。
- 3) S I 値が一般区間で 1 2 以上、落石区間で 6 以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。
- 4) S I 値が一般区間で 6 以上 1 2 未満、落石区間で 3 以上 6 未満の場合、3 5 km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

イ 京成電鉄株式会社

強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。

- 1) 自社の震度計が震度 4（4 0～9 9 ガル）の場合、直ちに列車停止手配をとる。指定点検箇所の異常の有無を確認のうえ、2 5 km/h 以下の注意運転を行う。安全を確認した区間から規制解除し、通常運転に復する。
- 2) 地震計が震度 5 弱以上（1 0 0 ガル以上）の場合は、直ちに列車停止手配をとり当該区間内の鉄道施設の点検を実施する。安全を確認した区間から運転を再開する。

ウ 山万株式会社

強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。

- 1) 震度 5 弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。
- 2) 震度 4 の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速 2 5 km/h 以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。

② 乗務員の対応

ア 東日本旅客鉄道株式会社

- 1) 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- 2) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。

- 3) 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。

イ 京成電鉄株式会社

- 1) 運転中に地震を認知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- 2) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる箇所に列車を移動させる。
- 3) 列車を停車させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。

ウ 山万株式会社

- 1) 運転中に地震を認知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- 2) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる箇所に列車を移動させる。
- 3) 列車を停車させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。

③ その他の措置

その他の措置として、各交通機関は、次のような措置を取る。

- 1) 旅客誘導のための案内放送
- 2) 駅員の配置手配
- 3) 救出、救護手配
- 4) 出火防止
- 5) 防災機器の操作
- 6) 情報の収集

(3) 旅客の避難誘導

各交通機関は、次のとおり、旅客の避難誘導を行う。

① 駅における避難誘導

- ア 駅長は、係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し、避難させる。
- イ 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市又は県があらかじめ定めた一時滞在施設や指定避難所、臨時避難所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

② 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- ア 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。
- イ 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。
ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は、次による。
 - 1) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。
 - 2) 特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。

3) 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 事故発生時の救護活動

各交通機関は、災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

(5) 応急復旧対策

各交通機関は、列車運行上重要な施設を優先して障害物の除去等の応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度等を考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

(6) 広 報

各交通機関は、災害対策本部事務局（危機管理部）に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、住民等に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

第17節 緊急物資の供給

《基本方針》

市は、住宅の倒壊、滅失等によって、飲料水、食糧、その他生活必需物資の確保が困難な住民（避難所における避難者に限らず、在宅避難者等も含む。）に対し、必要な物資の供給を実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合において、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手するものとし、救助に着手したときは、その状況を直ちに県に報告する。

なお、県は、災害救助法が適用された場合において、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができる。

市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

1. 応急給水

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民等に対して、浄水場及び防災井戸での拠点給水や給水車等による応急給水を実施する。

《実施担当機関》

上下水道部

（1）実施機関

- ① 飲料水の供給は、市（上下水道部）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市（上下水道部）はこれを補助する。

なお、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市（上下水道部）が行うこととすることができる。

- ② 市（上下水道部）は、単独で対処が困難な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- ③ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

（2）給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な給水は、優先的に確保する。

（3）飲料水の供給

- ① 発災直後の情報の収集

発災直後、次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

ア 地震発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。

イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

② 飲料水供給方法

ア 浄水場等での拠点給水

応急給水は、浄水場及び防災井戸における拠点給水及び給水車による給水を原則とする。

イ 仮配管による給水

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

③ 飲料水の供給の限度額

災害救助法による飲料水の供給の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、当該地域における通常の実費と定められている。

④ 飲料水供給の期間

災害救助法による飲料水の供給の期間は、原則として災害発生の日から7日以内とされている。

⑤ 広報

上下水道部は、震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質等について、適切な広報活動を実施する。

なお、広報活動の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

(4) 水質の安全対策

上下水道部は、応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

また、住民等に対し、備蓄水について、容器の取扱い等の安全対策の指導に努める。

2. 食糧の供給等

県及び協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食糧の確保・供給に努める。

なお、要配慮者に対する食糧の供給については、優先的に取扱う等、特に配慮を要するものとし、福祉避難所における食糧の供給については、本定めに準じて行う。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部 本部付き職員）、企画政策部物資需給班
避難所配備職員等、施設管理者
千葉県、避難者、住民、関係機関

(1) 食糧等の確保

① 備蓄品の活用

必要に応じ、各指定避難所に設置してある防災備蓄倉庫の保有食糧の活用を図る。

② 県からの調達

災害対策本部事務局（危機管理部）は、県に対し、食糧の支援要請を行う。

また、県に対し、県防災センター及び備蓄倉庫の保有食糧の活用について要請を行う。

なお、具体的な食糧の要請等の業務については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、実施する。

③ 協定企業等からの調達

災害対策本部事務局（危機管理部）は、災害時の物資等の供給等に関する企業等との協定に基づき、必要な食糧の調達について要請を行う。

なお、具体的な食糧の発注等の業務については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、実施する。

④ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であるほか、仕分けが困難であること等により、不要物資の滞留等の原因となることが示されていることから、受入れを制限する。

また、義援物資を受け入れる際には、仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入するほか、救援物資の申し出に対して、次の事項を要請する。

- ア 救援物資は荷物を開閉せずとも物資名、数量がわかるように表示すること
- イ 複数の品目を同梱しないこと
- ウ 腐敗する食糧等は避けること

なお、具体的な義援物資の受付の業務については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、実施する。

(2) 食糧の供給

① 食糧供給の対象者

食糧供給の対象者は、次のとおりとする。

- ア 避難所で避難生活を営む者で、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等のため、炊事のできない者
- イ 被害を受ける等により、避難する必要のある者

なお、救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者に対する食糧の供給は、災害救助法における食糧の供給としては、認められないことから、これらの者への食糧の供給を行う場合は、市の事業として行う。

② 食糧供給の限度額

災害救助法による食糧供給の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、1人1日あたり1,160円以内と定められている。

③ 食糧供給の期間

災害救助法による食糧供給の期間は、原則として災害発生の日から7日以内とされている。

④ 供給の流れ

- ア 食糧供給の対象者からの要望を把握するほか、食糧供給の対象者数から必要な数量を推定し、備蓄食糧や県、協定業者等からの調達によって、食糧を確保する。
- イ 調達等によって確保した食糧については、原則として、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館に集積し、ボランティア等の協力を得て、仕分けを行う。
- ウ 指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設を食糧の供給拠点とする。

なお、賞味期限の短い食糧については、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館には、配送せず、指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設に直接配送することを原則とする。

エ 食糧供給の対象者は、供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設に受領に来るものとする。

オ 指定避難所、臨時避難所における食糧の配布については、避難所運営組織の指示のもと、避難者、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員、施設管理者、ボランティア等により実施する。

また、帰宅困難者等の一時滞在施設における配布については、管理責任者の指示のもと、施設職員やボランティア等により実施する。

⑤ 食糧の調達・配送等の管理

企画政策部物資需給班は、本部付き職員の応援を得て、指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設からの要望を整理するとともに、県や協定企業等への調達要請や調達した食糧の管理、供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設への配送指示を行う。

食糧の供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設への配送にあたっては、原則として、協定業者等から調達した食糧については、協定業者等によって、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館又は供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設へ配送するものとし、県から「プッシュ型」により供給された食糧又は調達した食糧については、協定等に基づき、トラック業界等の民間物流事業者に協力を要請する。

⑦ 荷捌き資機材等の確保

災害対策本部事務局（危機管理部）は、協定企業等に協力を求め、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館における作業に必要な荷捌き資機材等の確保に努める。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）は、荷捌き作業等についての協力を市災害ボランティアセンターに要請し、荷捌き作業等に必要となる人員の確保に努める。

（3）炊き出し

調理が必要な食糧を供給する場合、指定避難所、臨時避難所において炊出し設備や器具等を使用し、炊き出しを行う。

① 炊き出しの方法

炊き出しは、避難所運営組織の指示のもと、避難者、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員、施設管理者、ボランティア等により実施する。

また、必要に応じ、自主防災組織や自治会・町内会等の地域各種団体の協力を求めるほか、自衛隊の派遣を受けた場合には、自衛隊により実施する。

② 炊き出しの場所

炊き出しは、指定避難所、臨時避難所が設置された学校等の給食室や家庭科教室、調理室等を利用して実施する。このため、指定避難所のうち、小中学校については、平常時から給食室等を炊出し場所として利用できるようLPガス等の燃料や調理用水等の整備に努めるほか、整備済みの小中学校については、指定避難所開設後、早期に設備等の利用可能状況を確認する。

なお、給食室や家庭科教室、調理室等の調理施設及び設備が利用できない場合や調

理施設のない場合、指定避難所においては、防災備蓄倉庫内の備蓄物資である簡易コンロの活用や応急的な調理施設及び資機材の確保に努めるものとし、臨時避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

③ プロパンガス及び器具等の調達

企画政策部物資需給班は、本部付き職員の応援を得て、炊き出しに必要となるプロパンガス及び器具等の数量の把握を行い、協定企業等への調達要請を行う。

なお、災害対策本部事務局（危機管理部）は、協定企業等からの調達ができない場合、県に調達を要請する。

（４）政府所有米の供給計画

政府所有米の供給計画については、千葉県地域防災計画において、次のとおり定められている。

政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。

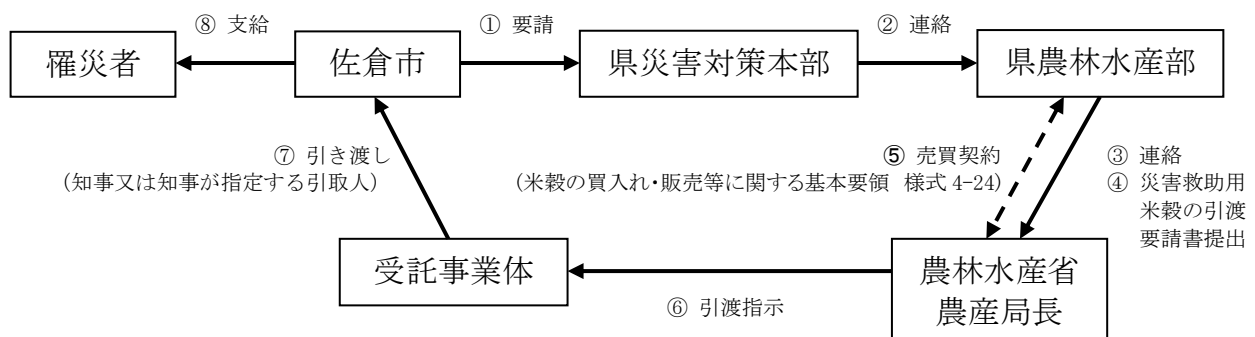
なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約を締結する。（【政府所有米穀の受渡し系統図】図－Ⅰ参照）

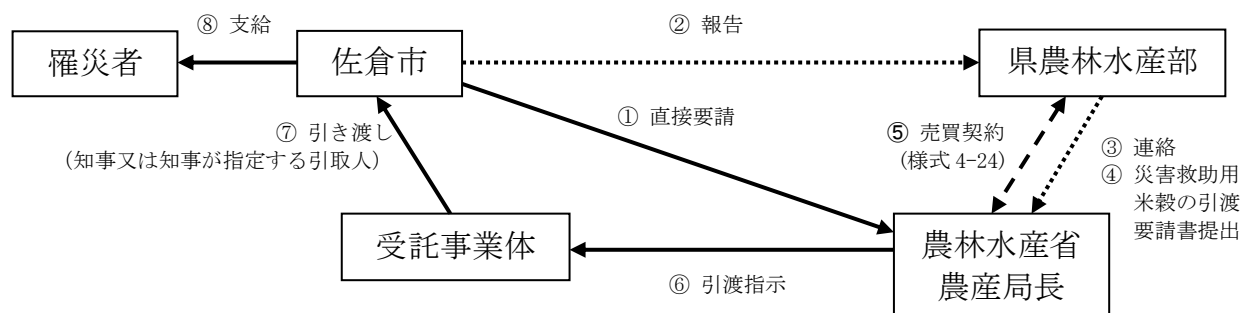
市町村が直接、農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農産局長に連絡する。（【政府所有米穀の受渡し系統図】図－Ⅱ参照）

【政府所有米穀の受渡し系統図】

図－Ⅰ 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



図－Ⅱ 市町村が直接要請した場合



3. 生活必需物資等の供給等

県及び協定業者等の協力のもと、迅速かつ的確に必要な最小限の生活必需物資等の確保・供給に努める。

なお、要配慮者に対する生活必需物資等の供給については、優先的に取扱う等、特に配慮を要するものとし、福祉避難所における生活必需物資等の供給については、本定めに準じて実施する。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部 本部付き職員）、企画政策部物資需給班
避難所配備職員等、施設管理者
千葉県、避難者、住民、関係機関

（1）生活必需物資等の確保

① 備蓄品の活用

必要に応じ、各指定避難所に設置してある防災備蓄倉庫の保有資機材の活用を図る。

② 県からの調達

災害対策本部事務局（危機管理部）は、県に対し、生活必需物資等の支援要請を行う。

また、県に対し、県防災センター及び備蓄倉庫の保有資機材の活用について要請を行う。

なお、具体的な生活必需物資等の要請等の業務については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、実施する。

③ 協定企業等からの調達

災害対策本部事務局（危機管理部）は、災害時の物資等の供給等に関する企業等との協定に基づき、必要な生活必需物資等の調達について要請を行う。

なお、具体的な生活必需物資等の発注等の業務については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、実施する。

④ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であるほか、仕分けが困難であること等により、不要物資の滞留等の原因となることが示されていることから、受入れを制限する。

また、義援物資を受け入れる際には、仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品

目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入するほか、救援物資の申し出に対して、次の事項を要請する。

- ア 救援物資は荷物を開閉せずとも物資名、数量がわかるように表示すること
- イ 複数の品目を同梱しないこと
- ウ 腐敗する物資は避けること

なお、具体的な義援物資の受付の業務については、企画政策部物資需給班が本部付き職員の応援を得て、実施する。

(2) 生活必需品等の供給

① 生活必需品等供給の対象者

生活必需品等供給の対象者は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とし、支給は世帯単位で実施する。

なお、上記以外の者に対する生活必需品等の供給は、災害救助法における生活必需品等の供給としては、認められないことから、これらの者への生活必需品等の供給を行う場合は、市の事業として行う。

② 生活必需品等供給の限度額

災害救助法による生活必需品等供給の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、次のとおり定められている。

ア 住家の全焼、全壊又は流出による被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を 増すごとに加算
夏季（4月 ～9月）	18,800 円	24,200 円	35,800 円	42,800 円	54,200 円	7,900 円
冬季（10 月～3月）	31,200 円	40,400 円	56,200 円	65,700 円	82,700 円	11,400 円

イ 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を 増すごとに加算
夏季（4月 ～9月）	6,100 円	8,300 円	12,400 円	15,100 円	19,000 円	2,600 円
冬季（10 月～3月）	10,000 円	13,000 円	18,400 円	21,900 円	27,600 円	3,600 円

③ 供給する生活必需品等の内容

被災の実情に応じて、主に次に掲げる品目について、現物供給する。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

なお、生活必需品等の品目としては、災害救助事務取扱要領（平成30年4月 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））において、次のとおり例示されている。

- ・タオルケット・毛布・布団等の寝具
- ・洋服上下・子供服等の上着・シャツ・パンツ等の下着
- ・タオル・靴下・靴・サンダル・傘等の身の回り品
- ・石鹸・歯磨用品・ティッシュペーパー・トイレットペーパー等の日用品
- ・炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の調理道具
- ・茶碗・皿・箸等の食器
- ・マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の光熱材料
- ・高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

③ 生活必需品等供給の期間

災害救助法による生活必需品等供給の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とされている。

④ 供給の流れ

ア 生活必需品等供給の対象者からの要望を把握するほか、生活必需品等供給の対象者数から必要な数量を算定し、備蓄資機材や県、協定業者等からの調達によって、生活必需品等を確保する。

イ 調達等によって確保した生活必需品等については、原則として、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館に集積し、ボランティア等の協力を得て、仕分けを行う。

ウ 指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設を生活必需品等の供給拠点とする。

なお、緊急を要する場合等においては、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館には、配送せず、指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設に直接配送することを原則とする。

エ 生活必需品等供給の対象者は、供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設に受領に来るものとする。

オ 指定避難所、臨時避難所における生活必需品等の配布については、避難所運営組織の指示のもと、避難者、避難所配備職員、臨時避難所派遣職員、施設管理者、ボランティア等により実施する。

また、帰宅困難者等の一時滞在施設における配布については、管理責任者の指示のもと、施設職員やボランティア等により実施する。

カ 災害対策本部事務局（危機管理部）は、被害区分や被災世帯の構成員数によって、生活必需品等の供給の限度額が異なることから、被害区分及び被災世帯の構成員数に応じた救助物資購入（配分）計画表を作成する。

ただし、発災初期においては、救助物資購入（配分）計画表を作成するいとまがないことが想定されることから、その場合、災害対策本部事務局（危機管理部）は、生活必需品等の供給を行った被災世帯の記録を集約、保存しておくものとし、生活必需品等の供給後、早期に救助物資購入（配分）計画表を作成する。

⑤ 生活必需品等の調達・配送等の管理

企画政策部物資需給班は、本部付き職員の応援を得て、指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設からの要望を整理するとともに、県や協定企業等への調達要請や調達した生活必需品等の管理、供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設への配送指示を行う。

生活必需品等の供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設への配送にあたっては、原則として、協定業者等から調達した生活必需品等については、協定業者等によって、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館又は供給拠点である指定避難所、臨時避難所や帰宅困難者等の一時滞在施設へ配送するものとし、県から「プッシュ型」により供給された生活必需品等又は調達した生活必需品等については、協定等に基づき、トラック業界等の民間物流事業者に協力を要請する。

⑥ 荷捌き資機材及び人員の確保

災害対策本部事務局（危機管理部）は、協定企業等に協力を求め、物資の集積拠点候補地である佐倉市民体育館における作業に必要な荷捌き資機材等の確保に努める。

また、災害対策本部事務局（危機管理部）は、荷捌き作業等についての協力を市災害ボランティアセンターに要請し、荷捌き作業等に必要となる人員の確保に努める。

第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

《基本方針》

被災住宅の再建は、本来、その世帯の者や所有者等の責務であるが、市及び県は、震災により住宅が全壊や半壊等の被害を受け、自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行うとともに、公営住宅等への一時入居措置等に努める。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、市民部市民生活班、福祉部福祉班
環境部環境対策班、廃棄物対策班、都市部計画班、住宅班
資産経営部市有建築物班、教育委員会教育管理班
千葉県、関係機関

1. 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

（1）実施機関

住家等に運び込まれた土石・竹木等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものであるが、住家又はその周辺に運ばれた土砂、材木等で日常生活に著しい障害を及ぼしており、かつ自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない場合、その除去は、市が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合において、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。

なお、県は、災害救助法が適用された場合において、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができる。

市単独で処理が不可能な場合には、近隣市町村、県、国、その他の応援を得て実施する。

市における住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去の業務については、都市部計画班が実施する。

（2）障害物の除去の対象となる者

次のいずれにも該当する者であること

- ① 住家の一部又は全部に障害物が運びこまれたことにより当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者
- ③ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者（全壊、床下浸水は対象外）

（3）障害物の除去の給付内容

障害物の除去は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないことから、居室、炊事場、玄関及び便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度において、実施（給付）する。

また、障害物の除去は、被災前の状態に戻す、いわゆる原状回復を目的とするもので

はないことから、上記部分の主要な障害物を除去するまでとし、その後の室内清掃等は、対象外とする。

(4) 障害物の除去の方法等

障害物の除去の方法は、都市部計画班又は県が、協定業者等と直接契約を行い、実施する。

(5) 障害物の除去の経費の限度額

災害救助法による障害物の除去に要する費用の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、1世帯あたり137,900円以内と定められている。

(6) 障害物の除去の期間

除去の期間は、原則として災害発生の日から10日以内に完了することとされている。

2. 被災住宅の応急修理

(1) 実施機関

被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法が適用され、なおかつ、災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合に行うものとし、県が行い、市はこれを補助する。

なお、市は、災害救助法の適用前であっても、緊急性や必要性が認められ、県の行う救助の実施を待つことができない場合、事務に着手する。

また、県は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができる。

市単独で処理が不可能な場合には、近隣市町村、県、国、その他の応援を得て実施する。

市における被災住宅の応急修理の業務については、都市部計画班が実施する。

(2) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、以下の全ての要件を満たす者（世帯）となる。

① 原則、半壊若しくは半焼、又は大規模半壊の被害を受けたこと

ただし、全壊等であっても、修理すれば居住することが可能な場合は、応急修理の対象とすることができる。

② 修理した住宅での生活が可能となると見込まれること

つまり、応急修理を行うことによって避難所等への避難及び応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げ含む）の利用を要しなくなることが要件となる。

③ 資力要件を満たしていること（半壊又は半焼の場合）

なお、資力要件は、半壊又は半焼にのみ設けられており、大規模半壊や全壊の場合、資力要件はない。

資力要件の確認については、県または市において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断することとなる。

借家等については、通常はその所有者が修理を行うものであるが、所有者が修理を行わず、かつ居住者の資力では修理ができないため、現に居住する場所がない場合には、応急修理の対象とすることができる。

(3) 応急修理の給付内容

応急修理は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないことから、居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度において、実施（給付）する。

このため、半壊等の被害を受けた場合であっても、残存した部分において差しあたりの生活に支障がない場合は、応急修理の対象とはならない。

(4) 応急修理の方法

応急修理の方法は、都市部計画班又は県が、応急修理を実施する事業者と直接契約を行う、又は大工、技術者等の工事関係者を災害救助法第7条の規定による従事命令によって従事させる方法により、実施する。

(5) 応急修理の経費の限度額

災害救助法による応急修理に要する費用の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、1世帯あたり595,000円以内と定められている。

(6) 応急修理の期間

応急修理の期間は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了することとされている。

3. 損壊家屋等の解体撤去

(1) 損壊家屋等の解体撤去の原則

損壊家屋等の解体及びそれにより発生する災害廃棄物の撤去・運搬は、原則として、建物の所有者が行うこととし、環境部廃棄物対策班は、これらの廃棄物の処理基地の確保や処理処分に関する情報を提供する。

また、被災者生活再建支援制度において、半壊又は大規模半壊の罹災証明を受け、あるいは住家の敷地に被害が生じる等して、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理にはあまりに高い経費がかかったりするために、やむを得ずこれらの住家を解体した場合には、全壊扱いとなり、当該住家の世帯主は、被災者生活再建支援金の支給を受けられることから、災害対策本部事務局（危機管理部）は、被災者生活再建支援制度の適用を受けた場合には、広報を実施するとともに、被災者生活再建支援制度に基づき、被災者生活再建支援金の支給申請の受付を行う。

なお、東日本大震災においては、千葉県独自の施策として、千葉県液状化等被害住宅再建支援事業が設けられ、戸建住宅の敷地に被害が生じた場合において、当該戸建住宅の個人所有者（不動産を生業とする者を除く。）に対し、解体補助を実施したところである。このことから、災害対策本部事務局（危機管理部）は、同様の制度が設けられた場合には、広報を実施するとともに、設けられた制度に基づき、補助金の支給申請の受付を行う。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

(2) 公費解体制度

公費解体については、阪神・淡路大震災時において、国の制度が設けられたほか、東日本大震災及び熊本地震においても、災害等廃棄物処理事業費の拡充を行うことにより、国庫補助制度が設けられたところである。

このことから、環境部廃棄物対策班は、公費解体制度が設けられた場合には、公費解

体等の広報を実施するとともに、設けられた公費解体制度に基づき、公費解体申請受け等を行う。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

なお、解体作業にあたっては、解体現場での分別を徹底するほか、粉塵の発生防止に努めるとともに、石綿等の有害物質の飛散防止対策を関係法令等に従い適正に実施する。

解体作業における有害物質の飛散防止対策等については、「第20節 環境対策」に定めるところによる。

4. 応急仮設住宅の設置及び供与

(1) 実施機関

住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を受入れるための応急仮設住宅の設置及び供与は、市が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合において、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。

なお、県は、災害救助法が適用された場合において、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができる。

市単独で処理が不可能な場合には近隣市町村、県、国、その他の応援を得て実施する。

市における応急仮設住宅の建設の業務については市有建築物班が実施し、応急仮設住宅の供与の業務については、都市部住宅班が実施する。

(2) 応急仮設住宅の供与の対象となる者

次のいずれにも該当する者であること

① 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者

ただし、土砂災害等により、避難指示等を受け、長期にわたり自らの住家に居住することができない等、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等と見なす必要がある場合は、内閣府と連絡調整を図ったうえで、対象とすることもできる。

② 自らの資力をもってしては、住宅を得ることができない者

(3) 応急仮設住宅建設用地の選定

資産経営部市有建築物班は、必要であると決定された応急仮設住宅の戸数を確保するため、被災の状況を確認した上で、次の順位にしたがって建設用地を選定する。

① 西志津スポーツ等多目的施設用地

② 当面利用目的が決まっていない公共用地

③ 都市公園

④ 民間の遊休地

なお、応急仮設住宅建設用地の選定にあたっては、以下の物理的条件を備えた場所とする。

ア 既成の市街地と同一の生活圏に含まれる位置にあるか、もしくは公共交通機関の手当てが可能で、既成市街地へのアクセスが容易であること

イ 地震による地盤の液状化のおそれがないこと

ウ 敷地や周辺道路を含め、土砂災害等、二次的な災害を受ける危険性がないこと

エ 敷地の接する道路が、入居者の生活や建設工事の際の資材搬入等に支障のないよう

に整備されていること（最低4 t車が通行可能であること）

オ 候補地周辺に上水道、電気、雨水排水が整備されている、もしくは容易に整備可能（整備については、道路管理部局・上下水道事業管理者・上下水道指定工事業者・ガス事業者等と事前打合せが必要な場合があるため、必ず確認し、併せて、量水器等、機材の提供等についても打合せること）で、汚水雑排水の放流先が確保できること

カ 防火対策の為、河川・井戸・消火栓及び防火水槽等の消火水利が確保可能である、もしくは整備可能であること

キ 敷地及びその周辺の高低差が少ない、もしくは容易に整地可能となること

ク 建築基準法により制限を受ける場合があるので、防火地域内はなるべく避けること

ケ 候補地1ヶ所につき、10戸（一戸あたり29.7㎡）以上の応急仮設住宅を建設できること（建設可能区域面積が1,000㎡以上を推奨）

（4）応急仮設住宅の設置の経費の限度額

災害救助法による応急仮設住宅の設置に要する費用の限度額は、千葉県災害救助法施行細則において、1戸あたり5,714,000円以内と定められている。

（5）応急仮設住宅の建設にあたっての留意事項

- ① 迅速性が要求されることから、画一的なものの整備に陥りやすいが、時間的な余裕があれば、個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等、様々な世帯の入居に対応できるよう、多様なタイプの応急仮設住宅を建設するほか、できる限り設置後の街並みや地域社会づくりにも配慮し、安全性及び迅速性を損ねない範囲で、設置位置を工夫することが望ましい。

また、災害直後の心理的なケアを考慮し、デザイン、色彩等を工夫することにより、快適な生活環境を造ることも検討する。

なお、大規模災害等の発生直後においては、個々の需要の把握は極めて困難であることから、当該地域の平均的な家族構成、心身の状況等を勘案し、応急仮設住宅の供与を希望する世帯を集計し、当面は、それにより、広さ、間取り及び仕様の異なるものの割合等を定めて建設を始めることが現実的方法と考えられる。

- ② 十分な建設用地が得られない場合には、省スペース化を図るため、炊事場、トイレ、風呂等を共用するタイプの設置も検討する。
- ③ 大規模な応急仮設住宅の建設にあたっては、完成までに時間を要するため、ライフラインの施工業者と連携を図り、小規模単位での完成・引渡しを行い、入居時期を早めることを検討する。
- ④ 応急仮設住宅の設置にあたっては、手すりやスロープ等を設置する、浴槽を利用する際の段差への配慮を行う、応急仮設住宅周辺に簡易舗装を実施する等の高齢者、障害者等の要配慮者への配慮に努める。

（6）公営住宅等の一時使用

都市部住宅班は、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請するほか、一時的な居住地としての市営住宅の提供に努める。

（7）民間賃貸住宅の借上げ

都市部住宅班は、被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案したうえで、県及び関係団体と協力し、借上げによる民間賃貸住宅の提供を実施する。

(8) 応急仮設住宅の供与の期間

建設型応急住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならないとされている一方、賃貸型応急住宅又はその他による供与するものについては、災害発生の日から速やかに提供できるよう努めることとされている。

また、応急仮設住宅の供与の期間は、2年以内（完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限まで）とされており、民間住宅を借り上げる場合等においても、同様とされている。

(9) 応急仮設住宅の管理

災害救助法が適用されていない場合については市が管理し、適用されている場合は県が管理する。

ただし、県から要請があった場合、市が応急仮設住宅の管理を実施する。

なお、市における応急仮設住宅の改修等の業務については、資産経営部市有建築物班が実施し、応急仮設住宅の入居管理の業務については、都市部住宅班が実施する。

(10) 応急仮設住宅への入居決定にあたっての留意事項

- ① 応急仮設住宅への入居決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定されるべきであることから、原則として抽選等により行わないものとする。

ただし、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については必ずしもこの限りではない。

- ② 入居決定にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者を優先すべきであるが、応急仮設住宅での生活の長期化も想定し、地域による互助等ができるように、高齢者、障害者等の要配慮者が一定の地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮する。

また、従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯ごとではなく、従前地区の数世帯単位での入居方法も検討する。

- ③ 応急仮設住宅は、入居者に対し一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し、理解を得ておく。

(11) 応急仮設住宅における地域社会づくりへの配慮

応急仮設住宅は、一時的住居の場ではあるが、一定期間はそこで生活が営まれるものであるから、次の点に留意のうえ、地域社会づくりにも配慮する必要がある。

- ① 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流が図られるよう配慮する。
- ② 大規模な応急仮設住宅団地を設置したときには、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会・町内会等の育成を図る。

特に、長期化が想定されるときには、これらの拠点としての応急仮設住宅の集会施設の設置についても検討する。

- ③ 応急仮設住宅の集会施設を設置した場合、当該集会施設の運営は、住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、県又は市、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としての活用も検討する。

また、各種の情報入手が可能となるよう、必要に応じ情報通信機器の配備等を図る。

- ④ 高齢者、障害者等の要配慮者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会・町内会等を中心に、民生委員・児童委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）

による見守り活動や各種保健・福祉サービス等の提供が行われるよう配慮する。

以上のことから、都市部住宅班は、応急仮設住宅の供与にあたり、入居者に対し、自治会・町内会等の設置又は自治会・町内会等への加入について、促すよう努めるとともに、市民部市民生活班は、入居者より自治会・町内会等の設置に係る相談等があった場合には、必要な支援を行い、自治会・町内会等の設置、育成に努める。

このほか、福祉部福祉班及び健康推進部医療防疫班は、都市部住宅班より、入居者情報の提供を受け、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や単身入居者等の孤立しがちな者に対して、自治会・町内会等、民生委員・児童委員やボランティア等の連携体制による見守り活動や各種保健・福祉サービス等の提供が行われるよう必要な措置を講じる。

(12) 応急仮設住宅における家庭動物等の受入れ

県及び市は、応急仮設住宅における家庭動物等の受入に努める。

① 応急仮設住宅を建設する場合

建設した応急仮設住宅の場合、原則として、家庭動物等の受入れは可能であるが、応急仮設住宅での家庭動物等の同居においても、避難所と同様に人と家庭動物等との距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫等の苦情が出ることが予想されるため、環境部環境対策班は、都市部住宅班の協力を得て、応急仮設住宅における家庭動物等の飼育のルールを作成するほか、飼い主に対する適正な飼育の指導や必要な支援を行う。

② 市営住宅の一時提供を行う場合

市営住宅の一時提供を行う場合においては、市営住宅が家庭動物等の飼育を禁止していることから、家庭動物等の受入れは不可となる。

このため、応急仮設住宅の建設に代えて、市営住宅の一時提供を行う場合は、家庭動物等の受入れは不可となる旨を、入居者に対し、周知を行う。

③ 民間賃貸住宅の借上げを行う場合

応急仮設住宅の建設に代えて、借上げにより民間賃貸住宅を提供する場合においては、借上げる民間賃貸住宅における家庭動物等の飼育の可否により、家庭動物等の受入れを判断することになる。

このため、応急仮設住宅の建設に代えて、借上げにより民間賃貸住宅を提供する場合は、家庭動物等の受入れの可否を確認したうえで、家庭動物等の受入れが可となっている借上げ民間賃貸住宅がある場合には、応急仮設住宅における家庭動物等との同居を希望する入居者に、優先的に供与する等の配慮を行う。

第19節 行方不明者及び遺体の搜索・収容・処理及び埋葬

《基本方針》

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者の遺体を搜索し又は災害の際に死亡した者について、遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施する。

市は、関係機関と連携のうえ、遺体の搜索、収容、処理及び埋葬について、必要な措置を講じる。

ただし、災害救助法が適用された場合には、県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。

なお、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは市に行わせることができる。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、市民部市民窓口班、福祉部福祉班、
環境部環境対策班、佐倉市四街道市酒々井町葬祭組合
佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団
千葉県、千葉県警察佐倉警察署、自衛隊、住民、関係機関

1. 安否情報照会・搜索依頼の受付

（1）安否情報照会

安否情報に関する照会は、原則として、災害対策本部事務局（危機管理部）が受け付け、回答を行う。

家族等から被災者の安否情報の照会があったときは、個人情報保護条例の規定にかかわらず、災害対策基本法第86条の15及び災害対策基本法施行規則第8条の3の規定に基づき、被災者等の権利利益を不当に害するおそれがない範囲内で家族等に回答できる。

この場合、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底するよう努める。

（2）搜索依頼の受付

災害対策本部事務局（危機管理部）は、安否情報の照会があった際に、死亡者、行方不明者（覚知済み）、傷病者、避難者等のいずれのリストにも被照会者が掲載されておらず、各般の事情により搜索が必要と判断される者については、行方不明者記録簿を作成したうえで、照会者に対し、千葉県警察佐倉警察署に搜索依頼を提出するよう案内を行う。

また、千葉県警察佐倉警察署は、搜索依頼が提出された場合、平常時の手順に準じて、必要な手続きを行う。

2. 搜索の実施

搜索は、搜索依頼等に基づき、千葉県警察佐倉警察署、自衛隊等が住民等の協力を得て実施する。

なお、搜索の対象者が、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者である場合は、遺体の搜索を実施する。

3. 遺体の搜索

(1) 遺体の搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、死亡した者の住家の被害状況及び死亡した原因は問わない。

(2) 遺体の搜索の方法

遺体の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、千葉県警察佐倉警察署、自衛隊等が住民等の協力を得て実施する。

(3) 遺体の搜索期間

遺体の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(4) 遺体の搜索に係る費用

災害救助法に基づく、遺体の搜索のための費用は、千葉県災害救助法施行細則において、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、当該地域における通常の実費と定められている。

4. 遺体の処理

災害により死亡した者について、遺体に関する処理を行う。

(1) 遺体の収容

福祉部福祉班は、佐倉市民体育館を遺体安置所として開設する。

また、佐倉市民体育館のみでは、遺体を収容しきれない場合や被災場所から距離が遠い等の場合には、その他の公共施設等についても、災害状況に応じて選定するものとし、適宜施設管理者と協議して開設する。指定管理者制度を導入している施設についても開設の対象とし、遺体安置所に指定された場合、指定管理者は、開設及び運営について必要な協力をする。

福祉部福祉班は、遺体安置所を開設した場合は、広報を実施する。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

なお、遺体安置所までの遺体の搬送については、遺体の発見者等が実施する。

(2) 検案医師等の出動要請

- ① 福祉部福祉班は、検案医師等について、必要に応じて、印旛市郡医師会長、印旛郡市歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、県、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

なお、福祉部福祉班は、印旛市郡医師会長及び印旛郡市歯科医師会長への出動要請にあたっては、健康推進部医療防疫班に協力を求める。

- ② 県は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日本赤十字社千葉県支部長、県医師会長及び県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を

要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずる。

- ③ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて各関係機関で協議のうえ、統一を図る。

(3) 資機材等や車両の調達

福祉部福祉班は、ドライアイス、棺等の遺体の処理に係る資機材を、協定に基づき、葬祭業者等の協力のもと、速やかに調達する。

なお、資機材等や車両の調達が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他の応援を得て実施する。

また、福祉部福祉班は、遺体の洗浄等に多量の水を必要とすることから、水の確保を行う。なお、断水時において、佐倉市民体育館を遺体安置所として開設した場合は、近接する県立佐倉東高等学校又は市立佐倉中学校に設置してある防災井戸を活用する。

(4) 遺体の処理内容

福祉部福祉班は、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

なお、市単独で処理が不可能な場合には、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国、その他の応援を得て実施する。

① 遺体の処理内容

- ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案

② 遺体の受付及び処理

遺体安置所における遺体の処理の流れは、次のとおりとする。

ア 遺体の受付

福祉部福祉班は、警察官と協力のうえ、搬送者等から必要事項を聴取して受付書類を作成するとともに、遺体に番号を付す。

イ 遺体の調査

警察官（警察災害派遣隊を含む）は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則等により遺体の調査を行う。

ウ 遺体の洗浄・縫合・消毒等

遺体の洗浄・縫合・消毒等は、遺体の調査の際に、遺体の身体的特徴や手術痕等を確認する目的や遺体の腐敗防止等のために実施される（遺体の補修）。

なお、協定葬祭業者又は委託葬祭業者は、遺体の調査、遺体の検案及び身元確認資料の作成の後に、必要に応じ、遺体の消毒等を行う。

エ 遺体の検案

検案医師は、検案を実施し、死体検案書を作成する。

オ 身元確認及び身元確認資料の作成

身元不明の遺体については、遺体の所持品等から身元の確認を行う。

なお、遺体の所持品等から身元が判別しない場合も多いことから、警察官による指紋や手形の採取、歯科医師による死亡後歯形記録の作成を行う。

カ 納棺

協定葬祭業者又は委託葬祭業者は、遺体の調査、検案、遺体の洗浄・縫合・消毒等が完了した遺体の納棺を行う。

納棺にあたっては、遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等を棺内に配置する。

また、納棺後は、身元確認のため、棺の上に遺品や特徴を示した資料等を配置するほか、顔が確認できるようにする。

(5) 遺体の身元確認

福祉部福祉班は、関係機関等の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理台帳を作成し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

福祉部福祉班は、身元が判明しない遺体については、千葉県警察佐倉警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

なお、千葉県警察佐倉警察署は、県又は市からの身元不明者の措置について協力を要請された場合は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力する。

(6) 遺族対応及び遺体の引渡し

福祉部福祉班は、遺体安置所において、遺族受付を設置し、身元確認及び遺体の引渡しを行う。

また、遺体の引渡しを行う遺族等に対し、死亡届及び死体埋火葬許可証の申請を市民部市民窓口班又は出張所班窓口にて行うよう案内を行うとともに、死体検案書等を引き渡す。

身元が判明し、遺族等への遺体の引渡しを行った場合には、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

(7) 遺体の処理期間

遺体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(8) 遺体の処理に係る費用

災害救助法に基づく、遺体の処理のための費用は、千葉県災害救助法施行細則において、次のとおり定められている。

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体あたり3,500円以内の額とする。
- ② 遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上費とし、既存建物を利用できない場合は1体あたり5,400円以内の額とする。
- ③ 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
- ④ 救護班による検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- ⑤ 遺体の処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(9) 留意事項

災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合において、漂着した遺体が、災害によるものと推定される場合は、漂着した地域の市町村は、災害救助法適用市町村に連絡し、遺族等の関係者に引き取らせる。

ただし、引き取る余裕がない場合にあつては、災害救助法適用市町村を統括する都道

府県に遺体の漂着日時、場所等を報告し、必要に応じて当該都道府県からの指揮を受けて、漂着した地域の市町村が災害救助法による遺体の処理を行う。

5. 埋葬

(1) 埋葬を行う場合

福祉部福祉班は、環境部環境対策班、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合等の関係機関の協力を得て、災害発生後の混乱期に遺体が発見された場合で、遺族等が埋葬をできない場合又は遺族等に引渡しをできない場合等においては、埋葬を行う。

なお、災害救助法による埋葬は、災害時における混乱のために遺族等による埋葬が困難な場合に実施するものであることから、以下の点に留意する。

- ① 死亡した原因は問わない。(直接災害のため傷病を受け、亡くなった者に限らない。)
- ② 災害発生以前に病気等で死亡した者であっても、埋葬が行われていない遺体については、同様に取り扱って差し支えない。
- ③ 遺族が緊急に避難を要するために、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難な場合や経済的機構の一時的な混乱のために、棺、骨つぼ等が入手できない場合、墓地等が浸水又は流出したために、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合が該当するため、遺族等の資力の有無は問わない。

(2) 埋葬の方法

- ① 埋葬は、原則として遺体を火葬に付すことにより実施する。
このため、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合で対応できない場合は、県及び他の市町村に協力を要請し、火葬場を確保する。
- ② 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。
- ③ 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、福祉部福祉班が確保する。
- ④ 身元が判明しない遺体は、福祉部福祉班にて応急措置として、火葬及び埋葬を行い、身元が判明次第引き渡す。

(3) 埋葬の期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(4) 埋葬に係る費用

災害救助法に基づく、埋葬のための費用は、千葉県災害救助法施行細則において、次のとおり定められている。

なお、災害救助法による埋葬は、災害による一時的混乱時期において行う応急的な仮葬であることから、供花、供物、酒代等は対象経費とはならない。

大人(12歳以上) 215,200円以内

小人(12歳未満) 172,000円以内

第20節 環境対策

《基本方針》

震災時には、公共下水道施設が被害を受けること等により、し尿処理が困難となるほか、住宅等の倒壊、火災、水害等により、多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

また、被災地の衛生状態等保持のため、動物対策を実施する。

《実施担当機関》

健康推進部医療防疫班、産業振興部農政班、環境部環境対策班、廃棄物対策班
 上下水道部
 印旛衛生施設管理組合、佐倉市、酒々井町清掃組合
 千葉県、住民、関係機関

1. し尿処理

(1) し尿の収集処理見込み量及びし尿処理施設の被害状況と復旧見込みの把握

環境部環境対策班は、上下水道、電気等のライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所等をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量を把握する。

環境部環境対策班は、上下水道部、産業振興部農政対策班や印旛衛生施設管理組合の協力を得て、し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 仮設トイレの設置及びマンホールトイレの整備

環境部環境対策班は、し尿の収集処理見込み量及びし尿処理施設の被害状況と復旧見込みから、仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレの設置が必要と判断される場合には、被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに仮設トイレを設置する。

また、市は、指定避難所の生活環境を確保するため、マンホールトイレの整備に努めるものとし、マンホールトイレが整備された指定避難所においては、避難所開設後、速やかにマンホールトイレを設置する。

仮設トイレは、避難所等の公共施設に優先的に設置するものとし、特に避難所への仮設トイレの設置にあたっては、各避難所の避難者数に対応できるようにする。

また、屋外に設置する場合で、照明施設が必要な場合は、照明施設の設置についても実施する。

仮設トイレの設置にあたっては、業界団体等から調達するほか、県に協力を要請する。

(3) 消耗品等の調達

環境部環境対策班は、仮設トイレの設置等と合わせ、協定機関等から、次の消耗品等について、調達を行う。

- ① トイレットペーパー
- ② 清掃用品
- ③ 懐中電灯や投光器等の照明設備

(4) 設置期間

仮設トイレの設置期間は、下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの期間とする。

(5) 仮設トイレ及びマンホールトイレの管理

各避難所に設置された仮設トイレ及びマンホールトイレの清掃等の管理は、「避難所運営マニュアル」を参考として、避難所運営組織等が行う。

なお、避難所以外の場所に設置された仮設トイレについては、設置場所の管理者及び住民等の協力を得て、環境部環境対策班が清掃等の管理を行う。

環境部環境対策班は、仮設トイレのくみ取り消毒について、し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託する。

(6) し尿の収集及び処理

環境部環境対策班及び印旛衛生施設管理組合は、処理場の被害状況に応じて、し尿の収集・処理の体制を確定する。

なお、環境部環境対策班は、市単独でし尿の収集及び処理が不可能な場合には、近隣市町村、県、国、その他の応援を得て実施する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

2. 廃棄物の収集と処理

(1) 廃棄物の発生量及び廃棄物処理施設の被害状況と復旧見込みの把握

環境部廃棄物対策班及び佐倉市、酒々井町清掃組合は、避難所等をはじめ被災地域における、廃棄物の発生量を把握する。

なお、廃棄物の発生量の把握にあたっては、原則として、「千葉県災害廃棄物処理計画」で定めた推計方法によって発生量を推計する。

環境部廃棄物対策班は、佐倉市、酒々井町清掃組合等の協力を得て、廃棄物処理施設等の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 災害廃棄物の処理方針

① がれき等

建築物の解体に伴い、膨大な量のがれき等が発生することから、いったん一時集積場所等の仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、佐倉市、酒々井町清掃組合にて、適正に処分する。

② 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱等を想定して、必要に応じ、特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

③ 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱等を想定して、特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

避難所から排出された生活ごみについては、平常時において施設から排出される一般廃棄物と同様に収集を行う。なお、市管理施設以外の施設が避難所として開設された場合、市管理施設と同様の扱いを行う。

④ し尿

し尿の処理にあたっては、公共下水道施設等が被害を受けること等により、し尿処理が困難となる可能性がある。

し尿処理は、仮設トイレの設置や汲み取り等の方法が基本となるが、公共下水道施設等の復旧や仮設トイレの設置までの間は、携帯トイレ等による処理を行う必要があることから、携帯トイレ等により排出されたし尿については、生活ごみに準じた処理を行う。

⑤ 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。

一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物については、適切な処理方法を住民等に広報するとともに相談窓口を設置する。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

(3) 廃棄物の収集

廃棄物を排出する者は、佐倉市一般廃棄物処理基本計画に定めるところにより、分別を行う。

なお、防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い廃棄物から最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

(4) がれき等の障害物の処理

① がれき等の障害物の処理の実施

道路や鉄軌道施設等におけるがれき等の障害物の処理については、「第16節 緊急輸送活動・交通の機能確保」に定めるところによる。

河川、排水路、調整池、公共下水道等におけるがれき等の障害物の処理については、「第13節 安全確保対策」に定めるところによる。

住居、又はその周辺に運ばれた障害物の除去又は損壊家屋等の解体撤去については、「第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるところによる。

② がれき等の処理上の留意事項

がれき等の除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

ア 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。

イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

ウ がれき等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

エ アスベスト等有害ながれき等については、専門業者に処理を委託し、周辺に存する住民等の健康管理に十分配慮する。

(5) 一時集積場所の確保

環境部廃棄物対策班及び佐倉市、酒々井町清掃組合は、「千葉県災害廃棄物処理計画」で定めた推計方法によって一時集積場所の必要面積を推計し、周辺の環境に留意したうえで、設置場所について調整を行う。

なお、一時集積場所の設置場所の選定については、公有地から優先的に検討するものとし、必要に応じ、民有地についても検討を行う。

(6) 廃棄物の処理

廃棄物処理施設に被害が発生した場合は、速やかに稼働できるよう措置を講じ、適切

かつ迅速な廃棄物処理に努める。

(7) 廃棄物に関する啓発・広報

市は、住民や NPO・ボランティア等に対して、廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

(8) 関係機関等への応援要請

環境部廃棄物対策班及び佐倉市、酒々井町清掃組合は、震災等による大量の廃棄物が発生し、佐倉市、酒々井町清掃組合単独で廃棄物処理等が困難な場合、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき応援要請を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(9) 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

3. 環境保全対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

(1) アスベスト等の有害物質の飛散防止対策

県は、被災した建築物にアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベスト等の飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、環境部環境対策班は、必要に応じて、アスベスト等の飛散の危険性について住民等やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(2) 危険物の漏洩による環境汚染対策

環境部環境対策班は、被災によって有害物質が漏洩した場合に大きな環境汚染のおそれがある事業所等に対し、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法により、危険物の漏洩による環境汚染の有無について確認に努める。

なお、危険物の漏洩による環境汚染が発生した場合においては、必要に応じて適切な措置を講じるよう要請を行うほか、必要な措置の実施に努める。

4. 動物対策

(1) 初期対応

環境部環境対策班及び廃棄物対策班は、死亡獣畜及び放浪動物の発生状況の把握に努める。

(2) 死亡獣畜の処理

環境部環境対策班及び廃棄物対策班は、災害によって死亡し、放置された犬猫等の収集・処理を行う。

また、必要に応じ、健康推進部医療防疫班に対し、消毒その他の衛生処理の実施につ

いて要請を行う。

なお、収集された死亡獣畜の処理にあたっては、家畜保健衛生所の指導により処理を行う。

(3) 家庭動物等の対策

家庭動物等対応については、その飼い主の責任において実施することが原則であるが、災害発生後、飼い主の被災等により家庭動物等が遺棄されたり、逃げ出した場合、環境部環境対策班は、関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護を行う。

なお、市では、平成29年2月に公益社団法人千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結したことから、本協定に基づき、必要な要請を行う。

① 現地動物救護本部等の設置及び運営

環境部環境対策班は、災害の規模や被災状況等を勘案し、関係団体等と協議のうえ、必要に応じ、現地動物救護本部等を設置するものとし、現地動物救護本部等を設置した場合、その構成団体は、連携して動物救護活動を実施する。

② 動物相談窓口の設置及び運営

環境部環境対策班は、動物相談窓口を設置する等により、被災動物に関する相談の受付を行う。

なお、現地動物救護本部等を設置した場合は、現地動物救護本部等が動物相談窓口の設置及び運営を行う。

③ 避難所や応急仮設住宅における家庭動物等対策

避難所や応急仮設住宅における家庭動物等の対策については、それぞれ「第7節 避難所の設置・管理」、「第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるところによる。

④ 特定動物対策

特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

第21節 保健衛生活動

《基本方針》

地震により多数の傷病者等が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

《実施担当機関》

健康推進部医療防疫班、千葉県、関係機関

1. 保健活動

健康推進部医療防疫班及び印旛保健所（健康福祉センター）は、相互に協力し、被災者の健康状態、栄養状態等を十分に把握するとともに、助言等、被災者の健康維持に必要な活動に努める。

（1）健康相談等

① 巡回健康相談等

健康推進部医療防疫班は、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、千葉県助産師会や印旛保健所（健康福祉センター）が編成する保健活動チーム等と連携して、避難所等や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所等における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、生活不活発病等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

② 感染症等予防活動

健康推進部医療防疫班は、災害発生後早い時期から、食中毒や感染症の発生予防等について、印旛保健所（健康福祉センター）等と連携して、予防活動を実施する。

③ 心の健康相談等

健康推進部医療防疫班は、災害発生後早い時期から、心のケア等について、印旛保健所（健康福祉センター）等と連携して、予防活動を実施する。

④ 要配慮者対策

健康推進部医療防疫班は、印旛保健所（健康福祉センター）と連携して、把握している要配慮者の健康状態の把握に努め、適切な指導等を行う。

⑤ 県等への報告及び応援要請

健康推進部医療防疫班は、印旛保健所（健康福祉センター）を通じ、住民の健康情報及び県からの保健師等の派遣要請の必要性について、県に報告を行う。

2. 防疫活動

健康推進部医療防疫班は、災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年法律第114号）に基づき、県と緊密な連携をとりながら、迅速かつ的確に防疫活動を実施する。

（1）防疫体制の確立

県及び健康推進部医療防疫班は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

（2）災害防疫の実施方法

① 県の業務

ア 検病調査及び健康診断

印旛保健所（健康福祉センター）は、災害の規模に応じ、健康推進部医療防疫班と連携し、印旛市郡医師会、その他の関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。

イ 市町村に対する指導及び指示

県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行う。

ウ 広報の徹底

エ 防疫活動に必要な資材の供給

人員・資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送は、必要に応じ、全健康福祉センター、県等の車両を動員する。

オ 感染症法第31条による飲料水の管理

カ 被害状況の国への報告

キ 消毒の実施

感染症法第27条の規定により、消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

② 市の業務

ア 防疫措置の強化

健康推進部医療防疫班は、災害の規模に応じた防疫のための組織を設け、対策の推進を図り、印旛保健所（健康福祉センター）の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、避難所運営組織や施設管理者等を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

イ 広報活動の実施

住民等の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

広報の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

ウ 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

エ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請するほか、必要に

応じ、技術指導又は職員等の派遣を要請する。

(3) 感染症の予防及び患者の入院

健康推進部医療防疫班は、被災地において感染症患者、又は病原体保有者が発生した場合、直ちに印旛保健所（健康福祉センター）に報告するとともに、予防措置を講ずる。

印旛保健所（健康福祉センター）は、感染症の患者に対し、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(4) 報告

健康推進部医療防疫班は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時印旛保健所（健康福祉センター）に報告する。

3. 食品衛生管理

健康推進部医療防疫班は、衛生上の徹底を推進する等、印旛保健所（健康福祉センター）の活動に協力する。

また、健康推進部医療防疫班は、食中毒が発生した場合、県が行う所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第22節 ライフラインの応急対策

《基本方針》

上下水道・電気・ガス・通信等のライフライン施設が大震災により液状化等の地盤被害により被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは、阪神・淡路大震災及び東日本大震災等で、さらに明らかになったところである。

このため、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら、迅速な活動を実施する。とりわけ市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

1. 上水道

震災時において、市（上下水道部）は、生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止及び応急復旧に努める。

このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、市（上下水道部）単独で対応が困難な場合には、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行う。

《実施担当機関》

上下水道部

（1）活動体制

上下水道部は、震災時においては、応急活動体制を速やかに確立するとともに、関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

（2）緊急活動

上下水道部は、地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限等を行うとともに、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告を行うほか、必要に応じて、佐倉市八街市酒々井町消防組合、千葉県警察佐倉警察署に連絡を行う。

（3）応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

また、復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

① 復旧の優先順位

ア 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

イ 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

② 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

③ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(4) 広報

上下水道部は、上水道施設の被害状況、復旧状況等について、広報活動に努める。

なお、広報活動の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

2. 公共下水道

震災時において、市（上下水道部）は、二次災害の防止及び応急復旧に努める。

このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、市（上下水道部）単独での応急復旧が困難な場合は、「第3節 応援の要請・受入れ」に定めるところにより、県等の応援を得て、復旧を行う。

《実施担当機関》

上下水道部

(1) 活動体制

上下水道部は、震災時においては、応急活動体制を速やかに確立するとともに、関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

(2) 緊急活動

上下水道部は、地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては、直ちに施設の稼働の停止又は制限等を行うとともに、災害対策本部事務局（危機管理部）に報告を行うほか、必要に応じて、千葉県警察佐倉警察署に連絡を行う。

なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

(3) 応急復旧

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアル等に基づき調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。

復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

① 資機材の確保

応急復旧に必要な資機材は、供給団体に速やかに要請することとする。

② 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(4) 広報

上下水道部は、公共下水道施設等の被害状況、復旧状況等について、広報活動に努める。

なお、広報活動の方法等については、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところによる。

3. ガス

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

《実施担当機関》

関係機関

(1) 非常災害体制の確立

① 地震発生時の出動

ア 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。

イ 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。

② 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

① 震災時の初動措置

ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

イ 事業所設備等の点検を行う。

ウ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。

エ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。

オ その他、状況に応じた措置を行う。

② 応急措置

ア 二次災害の防止

東京ガス株式会社及び角栄ガス株式会社は、都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがあると判断される場合には、ガス供給施設の被害状況及び被害の範囲に応じてブロック単位でガス供給を停止する等の緊急措置を講じるとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行う。

また、一般社団法人千葉県LPガス協会及び日本瓦斯株式会社は、LPガス供給施設を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災、ガス漏洩等への対策を図るとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行う。特にLPガス販売事業所においては、一般消費者の供給設備及び消費設備について速やかに被害状況調査を実施し、火災、ガス漏洩等への対応を図る。

イ ガス供給再開

施設や設備を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理を行う。

都市ガスについては、供給停止となっている地域等に対し、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行うほか、LPガスについては、他地域からの供給を受ける等により、速やかなガス供給再開に努める。

ウ その他

その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

③ 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

ア 取引先、メーカー等からの調達

イ 各支部間の流用

ウ 他ガス事業者からの融通

④ 車両の確保

保有している工作車、広報車について、常時稼働可能な体制を維持する。

(3) 災害時の広報

災害時には、ガスによる二次災害の防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、以下の広報内容の報道を要請するほか、市等に広報を要請する等、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

① 地震発生時

ア ガス栓を全部閉めること

イ ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること

ウ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること

この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること

エ 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること

② マイコンメータ（前面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合

ア マイコンメータ左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。

イ 操作終了後3分間はマイコンによる漏洩検査のため、ガスの使用はしないこと

③ 都市ガスの供給を停止した場合

ア ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと

イ ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと

(4) 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車両の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。

また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

4. 電力

《実施担当機関》

関係機関

(1) 震災時の活動体制

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震災害が発生したとき、非常災害対策支部を成田支社内に設置する。

(2) 震災時の応急措置

① 資機材の調達

災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 第一線機関等相互の流用

イ 現地調達

ウ 対策本部に対する応急資機材の請求

電源車の配備については、「災害時における電源車の配備に関する覚書」に基づき対応する。

② 人員の動員、連絡の徹底

ア 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。また、「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」に基づき、必要に応じて、市に連絡調整員を派遣し、連絡調整員は市との情報連携と要請窓口としての役割を担う。

イ 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

③ 震災時における危険予防措置

災害発生時であっても市民生活・地域治安維持のため、原則として送電を継続する。

ただし、浸水、建物倒壊等により送電することで二次災害発生のおそれがある場合などは、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

① 被害状況の早期把握

災害状況を早期に把握し、早期復旧計画の樹立に努める。また、「災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」に基づき、市と連携し、停電復旧作業及び啓開作業に支障となる障害物等の除去にあたる。

② 復旧の順位

震災により被災した電気設備の復旧順位は、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき策定した復旧計画を基本に順次復旧にあたる。

(4) 広報等

① 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、ホームページやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び市町村防災行政無線（同報系（固定系））を通じて市民に対し、次の諸点を十分PRするほか、必要に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと

イ 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ通報すること

ウ 断線垂下している電線には絶対に触らないこと

- エ 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること
 - オ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと
 使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること
 - カ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと
 - キ その他事故防止のための留意すべき事項
- ② 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行う。
- ③ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておく。

5. 通信

《実施担当機関》

関係機関

(1) 東日本電信電話株式会社

① 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、必要に応じて、市に連絡調整員を派遣し、市との情報連携と要請窓口としての役割を担うとともに、県、市及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

② 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- 1) 電源の確保
- 2) 災害対策用無線機装置類の発動準備
- 3) 非常用電話局装置等の発動準備
- 4) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- 5) 局舎建築物の防災設備の点検
- 6) 工事用車両、工具等の点検
- 7) 保有資材、物資の点検
- 8) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- 1) 通信の利用制限
- 2) 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- 3) 無線設備の使用

- 4) 特設公衆電話の設置
- 5) 非常用可搬型電話局装置の設置
- 6) 臨時電報、電話受付所の開設
- 7) 回線の応急復旧
- 8) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の運用

ウ 震災時の広報

震災のため通信が途絶、又は利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- 1) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- 2) 災害復旧措置と復旧見込時期
- 3) 通信利用者に協力を要請する事項
- 4) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の提供開始

③ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、市と連携し、通信設備復旧作業及び啓開作業に伴う障害物除去に早期に対応するとともに、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、その他の通信事業者

① 災害時の活動体制

災害が発生した場合は、その状況により、災害対策本部等を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、千葉県、市町村及び各防災関係機関と密接な連絡を図る。

② 災害時の応急措置

ア 設備、資機材の点検

発災後、設備、資機材の点検等を行う。

イ 応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になった場合や通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、応急措置を行う。

特に、通信に輻輳が発生した場合には、通信の利用制限等を行い、必要な通信を確保するとともに、住民等を対象とした災害用伝言板サービス等による安否情報の伝達に協力する。

ウ 災害時の広報

震災のため通信が途絶、又は利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

- 1) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- 2) 災害復旧措置と復旧見込時期
- 3) 通信利用者に協力を要請する事項

4) 災害用伝言板サービス等の提供開始

③ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

(3) 日本郵便株式会社

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

また、災害特別事務取扱いを実施するほか、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

6. 放送機関

地震が発生した場合、放送機関は、放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市の要請による防災情報の伝達にあたる。

第23節 応急教育等

《基本方針》

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援も行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認のうえ、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、こども支援部児童福祉班
教育委員会教育管理班、学校教育班、文化班、幼稚園班
千葉県、関係機関

1. 学校、幼稚園等の応急対策

各学校は、速やかに平常の教育活動が実施できるよう必要な措置をとる。

なお、幼稚園についても、学校に準じた措置をとる。

（1）事前準備

事前準備については、「第2章 災害予防計画 第21節 防災活動組織の整備」に定めるところによる。

（2）災害時の体制

千葉県では、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震等の揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡し等、状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等を示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成している。

このことから、各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

- ① 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を行う。
- ② 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。
- ③ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況等に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、教育委員会に報告する。
- ④ 校長は、臨時休校措置をとる場合、事前に定めた計画等により児童生徒の下校（避難場所等への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

なお、児童生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように対応する。

ア 通学路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網等を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

ウ 学校に残留し、保護する児童生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内

容に従って対処する。

- ⑤ 校長は、指定避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定する等、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- ⑥ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑦ 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の体制

- ① 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒に対しては被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- ② 教育委員会は、校長に対する情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ③ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供していること等により、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、教育委員会と緊密に連絡のうえ、出来る限り早い段階での授業再開に努める。
また、教育委員会は、避難所等に学校を提供していること等により、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなっている場合にあっては、早い段階での授業再開ができるよう災害対策本部事務局（危機管理部）と協議、調整を行う等、必要な措置を行う。
- ④ 教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保すること等、早期の授業再開を支援する。

(4) 教育実施者の確保

教育委員会は、教員の被災等によって教育実施者が不足する場合は、次の方法により、教育実施者の確保のための応急措置を講じる。

- ① 各学校において、教員の出勤状況に応じて一時的なカリキュラムを編成する。
- ② 幼稚園については、助教諭、臨時講師を任用する。
- ③ 小中学校については、県教育委員会と協議し、助教諭、臨時講師の任用について要請するほか、出張指導等による補充措置を要請する。

2. 学用品の給与

災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、市が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

また、災害救助法が適用された場合において、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。

なお、県は、災害救助法が適用された場合において、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができる。

市における教材・学用品の給与の業務については、教育委員会学校教育班が実施する。

(2) 学用品の給与の対象となる者

次のいずれにも該当する者であること

- ① 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること
- ② 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）
 中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）
 高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）
 中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒
- ③ 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること

(3) 学用品の給与の方法等

教材・学用品の給与にあたっては、次のとおり実施する。

- ① 学校及び教育委員会の協力により行う。
- ② 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- ③ 実際に必要なものに限り支給する。
- ④ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

(4) 学用品の品目及び経費の限度額

① 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材とする。

高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材とする。

なお、経費の限度額は、その実費とする。

② 文房具及び通学用品

文房具については、ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等とする。

通学用品については、運動靴、傘、カバン、長靴等とする。

なお、経費の限度額は、次のとおりとする。

ア	小学校児童	1人あたり	4,500円以内
イ	中学校生徒	1人あたり	4,800円以内
ウ	高等学校等生徒	1人あたり	5,200円以内

(5) 学用品の給与の期間

教材・学用品の給与の期間は、原則として次のとおり完了することとされている。

- ① 教科書及び教材
 災害発生の日から1か月以内
- ② 文房具及び通学用品
 災害発生の日から15日以内

3. 授業料等の減免・育英補助の措置

(1) 県

- ① 授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

② 育英補助の措置

被災したことにより、千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

(2) 市

教育委員会は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4. 保育園等の応急対策

各保育園等は、速やかに平常の保育活動が実施できるよう必要な措置をとる。

(1) 事前準備

事前準備については、「第2章 災害予防計画 第21節 防災活動組織の整備」に定めるところによる。

(2) 災害時の体制

① 各保育園、学童保育所等は、園児等の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

また、こども支援部児童福祉班は、各保育園、学童保育所並びに各老幼の館、児童センター、子育て支援センターの被害状況等を把握するほか、民間保育園、民間学童保育所、認可外保育施設、家庭保育員の被害状況等を把握し、各施設や保育士、園児等の被害状況等を踏まえ、復旧体制の確立に努める。

② 保育園長、学童保育所等の所長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を行う。

③ 保育園長、学童保育所等の所長は、災害の規模並びに各施設や保育士、園児等の被害状況を速やかに把握するとともに、こども支援部児童福祉班へ報告を行う。

④ 保育園長、学童保育所等の所長は、災害の規模並びに各施設や保育士、園児等の被害状況等に応じ、こども支援部児童福祉班と連絡のうえ、一時的な施設の閉鎖等適切な措置をとる。

⑤ 保育園長、学童保育所等の所長は、一時的な施設の閉鎖措置をとる場合、事前に定めた計画等により園児等の降園、降所（避難場所等への移動を含む。以下「降園」という。）の措置をとる。

なお、園児等の降園方法等については、実態に応じて次のように対応する。

ア 原則として、連絡網等を通じ、保護者の来園、来所を求めて降園させる。

イ 保育園、学童保育所等に残留し、保護する園児等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対処する。

⑥ 保育園長、学童保育所等の所長は、指定避難所又は臨時避難所として開設された場合等、災害対策に協力するため、保育士等職員の配備、役割分担計画の策定等、避難所運営等に必要な保育士等職員を確保して万全の体制を確立する。

⑦ 保育園長、学童保育所等の所長は、事前に定めた災害時の応急保育計画に基づき、臨

時のクラス編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

- ⑧ 応急復旧計画については、こども支援部児童福祉班に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び園児等に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の体制

① 施設の応急復旧等

災害による被害が軽易な場合、施設の応急復旧は、その施設の長が実施する。

ただし、市管理施設について、被害が大きい場合には、こども支援部児童福祉班は、資産経営部市有建築物班の協力のもと、施設の応急復旧を実施する。なお、民間施設については、各施設管理者等が施設の応急復旧を実施する。

また、こども支援部児童福祉班は、保育活動や施設利用に支障がある場合には、仮設トイレや必要な設備等を手配し、保育活動や施設利用が円滑に行われるように努める。

② 応急仮設保育施設の確保

被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設保育施設の手配を行う。

なお、応急仮設保育施設の手配にあたっては、仮設建築物等を建設するほか、近隣の小中学校等の学校施設やその他市管理施設、民間施設等と協議、調整を行うことにより確保に努める。

③ 応急保育の実施

保育園長、学童保育所等の所長は、事前に定めた災害時の応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児等の保育を行う等、応急保育を実施する。

また、被災により通所できない園児等については、地域ごとに実情を把握するよう努める。

こども支援部児童福祉班は、応急保育の実施にあたり、情報や指示の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育園長、学童保育所等の所長は、情報や指示事項の徹底を図ることにより、円滑な応急保育の実施がなされるよう努める。

⑤ 通常保育の再開

保育園長、学童保育所等の所長は、各施設が災害により建物等の一部損壊や、避難所等に施設を提供すること等により、園児等の一部又は全部が施設を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、こども支援部児童福祉班と緊密に連絡のうえ、出来る限り早い段階での通常保育の再開に努める。

また、こども支援部児童福祉班は、避難所等に施設を提供していること等により、園児等の一部又は全部が施設を使用できなくなっている場合にあっては、早い段階での保育の再開ができるよう災害対策本部事務局（危機管理部）と協議、調整を行う等、必要な措置を行う。

(4) 保育実施者の確保

勤務時間外に災害が発生した場合、保育士等は、事前に定められた参集方法に基づき、各保育施設に参集し、応急保育の実施等の体制の確立に努める。

なお、こども支援部児童福祉班及び各施設管理者等は、保育士等の被災等によって保育実施者が不足する場合は、次の方法により、保育実施者の確保のための応急措置を講じる。

- ① 各保育施設において、保育士等の出勤状況に応じて一時的なクラスを編成する。
- ② 臨時職員を任用する。

5. 保育料等の減免の措置

こども支援部児童福祉班は、被災した園児等に対する保育料等の減免について必要な計画を樹立しておく。

6. 学校給食等の実施

教育委員会学校教育班及びこども支援部児童福祉班は、授業や保育の再開に合わせ、速やかに学校給食等が実施できるよう必要な措置を講じる。

ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、学校給食等の再開にあたっては、必要に応じ、県に対し指導又は助言を求めるほか、物資等の調達が不可能な場合には、県、その他関係機関に要請を行う。

7. 園児・児童・生徒等の健康管理等

教育委員会学校教育班、こども支援部児童福祉班、各施設管理者等は、被災した園児・児童生徒等の身体と心の健康管理を図るため、県教育委員会、印旛保健所（健康福祉センター）、健康推進部医療防疫班等と連携して、健康相談や健康診断等を実施する。

8. 文化財の応急対策

（1）災害時の状況把握及び報告

- ① 教育委員会文化班は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。
- ② 文化財所有者等は、安全を確保したうえで、文化財の被害状況を確認し、教育委員会文化班に報告するものとし、教育委員会文化班は、県に報告する。
- ③ 県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

（2）災害時の応急措置

- ① 教育委員会文化班は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。
- ② 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。
建造物については、教育委員会文化班、関係機関等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県、教育委員会文化班、関係機関及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、教育委員会文化班、関係機関等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

- ③ 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

第24節 応急公用負担等

《基本方針》

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、一定の区域内の土地、建物その他の工作物等を使用もしくは収用することができる。

また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市域内の住民等を応急措置の業務に従事させることができる。

《実施担当機関》

災害対策本部事務局（危機管理部）、土木部土木班、道路班
佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉市消防団
千葉県、千葉県警察佐倉警察署、自衛隊、関係機関

1. 災害対策基本法に基づく応急公用負担

（1）実施責任者及び応急公用負担等の権限

① 市長（災害対策基本法第64条、第65条、第71条）

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

- ア 市域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、もしくは収用すること
- イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置
- ウ 市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること
- エ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された公用負担等の処分を行うこと

② 警察官又は自衛官（災害対策基本法第64条、第65条）

市長又はその職権の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、①ア、イ及びウに掲げる市長の職権を行うことができる。なお、当該措置をとった場合は、直ちに市長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、その職権の委任を受けた市職員又は警察官が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は、直ちに市長に通知しなければならない。

③ 知事（災害対策基本法第71条、第73条）

- ア 県域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令もしくは保管命令を発し、施設、土地、家屋もしくは物資を管理し、使用もしくは収用することができる。
- イ 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなっ

たときは、①に定める市長の行う事務を代って実施することができる。

(2) 応急公用負担の手續等（災害対策基本法第64条）

応急公用負担の手續等は、次のとおりである。

① 土地建物等の使用、収用

市長又は警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、土地建物等の使用、収用の措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 使用又は収用を行うときは、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項を通知する。

イ 当該土地建物等の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を、市役所又は千葉県警察佐倉警察署、自衛隊の事務所等に掲示しなければならない。

② 工作物等の障害物の除去

市長又は警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、工作物等の障害物の除去の措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 工作物等の保管

工作物等の障害物を除去したときは、市長、警察署長又は災害派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管する。

イ 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等を当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に返還するため、保管を始めた日から14日間、市役所又は千葉県警察佐倉警察署、自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示する。

ウ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合もしくは保管に費用、手数料のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができる。

エ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者が負担する。

オ 未返還工作物等の帰属

公示の日から6か月を経過しても返還することのできない工作物等（売却した代金を含む。）は、次のとおりその所有権が帰属する。

- 1) 市長が保管する場合…市
- 2) 警察署長が保管する場合…県
- 3) 自衛隊の部隊等の長が保管する場合…国

(3) 公用令書の交付（災害対策基本法第81条）

知事又は市長等は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合には、その所有者、占有者、又は管理者等に対し、公用令書を交付して行う。

(4) 損害補償、損失補償等（災害対策基本法第82条、第84条）

① 損失補償

知事又は市長等が発する保管命令や施設、土地等管理、使用、物資の収用を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

なお、災害対策基本法第64条に基づく工作物等の障害物の除去については、損失補償の対象とはならない。

② 実費弁償

災害対策基本法第71条に基づき、知事が行った従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、知事は、その実費を弁償しなければならない。なお、市長が災害対策基本法第71条に基づき知事に代わり行った従事命令による実費弁償は、知事が負担する。

また、区域内の住民、又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合については、実費弁償の対象とはならない。

③ 損害補償

知事又は市長等の従事命令等により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、県又は市は、その者又はその遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

なお、損害補償の内容、金額等については、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例の定めるところによる。

2. 他の法律に規定する応急公用負担

災害対策基本法に基づく応急公用負担の権限は、他の法律に規定された応急公用負担の権限と比べて一般的な権限であることから、他の法律における応急公用負担の規定は、災害対策基本法に基づく応急公用負担より優先的に適用される。

(1) 物的公用負担

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
消防法 第29条 第1項	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法 第29条 第2項	消防長、消防署長	延焼防止	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのものの在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法 第29条 第3項	同上	消火、延焼防止又は人命救助のため緊急の必要	前2項以外の消防対象物及び土地	使用、処分又は使用制限	要求があるときは、時価により補償（市町村負担）	なし

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
消防法 第30条 第1項	同上	給水維持のため緊急の必要		水利使用、制水弁の開閉	なし	なし
土地収用法 第122条 第1項	起業者 (市町村長の許可)	非常災害にさいし緊急施行の必要	他人の土地	使用	時価により起業者が損失補償	なし
土地収用法 第123条 第1項	起業者 (収用委員会の許可)	裁決遅延により災害防止が困難となる場合	当該土地	使用(6か月間)	時価により起業者が損失補償	なし
水防法 第28条 第1項	水防管理者 水防団長又は消防機関の長	水防のため緊急の必要	水防の現場において必要な土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬用機器又は工作物その他の障害物	一時使用、使用、収用、処分	時価により補償(水防管理団体負担)	なし
災害救助法 第9条 第1項	知事	救助又は救助の応援	施設、土地、家屋、物資	管理、使用、収用	通常生ずべき損失を補償(都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担)	なし
河川法 第22条 第1項	河川管理者	洪水等の危険が切迫した場合	土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬具及び器具、工作物等	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償(河川管理者負担)	なし
道路法 第68条 第1項	道路管理者	非常災害	土地、土石、竹木その他の物件	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償(道路管理者負担)	正当の事由なく、拒み又は妨げた者 懲役又は罰金
土地改良法 第120条	国、都道府県、市町村、土地改良区	急迫の災害を防ぐため	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	時価により損失を補償(当該団体負担)	なし

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
水難救護法 第6条 第1項	市町村長	救護のため	船舶、車馬その他の物件、所有地	徴用、使用	徴用、使用に対して補償（市町村負担）	正当の事由なく、拒んだ者 罰金
電気通信事業法 第133条 第1項 第2号	認定電気通信事業者	非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置	土地等	使用	損失を補償（認定電気通信事業者負担）	なし

（２）人的公用負担

法令	権利者	目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
消防法 第29条 第5項	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	現場付近に在る者	消防作業に従事	①損害補償なし ②死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（市町村負担）	軽犯罪法
水防法 第24条	水防管理者 水防団長又は消防機関の長	水防のためやむをえない必要	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防に従事	①損失補償なし ②死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（水防管理団体負担）	軽犯罪法

法令	権利者	目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
災害救助法 第7条 第1項	知事	救助又は救助の応援	医療、土木建築 工事又は輸送関係者	救助に関する業務従事	①実費弁償 ②負傷、疾病、死亡の場合扶助金支給 (都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担)	①懲役又は罰金 ②軽犯罪法
災害救助法 第7条 第2項	運輸局長	救助の応援	輸送関係者	救助に関する業務従事	同上	①懲役又は罰金 ②軽犯罪法
災害救助法 第8条	知事	救助	救助を要する者及びその近隣の者	救助への協力	同上	軽犯罪法
災害救助法 第9条 第1項	知事	救助又は救助の応援	物資の生産、販売、保管、輸送等を業とする者	物資の保管命令	通常生ずべき損失を補償(都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担)	懲役又は罰金
河川法 第22条 第2項	河川管理者	洪水等の危険が切迫した場合	現場にある者	使役	死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償(河川管理者負担)	軽犯罪法
道路法 第68条 第2項	道路管理者	非常災害	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償(道路管理者負担)	軽犯罪法
警察官職務 執行法 第4条 第1項	警察官	危害防止	その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者	措置命令	なし	軽犯罪法
水難救護法 第6条 第1項	市町村長	救護のため	人	救護従事	労務報酬支給(市町村負担)	①罰金 ②軽犯罪法

法令	権利者	目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
水道法 第40条 第1項	知事	災害その他 非常の場合	水道事業者又は 水道用水供給事 業者	水道施設内 にとり入れ た水の供給	供給対価の 支払い（供 給を受けた 水道事業者 又は水道用 水供給事業 者）	懲役又 は罰金

第25節 ボランティア協力対策

《基本方針》

県及び市は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得るほか、被災者の多様なニーズを的確に把握し、需給調整に努め、効果的な応急対策を実施する。

なお、多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう努める。

佐倉市災害ボランティアセンターについては、佐倉市社会福祉協議会が中心となって運営することが期待されている。このことから、市と佐倉市社会福祉協議会では、災害時における円滑なボランティア活動等を推進するため、双方の協力体制と佐倉市災害ボランティアセンターの開設・運営に関して、必要な事項を定めた「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結している。

また、千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、県及び市は、その運営を支援する。

1. ボランティアニーズの把握等

(1) ボランティアニーズの把握

災害対策本部事務局（危機管理部）は、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

具体的には、「第5節 災害広報・広聴対策」に定めるところにより、各種相談窓口を設置し、ニーズの把握を行うほか、「第7節 避難所の設置・管理」に定めるところにより、各避難所等において避難者のニーズ等を含めた避難者情報の収集を行うことにより、ニーズの把握を行う。

(2) ボランティアニーズの情報提供

災害対策本部事務局（危機管理部）は、把握を行ったボランティアニーズのうち、一般ボランティアに係る情報を佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）に連絡を行う。

なお、佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）においても、独自にボランティアニーズの把握に努める。

2. 災害時におけるボランティアの受入体制の整備等

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県、市、佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

① 佐倉市災害ボランティアセンターの設置

市と佐倉市社会福祉協議会は、災害時における円滑なボランティア活動等を推進す

るため、双方の協力体制と佐倉市災害ボランティアセンターの開設・運営に関して、必要な事項を定めた「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結している。

このため、当該協定に基づき、佐倉市社会福祉協議会は、一般分野のボランティアを受け入れるため、発災後、速やかに佐倉市災害ボランティアセンターを設置するものとし、市は、佐倉市社会福祉協議会に対して佐倉市災害ボランティアセンターの設置に関する必要な支援を行う。

なお、佐倉市災害ボランティアセンターの設置場所や活動拠点については、市と佐倉市社会福祉協議会が協議のうえ、用意する。

② 県災害ボランティアセンターの設置

大規模災害時に、県は、県災害ボランティアセンターを設置することとしている。

県災害ボランティアセンターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

また、当該センターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、原則、千葉県社会福祉センター内に設置することとし、設置できない場合は、千葉県庁内に設置することとなっている。

③ 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置することとしている。

なお、広域災害ボランティアセンターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域災害ボランティアセンターの設置場所は、次の表のとおりである。

【広域災害ボランティアセンターの設置場所】

名 称	支援対象地域	設置場所
東葛飾広域災害ボランティアセンター	東葛・葛南	西部防災センター (松戸市)
千葉広域災害ボランティアセンター	千葉	県総合スポーツセンター (千葉市)
かずさ広域災害ボランティアセンター	木更津・安房	かずさアカデミアパーク (木更津市)
九十九里広域災害ボランティアセンター	海匝・山武・長生	さんぶの森公園 (山武市)
いすみ広域災害ボランティアセンター	夷隅	大多喜町 B & G 海洋センター (大多喜町)

※印旛、香取地域については、千葉広域災害ボランティアセンター又は近隣市ボランティアセンター等を拠点に支援する。

(2) ボランティアの登録等

① 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整のうえ、派遣する。

県における登録を行う活動分野及び県受付窓口等は、次のとおりである。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情報提供	公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部危機管理課

② 専門分野のボランティア等の受入れ

市は、災害時における行政機関等への応援要請及びその受入れ体制の整備と併せ、専門分野のボランティア・NPOの受入れ体制を整える。

なお、専門分野のボランティア・NPOについては、関連する市の各担当部門が受入れを行うものとし、「第3節 応援の要請・受入れ」に準じて実施する。

③ 佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）等における登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）窓口において受け付け、登録する。

なお、広域災害ボランティアセンターで受け入れた一般分野のボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整のうえ、派遣することとなることから、佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）は、当該ボランティアについても受入れを行う。

(3) 活動用資機材の用意

ボランティアが活動に必要とする資機材については、ボランティア自身の自己調達を基本とするが、市及び佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）にお

いても、用意を行うよう努める。

(4) 食事、宿泊場所等

ボランティアについての食事や宿泊場所等については、ボランティア自身の自己調達を基本とする。

(5) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故や損害の発生に対処するため、ボランティア活動を行うにあたっては、ボランティア自身において、ボランティア保険等に参加することを活動の条件とする。

(6) ボランティアへの配慮

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体活動を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティア活動を行っている者の生活環境について配慮する。

(7) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、ボランティア自身の自己負担を基本とするが、その必要性に応じて、市が負担する。

(8) 各種ボランティア団体との連携

佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）は、市のほか、日本赤十字社千葉県支部や県及び県災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO等と十分な情報交換を行うとともに、密接な連携のもとに各種災害支援活動を進める。

3. ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ① 救護所での医療救護活動
- ② 被災建築物応急危険度判定
- ③ 被災宅地危険度判定
- ④ 外国語の通訳、情報提供
- ⑤ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- ⑥ 被災者への心理治療
- ⑦ 高齢者、障害者等の要配慮者の看護、情報提供
- ⑧ その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ① 避難所の運営補助
- ② 炊き出し、食糧等の配布
- ③ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- ④ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援
- ⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけ等
- ⑥ 避難所や応急仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- ⑦ その他被災地における軽作業等

4. ボランティアとして協力要請、参加の呼びかけ

(1) ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

① 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

② 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO等

(2) 災害時におけるボランティア参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、県、市、佐倉市災害ボランティアセンター（佐倉市社会福祉協議会）に加え、佐倉市市民公益活動サポートセンターやボランティア団体、NPO、近隣の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のネットでの情報公開により電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。